業　務　要　覧

令和８年版

神戸運輸監理部

目　　次

総務企画部

【総務課】

１　沿革……総総　1

２　歴代海運・運輸監理部長……総総　1

３　管轄区域……総総　2

４　組織及び主な業務……総総　3

５　海事功労者表彰……総総　4

６　叙勲及び褒章……総総　5

【安全防災・危機管理課】

１　安全防災・危機管理対策……総安　1

(1)　年末年始の輸送等に関する安全総点検……総安　1

(2)　運輸安全防災・危機管理業務推進本部……総安　1

(3)　防災訓練……総安　1

(4)　運輸安全マネジメント制度……総安　2

(5)　安全統括管理者及び運航管理者研修……総安　3

【企画課】

１　地域公共交通活性化の取組……総企　1

(1)　「地域の足」の確保に向けた取組状況……総企　1

(2)　陸上交通の確保維持・活性化……総企　1

(3)　海上交通の確保維持・活性化……総企　2

(4)　地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業……総企　2

(5)　企画切符の販売支援……総企　2

２　観光振興の取組……総企　3

(1)　地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業……総企　3

(2)　海事観光の推進……総企　3

【物流施設対策官】

１　倉庫業の現況……総物　1

(1)　事業者数及び所管面(容)積……総物　1

(2)　倉庫需要……総物　2

(3)　倉庫管理主任者スキルアップセミナー……総物　3

２　物流の効率化……総物　3

(1)　物流総合効率化計画の認定……総物　3

(2)　物資の流通の効率化に関する法律の改正について……総物　4

(3)　モーダルシフト等推進事業……総物　4
(4)　グリーン物流等に係る普及・啓発……総物　4
(5)　物流分野におけるエネルギー使用の合理化……総物　5
(6)　トラック・物流荷主特別対策室（通称：トラック・物流Ｇメン）……総物　5
(7)　交通環境教室……総物　5
3　災害に強い物流システムの構築……総物　5
4　バリアフリーの推進……総物　6
(1)　バリアフリー教室の開催……総物　6
(2)　関係機関との連携……総物　6

海事振興部

【旅客課】

1　旅客船事業の現況……海旅　1
(1)　旅客船事業者数及び航路数……海旅　2
(2)　旅客船事業の増減状況等……海旅　2
(3)　輸送実績の推移……海旅　4
2　不開港場寄港及び沿岸輸送特許……海旅　7
3　海事思想の普及……海旅　１０
4　経営改善支援事業に関する補助制度……海旅　１０

【貨物・港運課】

1　内航海運の現況……海貨　1
(1)　内航海運事業者数……海貨　1
(2)　内航海運業地区別登録事業者分布状況……海貨　1
(3)　船種・船型別船腹量及び隻数……海貨　2
(4)　自家用船舶使用届出状況（１００総トン以上）……海貨　2
2　貨物利用運送事業の現況……海貨　3
3　港湾運送事業の現況……海貨　3
(1)　港湾運送事業者数・店社数……海貨　3
(2)　港湾運送実績……海貨　4
(3)　港湾労働者の現況……海貨　8

【船舶産業課】

1　造船業の現況……海舶　1
(1)　造船所の状況……海舶　1
(2)　船舶の建造・修繕実績……海舶　1
2　舶用工業の現況 ……海舶　2

(1)　舶用工業事業所数……海舶　2
(2)　舶用工業の実績……海舶　3
3　造船業・舶用工業対策等……海舶　9
(1)　人材の育成……海舶　9
(2)　造船業における労働災害防止指導……海舶　１０
4　舟艇利用の現況……海舶　１０
(1)　「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進……海舶　１０
(2)　海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業……海舶　１１
5　モーターボート競走の現況……海舶　１１
【船員労政課】
1　船員労働の現況……海員　1
(1)　船員の労働組合組織率……海員　1
(2)　船員最低賃金の状況……海員　1
(3)　船員の福利厚生施設の状況……海員　1
(4)　船員の確保対策……海員　2
(5)　個別労働関係紛争等の処理状況……海員　3
2　船員職業安定業務の現況……海員　3
(1)　船員の雇用情勢……海員　3
(2)　雇用促進等対策……海員　5
(3)　雇用保険に係る失業等給付……海員　5
(4)　船員派遣事業……海員　5
(5)　学校等が行う無料の船員職業紹介事業について……海員　5

海上安全環境部

【船舶安全環境課】
1　船舶の登録及びトン数の測度……安環　1
(1)　船舶の登録業務……安環　1
(2)　船舶のトン数測度業務等……安環　2
(3)　船舶国籍証書の検認時の臨検……安環　2
(4)　船舶の解撤等に係る臨検……安環　2
2　船舶の安全及び海洋汚染等の防止……安環　2
(1)　船舶の安全に関する検査等……安環　2
(2)　海洋汚染等の防止……安環　4
(3)　船舶油濁損害賠償保障法に関する業務……安環　6
3　海上交通監査計画……安環　8

４　海事／船員行政品質マネジメントシステム‥‥‥

１　自動車運送事業の現況・・・

総務企画部
総務課

1　沿革

年　月	事　　項
明治11年 6月	神戸郵政局が、西洋形船舶の検査試験事務の出張所となる。
昭和18年11月	運輸通信省が設置され、中央の海運総局のもとに、兵庫、岡山、広島、島根、鳥取の５県を管轄する「神戸海運局」となる。
20年 6月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運監理部」となる。
23年 7月	官制改正により、兵庫県を管轄する「神戸海運局」となる。
24年 6月	運輸省設置法が施行される。
26年 7月	港湾法の施行に伴い、港湾の管理運営に関する業務を神戸市に移管。本局は総務、運航、船舶及び船員の４部体制となる。
59年 7月	運輸省組織改正により、兵庫県における海事行政を所管する「神戸海運監理部」となる。
平成13年 1月	中央省庁等改革により国土交通省が設置される。
14年 7月	地方運輸局の組織再編により、兵庫県における運輸行政を所管する「神戸運輸監理部」となる。

2　歴代海運・運輸監理部長

（令和７年４月１日現在）

発令年月日	氏　　名	発令年月日	氏　　名
昭和59年 7月 1日	寺　嶋　　潔	平成14年 7月 1日	齋　藤　貞　夫
60年 6月26日	片　岡　榮　夫	14年 7月16日	城　石　幸　治
62年 6月 5日	渡　辺　純一郎	15年 7月18日	木　内　大　助
63年 6月10日	望　月　鎭　雄	17年 8月12日	石　田　育　男
平成 2年 6月27日	長　尾　正　和	18年 7月11日	石　丸　周　象
3年 7月 1日	伊　東　弘　之	19年 5月10日	田　中　護　史
4年 6月23日	西　村　泰　彦	21年 4月 1日	関　元　貫　至
5年 6月25日	土　橋　正　義	23年 8月 1日	和　田　昌　雄
6年 6月29日	谷　野　龍一郎	25年 7月 1日	安　藤　　昇
8年 7月15日	徳　留　健　二	28年 4月 1日	秋　田　　務
10年 6月23日	石　井　健　児	29年 4月 1日	吉　田　　稔
12年 6月30日	齋　藤　貞　夫	30年 4月 1日	吉　田　正　彦
		令和 2年 4月 1日	石　原　　彰
		4年 4月 1日	田　淵　一　浩
		5年 4月 1日	臼　井　謙　彰
		7年 4月 1日	峰　本　健　正

※平成 14 年 7 月 1 日以前は海運監理部長、以後は運輸監理部長

3　管轄区域

◎本局（本庁舎）

兵庫県（海運に関する事務に限る。なお、姫路海事事務所の管轄区域を除く。）

◎兵庫陸運部（魚崎庁舎）

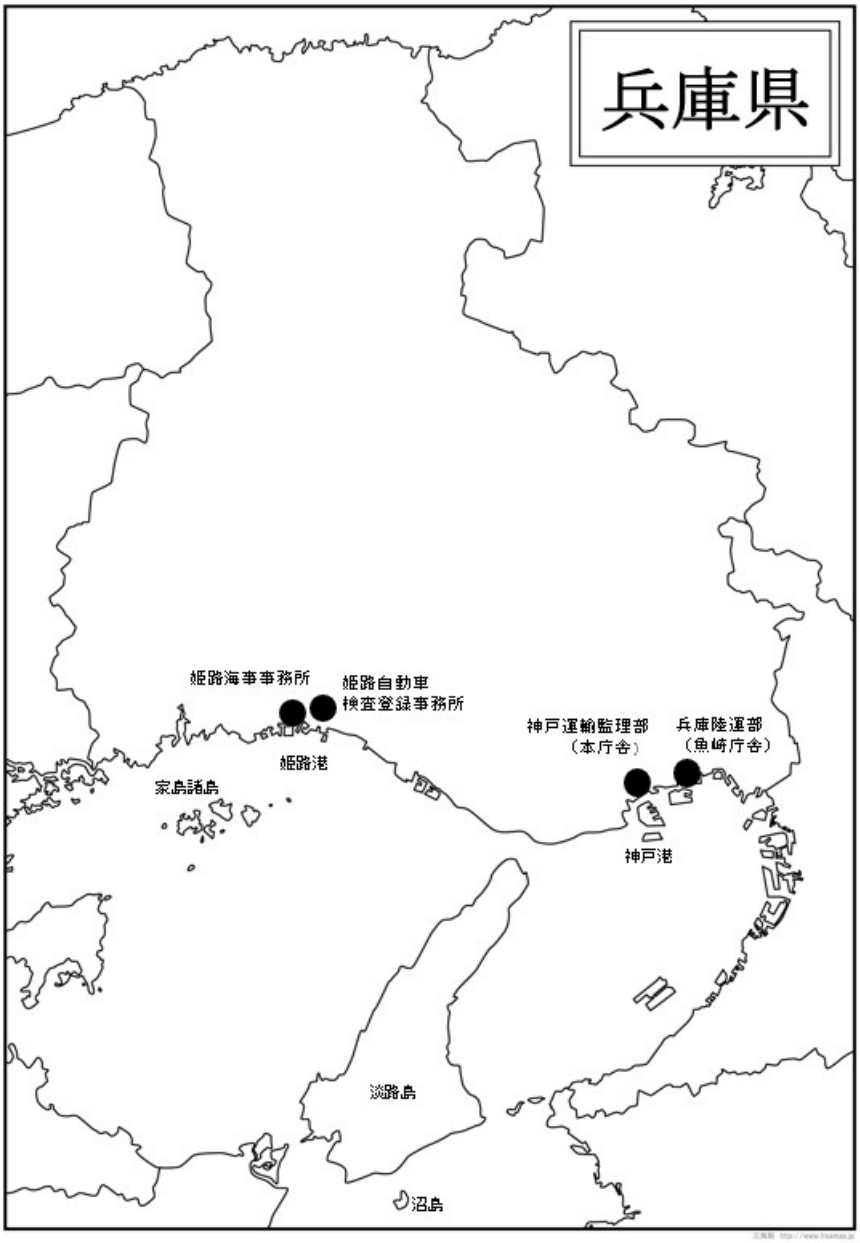
兵庫県（陸運に関する事務に限る。なお、自動車の検査登録に関する事務については、姫路自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）

◎姫路自動車検査登録事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡（自動車の検査登録に関する事務に限る。）

◎姫路海事事務所

兵庫県のうち姫路市、相生市、赤穂市、たつの市、揖保郡、赤穂郡（海運に関する事務に限る。）



４　組織及び主な業務

神戸運輸監理部

総務企画部
- 次長
- 安全防災・危機管理調整官
- 海事交通計画調整官
- 総務課
- 人事課
- 会計課
- 安全防災・危機管理課
- 企画課
- 企画調整官
- 広報対策官
- 物流施設対策官

・総務、人事、会計に関する業務
・行政相談、広報、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護に関する業務
・安全防災・危機管理関連対策
・公共交通の確保維持及び利用促進
・観光振興に関する業務
・倉庫業の指導・監督
・物流振興・効率化に関する業務
・交通バリアフリー化の促進

海事振興部
- 次長
- 旅客課
- 貨物・港運課
- 船舶産業課
- 船員労政課

・海上運送事業、内航海運業、貨物利用運送事業（海運）、港湾運送事業、造船業、舶用工業に関する指導・監督等
・海事思想の普及、海事代理士に関する業務
・モーターボート競走の監督、舟艇の利用振興
・船員に係る個別労働関係紛争の解決促進、失業対策、職業紹介、職業指導、最低賃金に関する業務
・船員の確保対策に関する業務

海上安全環境部
- 海事保安・事故対策調整官
- 調整官
- 船舶安全環境課
- 船員労働環境・海技資格課
- 運航労務監理官
- 海事技術専門官
- 海技試験官
- 外国船舶監督官

・船舶の登録、トン数測度、船舶の検査、海洋汚染の防止に関する業務
・船員の労働条件、労働災害の防止に関する指導・監督
・海技従事者・水先人の試験、海技士及び小型船舶操縦士の資格に関する業務
・船舶の安全運航管理に関する業務
・外国船舶の監督

兵庫陸運部
- 運輸企画専門官
- 陸運技術専門官

・バス・タクシー・トラックの輸送サービスの向上・効率化の推進
・運送事業者の監査、利用者保護対策
・自動車環境対策の推進
・自動車の検査・登録
・自動車整備工場の指導、育成

姫路自動車検査登録事務所
- 運輸企画専門官
- 陸運技術専門官

・自動車の検査・登録に関すること

姫路海事事務所
- 運輸企画専門官
- 海事技術専門官

・海事行政に関すること

総務企画部
総務課

5 海事功労者表彰

(1) 令和７年７月２２日に神戸市内において、国土交通大臣表彰の伝達及び神戸運輸監理部長表彰を行った。（第１表）

第１表　海事功労者表彰状況

国土交通大臣表彰 （神戸運輸監理部関係）	海事功労	３名
	優良船員	１名
	永年勤続	３名
	統計調査	１社
神戸運輸監理部長表彰	海事功労	６名
	優良船員	３名
	永年勤続	３０名
	マリンエキスパート	１２名
	統計調査協力功労	２社

(2) マリンエキスパート表彰

マリンエキスパート表彰は、管内の海事産業（倉庫・港湾運送・造船・舶用工業・船員・水先人）を対象として、高い技能を持った技能者を顕彰することで、次世代を担う技術者への技能伝承や人材育成・人材確保に繋げることを目的に創設された神戸運輸監理部独自の制度である。

平成２１年度にマリンエキスパート及びマリンエキスパート（ジュニア）を創設。

平成２８年度に表彰の対象を「水先人」にも拡大し、同時に海事産業への女性の進出に貢献した者を表彰するマリンエキスパート（レディ）部門を新設

令和６年度に表彰部門をマリンエキスパート及びマリンエキスパート（ジュニア）の２部門に集約するとともに、両部門に女性活躍への貢献に係る選考基準を設定。

6　叙勲及び褒章

令和７年度における受章者は、第２表のとおり８名である。

第２表　叙勲及び褒章受章者

① 叙勲

授与時期	賞賜	氏　名	功績概要	主要経歴
春	旭日小綬章	望月　誠	水先業務功労	元・日本水先人会連合会副会長 元・大阪湾水先区水先人会水先人
秋	旭日小綬章	山田　哲也	水先業務功労	日本水先人会連合会副会長 大阪湾水先区水先人会水先人
	瑞宝双光章	丸尾　洋一	国土交通行政事務功労	元･神戸運輸監理部海上安全環境部 海事保安・事故対策調整官

② 褒章

授与時期	褒章	氏　名	功績概要	主要経歴
春	黄綬	安原　優	業務精励・港湾運送業	日本港運株式会社会長 神戸船内荷役協会会長
	黄綬	山下　公弘	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人会水先人
	黄綬	水澤　賢二	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会水先人
秋	黄綬	池上　英二	業務精励・水先業務	大阪湾水先区水先人会水先人
	黄綬	久保　廣海	業務精励・水先業務	内海水先区水先人会水先人

総務企画部
安全防災・危機管理課

1　安全防災・危機管理対策

(1) 年末年始の輸送等に関する安全総点検

輸送等が繁忙期に当たる年末年始に臨み、自主点検等を通じて海上輸送の安全性の向上及び安全意識の高揚を図るため、管内の旅客船事業者、人の運送をする不定期航路事業者、内航貨物船事業者に対して、年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施している。

令和７年度は、以下の５点を重点点検事項とし、経営トップから現場まで一体となった安全性向上等を図ることを目的とした総点検を行った。

(ｱ)　法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者又は運航管理者の選任に関する事項、気候・海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況

(ｲ)　安全に関する設備（旅客船ターミナル等を含む）の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）

(ｳ)　自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況及び通信設備・通信環境の確認

(ｴ)　不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

(ｵ)　新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

年末年始の輸送等に関する安全総点検結果（令和７年１２月１０日～令和８年１月１０日）

	事業者数		船　舶	
	旅客船	貨物船	旅客船	貨物船
自主点検実施事業者・船舶数	７８	４８	２０４	１８７
現地確認実施事業者・船舶数	１４	０	３１	０

(2) 運輸安全防災・危機管理業務推進本部

神戸運輸監理部各部が連携して運輸安全防災・危機管理行政を積極的に展開し、運輸事業者の安全防災・危機管理に係る取組を推進することを目的とする運輸安全防災・危機管理業務推進本部会議について、以下の通り開催した。

第１回　令和８年３月１１日（水）

(3) 防災訓練

神戸運輸監理部防災業務計画に基づく防災訓練を、以下の通り実施した。

＜安否確認訓練＞

●第１回　　４月２４日（木）

●第２回　　１月２８日（水）（総合防災訓練に併設）

＜総合防災訓練＞

●第１回　　６月１６日（月）　風水害

●第２回　　１月２８日（水）　地震、津波（本省と連携）

＜機器等習熟訓練＞

●衛星携帯電話通信訓練　月１回程度定期的に実施（１２月まで）

魚崎庁舎、姫路自動車検査登録事務所、姫路海事事務所

●Ｖ－ＣＵＢＥ、メタモジ（災害対策本部通信手段）習熟訓練　４月、６月、７月、１月実施

●スターリンク接続テスト　２月実施

●ＴＶ会議機器、衛星携帯電話の設置訓練　５月、１２月、１月実施

●電話交換機操作訓練　５月、１０月、１２月実施

●非常用発電機運転操作　６月、１２月実施

＜その他の訓練＞

●津波防災の日　１１月５日（水）　シェイクアウト訓練、非常持ち出し訓練（Ｔｅａｍｓ）

⑷ 運輸安全マネジメント制度

㋐ 運輸安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の普及・啓発、浸透・定着に向け、運輸事業者の安全担当者を対象として、各地方運輸局で開催する運輸安全マネジメントセミナーを、令和７年１０月１日～２日に実施し、延べ９１人が受講した。

㋑ 運輸防災セミナー＆ワークショップ

災害時に重要な役割を担う運輸事業者を対象に、気象情報等の活用方法の紹介やグループ討議を通して自社の被災リスクと事業への影響を把握し、事業継続のための防災体制を整える契機になることを目的に、運輸防災セミナー＆ワークショップを近畿運輸局・神戸運輸監理部共催で開催した。

令和７年度は、上期に、風水害をテーマとして、令和７年６月６日に開催し、合計６４名の参加があった。下期には、地震・津波をテーマとして、令和８年２月２４日に開催し、８７名の参加があった。

(5) 安全統括管理者及び運航管理者研修

近年、日本では、地震や気象災害が多発し、鉄道のテロが相次いで発生しており、海上交通においても、安心かつ安全な人流・物流を確保できるよう、災害発生時の対応やテロ防止対策の強化が求められている。そこで、旅客船事業者及び内航海運事業者を対象に、運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させることを目的とし、安全最優先の原則の徹底と安全運航に必要な専門知識の習得のために、安全統括管理者及び運航管理者研修会を開催している。令和７年度は、「旅客船の総合的な安全安心対策」並びに「港湾における「風」の読み解き方」をテーマとした講義をＹｏｕＴｕｂｅにより動画配信を行い、１１０人が視聴した。

総務企画部
企画課

1　地域公共交通活性化の取組

地域公共交通は、住民の豊かなくらしの実現や地域の社会経済活動に不可欠であるが、人口減少や高齢化、運転者・担い手の圧倒的不足等を背景として、地域鉄道やバス路線、離島航路等の減便・廃止がすすむなど、全国各地で「交通空白」が生じている。「交通空白」は通学・通勤・買い物・就労・観光といった基本的な生活様式や消費行動を制約し、個々の不便にとどまらず地域社会や経済全体に連鎖的な影響を及ぼしている。

国土交通省では、令和６年７月に地域交通に係る全国各地のお困りごとをひとつひとつ具体的に解決していくため、国土交通大臣を本部長とする国土交通省「交通空白」解消本部を設置した。令和７年度から９年度までの３年間を「交通空白解消・集中対策期間」として、現在、地方運輸局・運輸支局を中心に全国各地の自治体の首長を直接訪問し、自治体や交通事業者等への伴走支援を行いながら、制度拡充・創設された公共ライドシェアや日本版ライドシェア等地域輸送資源をフル活用し「地域の足」・「観光の足」の確保をすすめている。

また、令和６年１１月に「交通空白」解消・官民連携プラットフォームが発足し、自治体や交通事業者とソリューションを持つパートナー企業が連携・協働する「『交通空白』解消パイロット・プロジェクト」や、地域の多様な関係者が連携・協働した取組、地域交通の維持・活性化を図る「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」等、「交通空白」の解消と持続可能な体制づくりの道筋及びその実現に向けた国による総合的な後押しをすすめている。

さらに、計画策定から実証・実装に至るまで、地域の特性・実情に最適な移動手段の確保や、公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する施策である「地域公共交通確保維持改善事業」に関する取組をすすめているほか、自動運転等の先進技術の導入に向けての環境整備や観光を起点とした地域交通の持続可能性の強化に取り組んでいる。

このような中で、神戸運輸監理部では以下のとおり取り組んだ。

(1) 「地域の足」の確保に向けた取組状況

近畿運輸局と連携し、令和７年度に県内１５自治体の首長を訪問し、それぞれの自治体が抱える課題や交通空白解消のための意見交換を行った。また、兵庫県公共交通勉強会等において交通空白解消に向けた取組等を報告した。

(2) 陸上交通の確保維持・活性化

平成１８年の改正道路運送法の施行以降、地域のニーズに応じたコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、ＮＰＯ等によるボランティア有償運送など、多様な形態の運送サービスが導入されるようになった。これらの運送サービスの導入にあたっては、地方公共団体が主体的となって設置する地域公共交通会議等において「地域交通のあり方」を検討し、運送の実施を協議しており、神戸運輸監理部では当該地域公共交通会議等に積極的に出席し、許認可等の相談のみならず生活交通路線の確保について地域の状況に即した施策・対処方法を助言している。

令和７年度においては、４４機関で開催された地域公共交通会議等（延べ１４０回開催）に出席し、各自治体及び事業者に対する「地域間幹線系統」や「地域内フィーダー系統」の要件について説明した。また、地方バス路線等への支援制度の対応など踏み込んだ助言を行うとともに、兵庫県県土整備部交通政策課と連携し、きめ細かな情報を各自治体等へ展開した。さらに、「地域公共交通バリア解消促進等事業」「地域公共交通調査事業」では、相談等を受けている自治体や事業者へ積極的に情報を展開し、事業の推進を図った。

(3) 海上交通の確保維持・活性化

管内の離島航路整備法による補助航路は、「沼島～土生」と「姫路～坊勢島」がある。

令和７年度は、「沼島～土生」航路の沼島航路確保維持改善協議会が２回、また「姫路～坊勢島」航路の姫路市地域公共交通会議離島航路分科会が３回開催され出席するとともに、それぞれ６月１９日、６月２０日に「令和８年度生活交通確保維持改善計画」が策定され、いずれも９月２９日に国土交通大臣より認定された。

なお、両航路に係る地域公共交通確保維持改善事業は事業評価として、各協議会・分科会から自己評価結果の報告を受けるとともに、有識者からなる第三者評価委員会が行う二次評価結果を通知し、協議会等は必要に応じて生活交通確保維持改善計画または地域の取組等に反映させている。

(4) 地域公共交通確保維持・活性化に係る調査事業

令和７年度の地域公共交通調査（直轄調査）として「神戸運輸監理部管内の旅客船事業における人手不足の課題と対策に関する調査」を実施した。

地域住民の移動手段の確保および持続可能な旅客船事業の実現に寄与することを目的として、前年度調査（神戸運輸監理部管内の旅客船事業における人手不足の現状と課題に関する調査）の継続調査として実施した。前年度調査にて明らかとなった課題に対し、詳細な調査を行うとともに、管内の旅客船事業者における人手不足の課題をより具体的に整理し、実効性のある対策の検討を行った。

調査結果を取りまとめた報告書は、今後の人材確保に向けた取組を推進するための資料として、管内の旅客船事業者をはじめ、関係自治体及び船員教育機関にも共有した。

(5) 企画切符の販売支援

地域公共交通の確保維持・活性化及び家島・淡路島地域の観光振興のため、自治体や交通事業者間の連携による企画切符の販売を支援した。

家島諸島航路においては、令和２年度より毎年度販売しているバス事業者と旅客船事業者による企画切符の販売促進に向け、交通事業者、自治体との関係者連絡会を開催した。

明石～岩屋航路においては、令和５年度地域公共交通調査（直轄調査）として航路活性化に向

けた方策を取りまとめたことを契機に、旅客船事業者と高速バス事業者、自治体の連携を支援し、令和６年度には新たに２つの企画切符（「花・食めぐり２ｄａｙ切符」及び「明石海峡・島たびパス」）の販売を開始した。

２　観光振興の取組

(1) 地域の特色を活かした観光地域づくり推進に係る調査事業

令和７年度の観光地域動向調査として、「淡路島における防災ツーリズムのあり方等に関する調査事業」を実施した。

阪神・淡路大震災から３０年の節目を迎えるにあたり、淡路島における震災遺構や防災施設と多様な観光資源を組み合わせた「防災ツーリズム」のあり方を検討するとともに、発災時の危機管理（観光客に対する避難誘導や災害時の情報提供、帰宅支援策等）及び海上交通を活用した帰宅支援に関する課題を整理した。

モニターツアーの実施や関係自治体へのヒアリング調査等により得られた知見を踏まえ、淡路島における防災ツーリズムのあり方や、発災時における海上交通の効果的な活用に向けた取組方策を報告書へ取りまとめた。

(2) 海事観光の推進

＜神戸港観光船協議会＞

神戸港における観光船事業者と関係団体、自治体と連携し、神戸市街地や神戸港を訪れる観光客等の観光船への集客増加策等を検討することを目的に、「神戸港観光船協議会」を設置している。

令和７年度は、昨年度に引き続き、観光船と映画館の相互割引制度「船割・映画割」を実施したほか、観光船の詳細や割引クーポンを掲載したリーフレット「来て！見て！感じて！神戸港」を各種イベント時に配布した。

また、旅行業者・交通事業者等を招いて「観光船試乗会・意見交換会」を実施した。神戸海洋博物館の講堂にて開会し、観光船事業者３社がプレゼンテーションを行い、観光船の魅力向上や利用拡大を目指して意見交換を行った。その後、神戸港遊覧を体験した。

＜海事観光 PR 動画の制作＞

兵庫県は大阪・関西万博開催を契機に、県内のＳＤＧｓ体験型プログラムを「ひょうごフィールドパビリオン」として認定しており、管内関係事業者のプログラムについても多数認定されている。令和７年度は関係自治体やＤＭＯ等に協力を得つつ、神戸、尼崎、南あわじ、豊岡、香住の５つのエリアについて、その認定プログラムを活用した海事観光の魅力を発信する動画を作製し、神戸運輸監理部の公式ＳＮＳ等で配信した。

総務企画部
物流施設対策官

1　倉庫業の現況

(1) 事業者数及び所管面（容）積

(ｱ) 事業者数

管内の営業倉庫事業者数は第１表のとおりで、５３０社（前年度末比３．３％増）である。

第１表　倉庫事業者数（令和７年度末）

普通倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	27	31	58
非発券	298	124	422
計	325	155	480

冷蔵倉庫

区分	主たる営業所		計
	管内	他局管内	
発券	9	14	23
非発券	47	22	69
計	56	36	92

※１　主たる営業所が管内にある発券事業者２７社のうち１社、非発券事業者２９８社のうち３社は、管内に倉庫を有しない。
※２　普通倉庫と冷蔵倉庫の兼業は４２社である。

(ｲ) 所管面（容）積

倉庫事業者が管内に保有する倉庫の所管面（容）積の推移は、第２表のとおりである。管内における倉庫は神戸市及びその周辺都市に集中しており、中でも神戸市内には、所管面（容）積ベースで、普通倉庫では一～三類倉庫の４４．７％、危険品倉庫（タンク）の７２．６％、野積倉庫の６８．２％、貯蔵槽倉庫の９０．８％、冷蔵倉庫の６８．６％が立地している。

第２表　倉庫所管面（容）積の推移

（各年度末現在）

区分	種類別＼年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度比（％）
管内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）		4,216,686	4,375,760	4,801,845	4,980,132	5,483,375	110.1
			うち認定ﾄﾗﾝｸﾙｰﾑ（㎡）	119,256	117,612	120,418	112,908	109,746	97.2
		二類倉庫（㎡）		3,166	3,166	3,166	3,166	3,166	100.0
		三類倉庫（㎡）		70,407	70,407	71,812	71,812	71,812	100.0
		小計（㎡）		4,290,259	4,449,333	4,876,823	5,055,110	5,558,353	110.0
		危険品倉庫	タンク（㎥）	203,912	203,912	203,912	203,912	203,912	100.0
			その他（㎡）	63,415	65,864	68,475	72,012	72,738	101.0
		野積倉庫（㎡）		480,249	511,881	514,419	519,278	534,784	103.0
		貯蔵槽倉庫（㎥）		769,645	769,645	769,645	769,645	769,645	100.0
	冷蔵倉庫（㎥）			2,805,799	2,936,501	3,011,418	3,117,665	3,091,530	99.2
神戸市内	普通倉庫	一類倉庫（㎡）		2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	2,484,408	111.5
			うち認定ﾄﾗﾝｸﾙｰﾑ（㎡）	96,439	95,739	100,832	93,322	93,322	100.0
		二類倉庫（㎡）		0	0	0	0	0	0.0
		三類倉庫（㎡）		0	0	0	0	0	0.0
		小計（㎡）		2,073,133	2,135,594	2,224,869	2,227,449	2,484,408	111.5
		危険品倉庫	タンク（㎥）	148,050	148,050	148,050	148,050	148,050	100.0
			その他（㎡）	23,129	24,126	24,013	25,580	25,858	101.1
		野積倉庫（㎡）		355,683	363,557	364,085	364,244	364,897	100.2
		貯蔵槽倉庫（㎥）		699,094	699,094	699,094	699,094	699,094	100.0
	冷蔵倉庫（㎥）			1,844,608	1,944,474	2,019,412	2,117,320	2,122,280	100.2

*神戸運輸監理部管内において、水面倉庫の実績はない。

(2) 倉庫需要

管内倉庫における品目別入庫量、平均月末在庫量について、普通倉庫は第３表、冷蔵倉庫は第４表のとおりとなり、一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移は、第１図のとおりである。

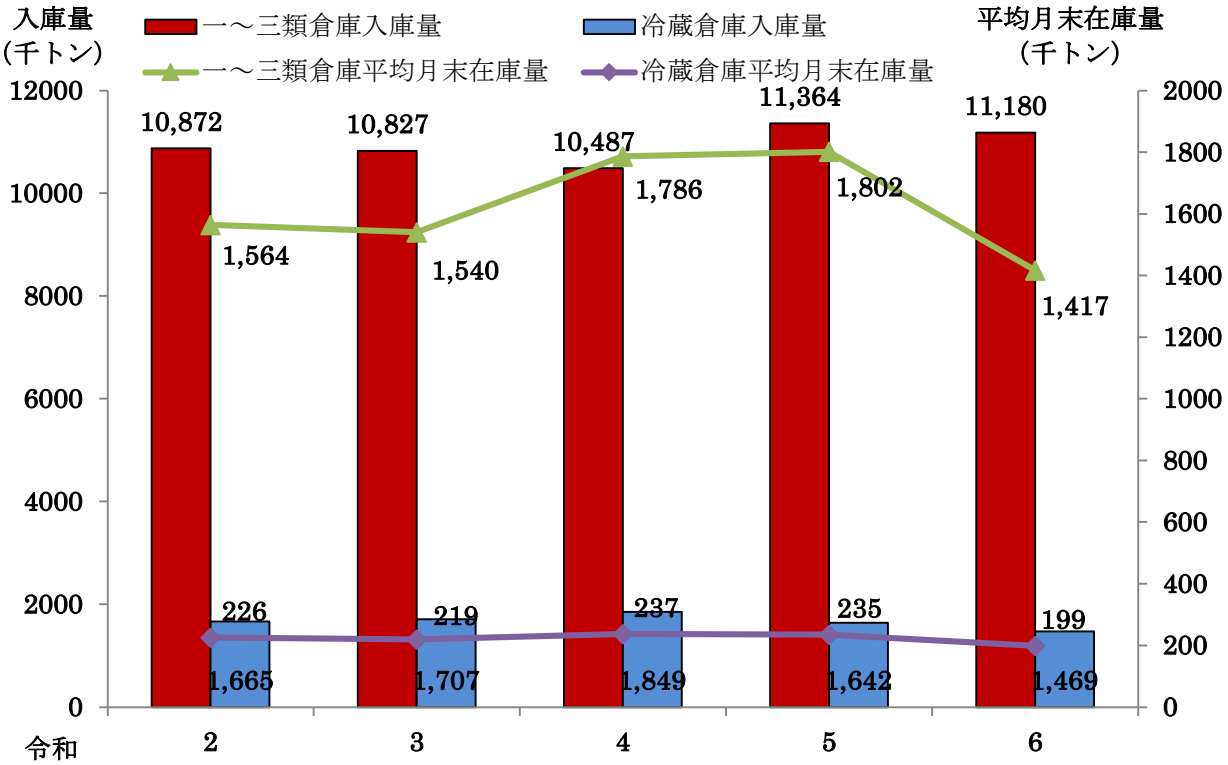
第３表　管内普通倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和６年度）

種類別／品目	一～三類倉庫		危険品倉庫		野積倉庫		貯蔵槽倉庫		普通倉庫計	
	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）
農水産品	585	171	0	0	0	0	1,442	219	2,026	390
金属	519	76	0	0	354	38	0	0	872	114
金属製品･機械	779	99	2	0	406	9	0	0	1,187	108
窯業品	63	10	0	0	0	0	0	0	63	10
化学工業品	4,000	479	479	76	1	0	25	4	4,504	559
紙・パルプ	502	52	0	0	0	0	0	0	502	52
繊維工業品	270	23	0	0	0	0	0	0	270	23
食料工業品	2,744	283	0	0	0	0	0	0	2,744	283
雑工業品	984	82	7	0	1	0	0	0	992	83
雑品	735	143	12	1	33	3	8	2	787	149
令和6年度計	11,180	1,417	499	78	794	50	1,475	224	13,948	1,769
対前年度比(%)	98.4	78.6	74.5	89.0	70.1	59.1	90.4	84.4	94.3	79.0
令和5年度計	11,365	1,802	670	88	1,132	84	1,631	266	14,798	2,240

第４表　管内冷蔵倉庫の受寄物入庫量、平均月末在庫量（令和６年度）

項目／品目	入庫量（千トン）	平均月末在庫量（千トン）
生鮮水産物	0	0
冷凍水産物	101	29
塩干水産物	21	7
水産加工品	22	6
畜産物	243	31
畜産加工品	156	25
農産物	187	29
農産加工品	43	9
冷凍食品	582	46
その他	115	16
令和6年度計	1,469	199
対前年度比（%）	89.5	84.7
令和5年度計	1,642	235

第１図　管内一～三類倉庫及び冷蔵倉庫の入庫量、平均月末在庫量の推移



(3) 倉庫管理主任者スキルアップセミナー

倉庫管理主任者制度の一層の充実と倉庫管理主任者の更なる資質の向上を図ることを目的として、倉庫管理主任者を対象とした「倉庫管理主任者スキルアップセミナー」を開催している。

令和７年度は、倉庫における**危険物の規制**をテーマに、７月４日に開催した。

２　物流の効率化

(1) 物流総合効率化計画の認定

「物資の流通の効率化に関する法律」（物流効率化法）は、流通業務（輸送、荷役、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

令和７年度は、管内において、８件（全国８０件：令和７年１２月末現在）の総合効率化計画の認定を行った。なお、近年の制度改正の状況は次のとおりである。

・令和６年４月制度改正

特定流通業務施設の設備要件にトラックドライバーの負担軽減に資する機能強化のための任意要件（例：人工知能画像解析機器）を追加。

(2) 物資の流通の効率化に関する法律の改正について

・令和７年４月 一部を除き施行

法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に変更し、新たに規制的措置が導入された。

荷主・物流事業者に対する規制

－全ての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

－上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

－上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施。（令和８年４月施行）

－さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。（令和８年４月施行）

【参考】貨物自動車運送事業法においても併せて規制を見直し

トラック事業者の取引に対する規制

－荷主、トラック事業者、利用運送事業者に対する運送契約締結時等の書面交付の義務付け等。

軽トラック事業者に対する規制

－安全性確保のため、管理者選任や講習受講、国土交通大臣への事故報告の義務付け等。

(3) モーダルシフト等推進事業

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、荷主企業及び物流事業者等の関係者で構成される協議会に対して物流総合効率化法に基づき実施するモーダルシフト等の取組を支援している。令和７年度からは、貨客混載をはじめとするラストワンマイルの配送効率化について、過疎地域以外の取組も補助対象に追加された。

令和７年度は、「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）について応募のあった５件（全国３９件）に対して交付決定がされた。

(4) グリーン物流等に係る普及・啓発

関西グリーン物流パートナーシップ会議（事務局：神戸運輸監理部、近畿運輸局、近畿経済産業局）の取組として、物流の分野における環境負荷軽減に向けた取組を推進し、広く啓発することを目的とした「グリーン物流セミナー（鉄道版）（海上版）」を開催している。令和７年度は、１１月１２日に大阪合同庁舎第１号館において鉄道版を開催した。

(5) 物流分野におけるエネルギー使用の合理化

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者は、特定輸送事業者に指定され、毎年省エネ措置にかかる中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書を提出することが義務づけられている。

管内では、特定輸送事業者として内航海運事業者が３社指定されており、令和７年度においても、当該３社から中長期計画及び定期報告書の提出を受けた。

(6) トラック・物流荷主特別対策室（通称：トラック・物流Gメン）

国土交通省は、物流の「２０２４年問題」を受けて、令和５年７月に『トラックＧメン』を発足した。さらに、持続可能な物流のためには、荷待ち・荷役等時間の削減に加えて、倉庫業者と荷主との間の取引を含めたサプライチェーン全体の取引適正化が必要不可欠であることから、令和６年１１月に『トラック・物流Ｇメン』に改組し、倉庫業者からの情報収集を行っている。

令和７年度は、神戸運輸監理部からは３名が併任発令（兵庫陸運部２名含む）され、倉庫関連では、１件のヒアリングを行った。

(7) 交通環境教室

次世代を担う子供たちに公共交通が環境にやさしい乗り物であることを理解してもらい､公共交通の利用促進と、環境に配慮した自発的な行動を促すことを目的に､「交通環境教室」を実施している。

令和７年度は、神戸在住の小学生とその保護者を対象に「明石・淡路動く環境教室」として、船とバスを使用した体験型教室を実施した。

3　災害に強い物流システムの構築

東日本大震災において明らかとなった災害時における支援物資物流の課題等を踏まえ、大規模災害の発生が予想される地域において、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティクスシステムを構築するため、平成２３年度に近畿ブロックにおいて「災害に強い物流システムの構築に向けた協議会」が設置され、東南海・南海地震の被害が想定される地域（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県）における国・地方自治体と民間事業者の連携方策、物資拠点として民間の物流施設の活用、オペレーションにおける民間のノウハウの活用等について検討を行っている。令和７年度も引き続き、官民の連携や協力体制の構築、協力協定の締結・充実の推進といった今後のあり方について検討し、関西における各省庁、各自治体、各団体の災害支援物資体制構築に向けた協議を行った（協議会：令和８年３月１９日書面開催)。

令和７年度末現在、兵庫県内の民間物資拠点として、倉庫事業者施設３７カ所（２６事業者)、トラック事業者施設８カ所（４事業者）の計４５カ所（２９事業者（うち１事業者は倉庫・トラック

兼業)）がリストアップされている。

4　バリアフリーの推進

(1) バリアフリー教室の開催

高齢者や障害者の疑似体験や介助体験を通じ、バリアフリーへの理解を深めるとともに、ボランティア意識を醸成し、誰もが高齢者や障害者に対して「お手伝いしましょうか」と自然に声をかけて快くサポートできる「心のバリアフリー」を推進するため、「バリアフリー教室」を開催している。

令和７年度は、第５表のとおり実施した。

第５表　バリアフリー教室開催実績（令和７年度）

開催場所	開催日	参加者
姫路市立神南中学校	５月１９日、６月３日	１年生６１名
姫路市立家島中学校	８月２９日	１８名

(2) 関係機関との連携

「移動等円滑化評価会議近畿分科会」

バリアフリー法に基づき、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する「移動等円滑化評価会議」が国土交通本省において平成３１年２月に設置された。これを受け、地域のバリアフリー化を推進し、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握・評価するため、令和元年６月に近畿分科会が設置された。令和７年度は、７月１１日に同分科会を開催した。

「近畿ブロックユニバーサルデザイン推進本部」

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通本省において関係する省内各部局が広く参画する「国土交通省ユニバーサルデザイン推進本部」が令和３年３月２６日に設置された。

これを受け、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、令和３年４月２２日に、近畿ブロックユニバーサル推進本部が設置された。

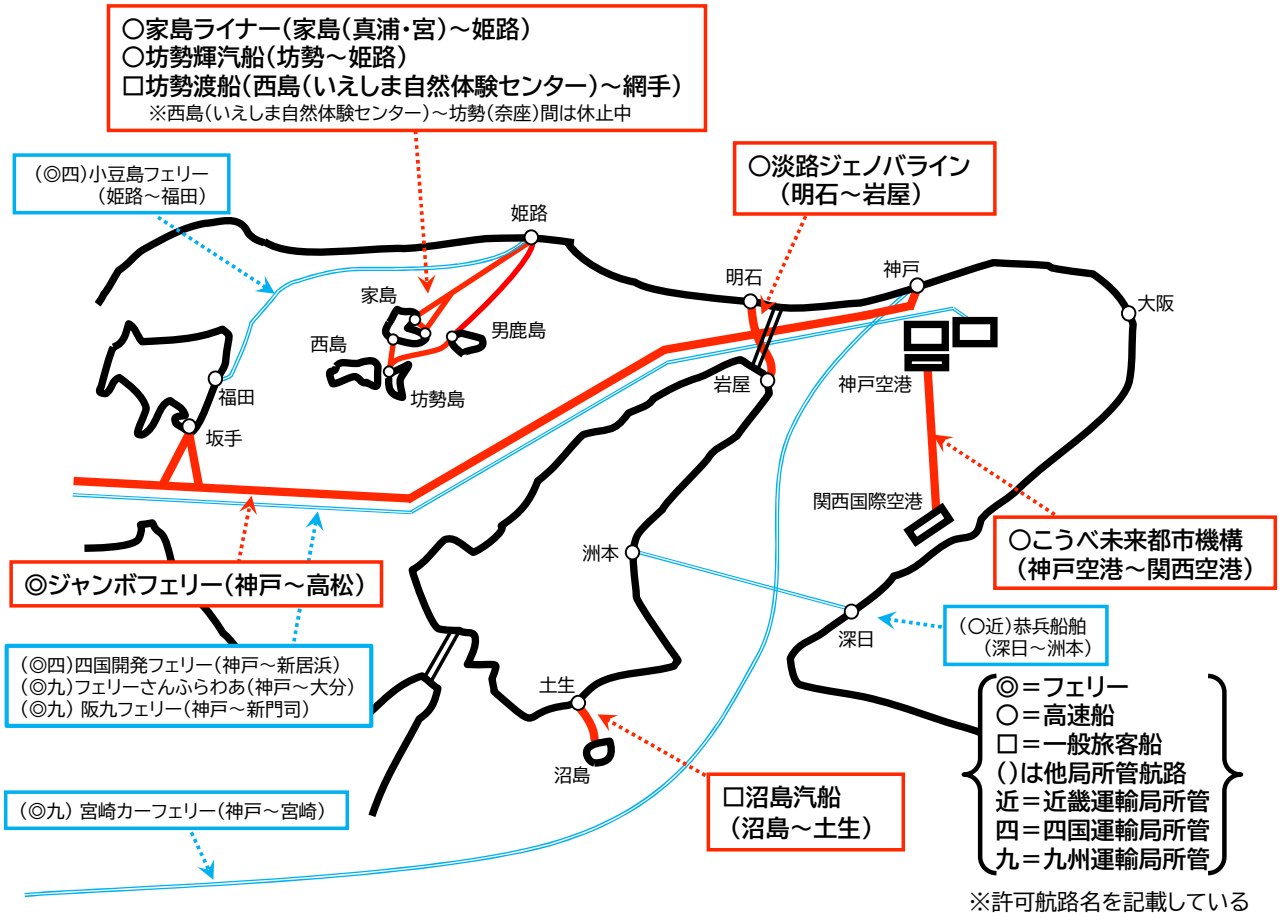
令和７年度、推進本部会議は開催されなかった。

海事振興部
旅客課

1　旅客船事業の現況

管内における旅客船事業は、淡路島、小豆島、家島諸島、四国、九州方面への旅客輸送及び自動車航送を行っているもののほか、関西国際空港へのアクセス事業、神戸港、姫路港、及び東播磨港における通船事業並びに神戸港、鳴門海峡での遊覧船事業がある。第１図に管内の一般旅客定期航路の一覧を示す。

第１図　管内の一般旅客定期航路　　（令和８年８月１日現在）



このほか、休止中の一般旅客定期航路は下記のとおりである。

〇淡路関空ライン（洲本～関西国際空港）

〇淡路ジェノバライン（富島～明石）

〇和幸船舶（淡路島～夢洲）

□早駒運輸（中突堤～P.I 西側緑地公園）

□早駒運輸（神戸港中突堤西地区浮桟橋～HAT 神戸）

(◎九)マルエーフェリー（神戸～那覇）

(1) 旅客船事業者数及び航路数

所管事業者数及び航路数の推移は、第１表及び第２表のとおりである。

管内の令和８年４月１日現在の事業者数及び航路数は、一般旅客定期航路事業１０者、１３航路（うち、フェリーは１者、１航路）、旅客不定期航路事業は１３者、３３航路である。

第１表　旅客船事業者数　　（各年度とも４月１日現在）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
一般旅客定期航路事業	１０	１０	１０	１０	１０
旅客不定期航路事業	１７	１４	１４	１３	１３

第２表　旅客船航路数　　（各年度とも４月１日現在）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
一般旅客定期航路事業	１３	１３	１３	１３	１３
旅客不定期航路事業	３８	３６	３６	３４	３３

(2) 旅客船事業の増減状況等

(ｱ) 令和７年度における旅客船事業の増減

第３表及び第４表のとおりである。

第３表　旅客船事業の新規許可（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	許可年月日	事業開始年月日
一般旅客定期航路事業	和幸船舶(株)	淡路島～夢洲	Ｒ７．４．９	Ｒ７．４．１３
旅客不定期航路事業	早駒運輸(株)	神戸～夢洲	Ｒ７．４．９	Ｒ７．４．１３
旅客不定期航路事業	(株)神戸クルーザー	神戸～大阪	Ｒ７．４．２２	Ｒ７．４．２２
一般旅客定期航路事業	(株)家島ライナー	家島（真浦・宮）～姫路	Ｒ８．２．２７	Ｒ８．４．１

第４表　旅客船事業の廃止（所管航路）

事業区分	事業者名	航路名	届出年月日	廃止年月日
旅客不定期航路事業	坊勢渡船(有)	相生～西大寺	Ｒ７．６．１９	Ｒ７．８．３１
旅客不定期航路事業	ジョイポート淡路島(株)	翼港起点明石海峡周遊	Ｒ８．１．２８	Ｒ８．２．２８
		岩屋港起点野島沖周遊		
一般旅客定期航路事業	高速いえしま(株)	家島～姫路	Ｒ８．２．２７	Ｒ８．３．３１
一般旅客定期航路事業	(有)髙福ライナー	家島～姫路	Ｒ８．２．２７	Ｒ８．３．３１
旅客不定期航路事業	(有)髙福ライナー	姫路～西島 (いえしま自然体験センター)	Ｒ８．３．１２	Ｒ８．４．１２
		姫路～坊勢		
		姫路～西島（室ノ内）		
		坊勢～相生		
		姫路～家島～坊勢 ～男鹿～姫路		
		相生～家島 ～坊勢～相生		

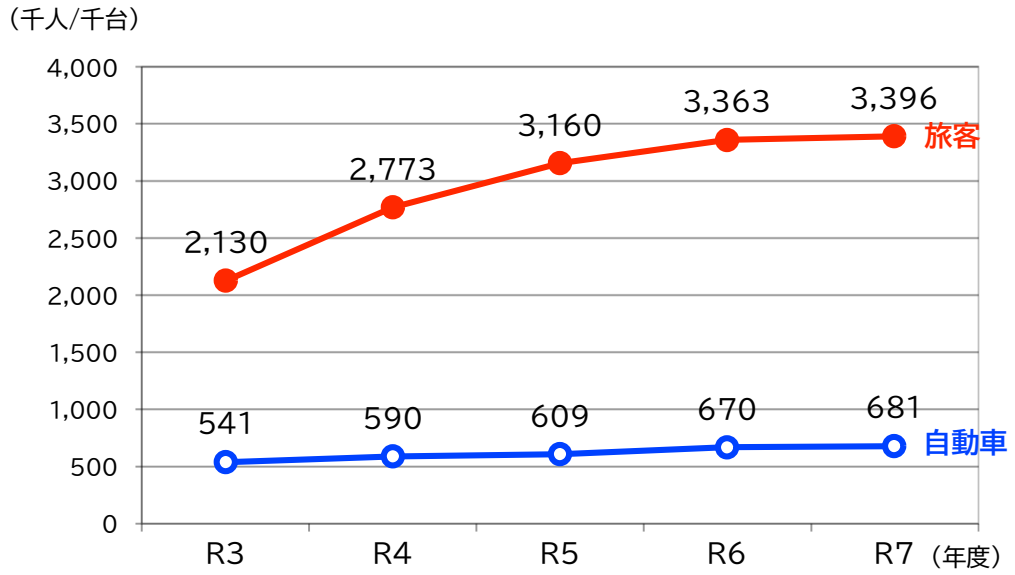
(3) 輸送実績の推移

管内発着航路の輸送実績(方面別・生活離島航路・神戸港起点遊覧船)の過去５年間の推移は、第２図から第６図のとおりである（旅客には旅客輸送人員と航送旅客輸送人員を含む。）。

令和７年度における管内発着全航路（遊覧船等の不定期航路を含む）の輸送実績は、旅客３，３９６千人（１０１．０％）、自動車６８１千台（１０１．７％）となっている。

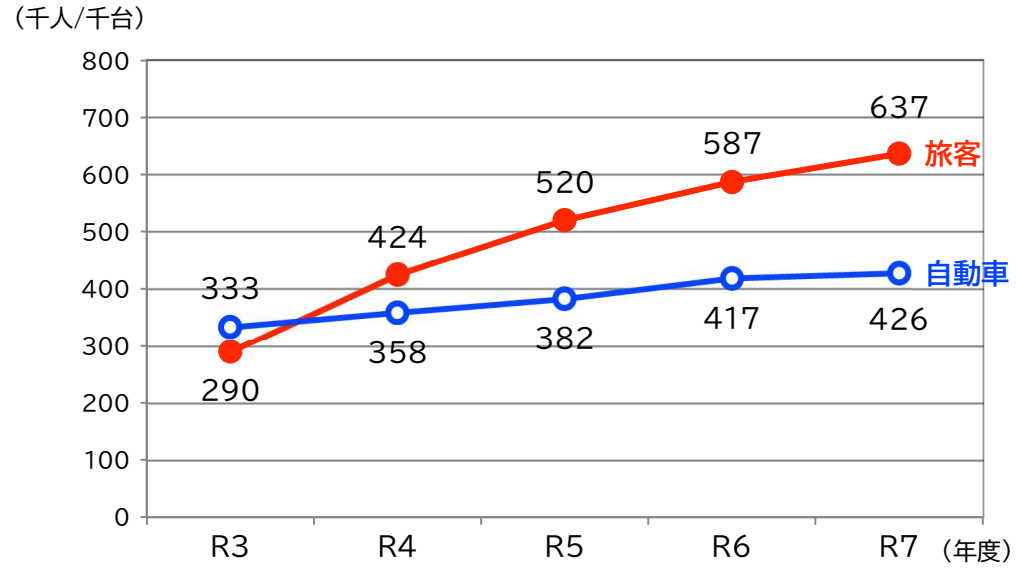
（（　）内は対前年度比を示す。以下同じ。）

第２図　管内発着航路の輸送実績



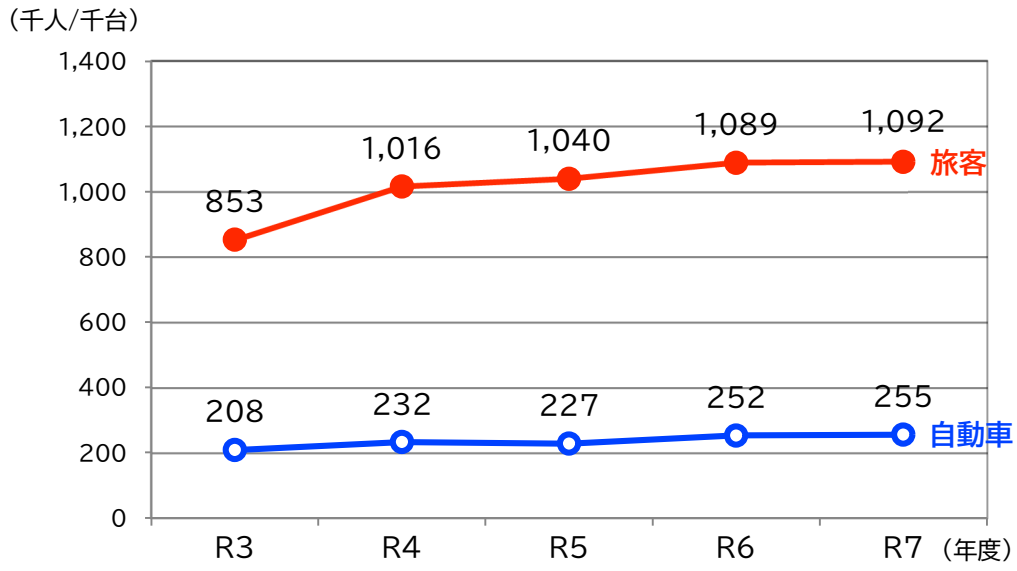
前述を方面別等に見た場合、九州方面の輸送実績は、旅客６３７千人（１０８．６％）、自動車４２６千台（１０２．１％）となっている。

第３図　方面別輸送実績（九州方面）



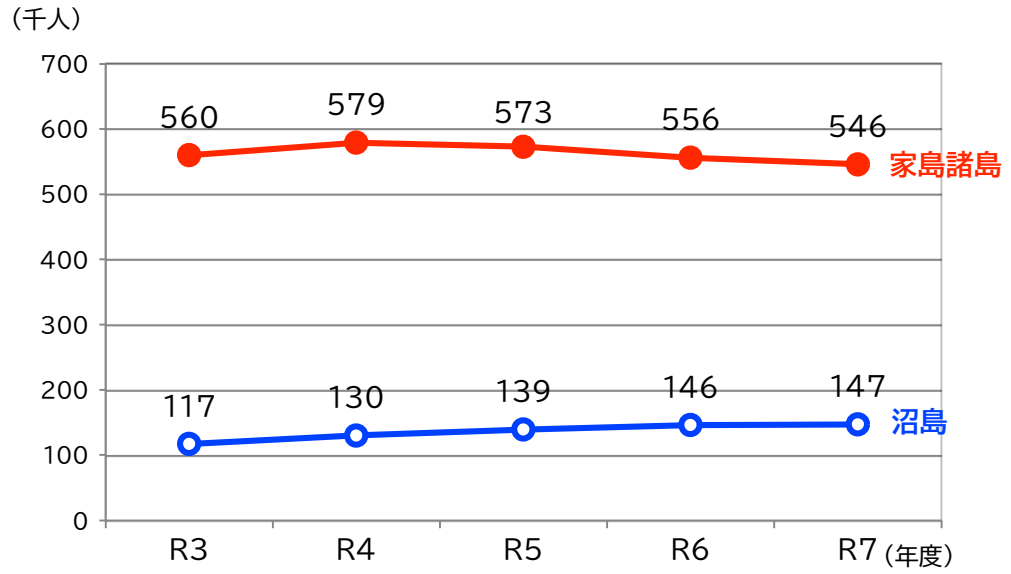
同様に淡路・四国方面の輸送実績は、旅客１，０９２千人（１００．３％）、自動車２５５千台（１０１．２％）となっている。

第４図　方面別輸送実績（淡路・四国方面）



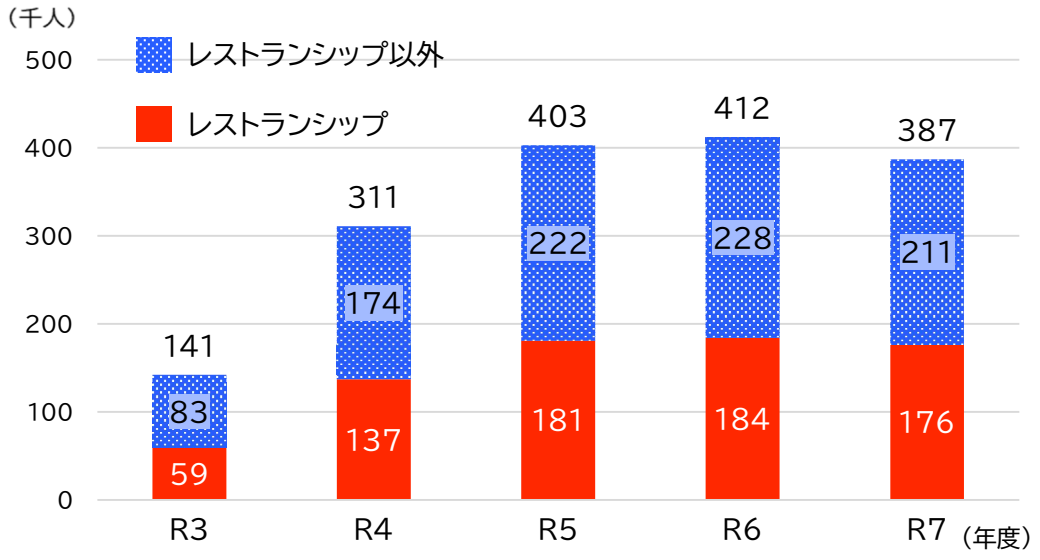
生活離島航路、家島諸島の輸送実績は、旅客５４６千人（９８．１％）となっている。また、沼島の輸送実績は、旅客１４７千人（１００．７％）となっている。

第５図　生活離島航路輸送実績（家島諸島・沼島）



神戸港起点遊覧船の輸送実績は、旅客３８７千人（９４．０％）となっている。

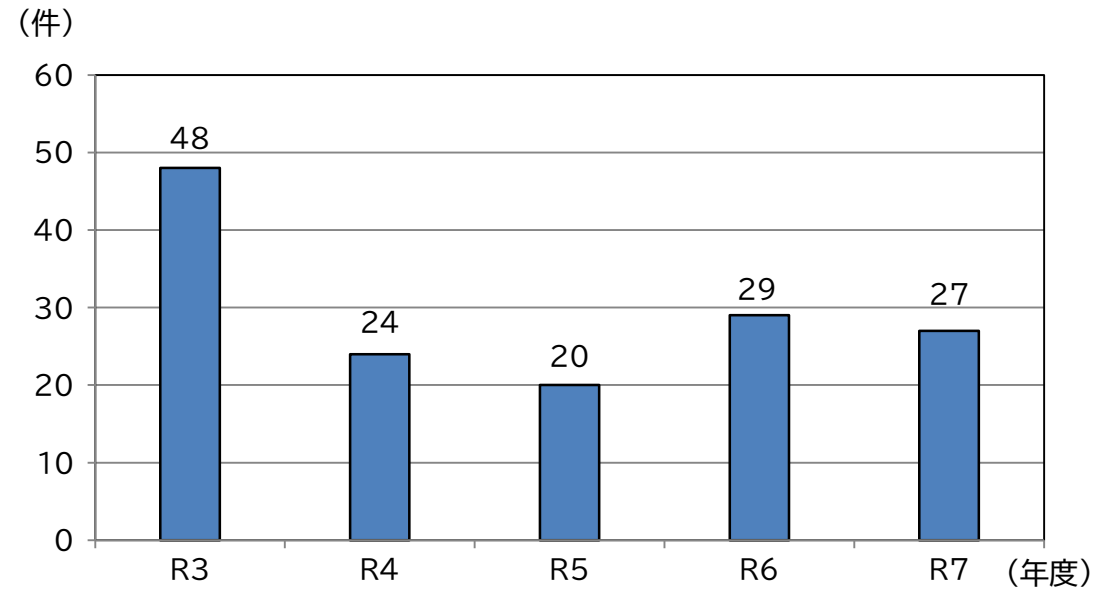
第６図　神戸港起点遊覧船の輸送実績



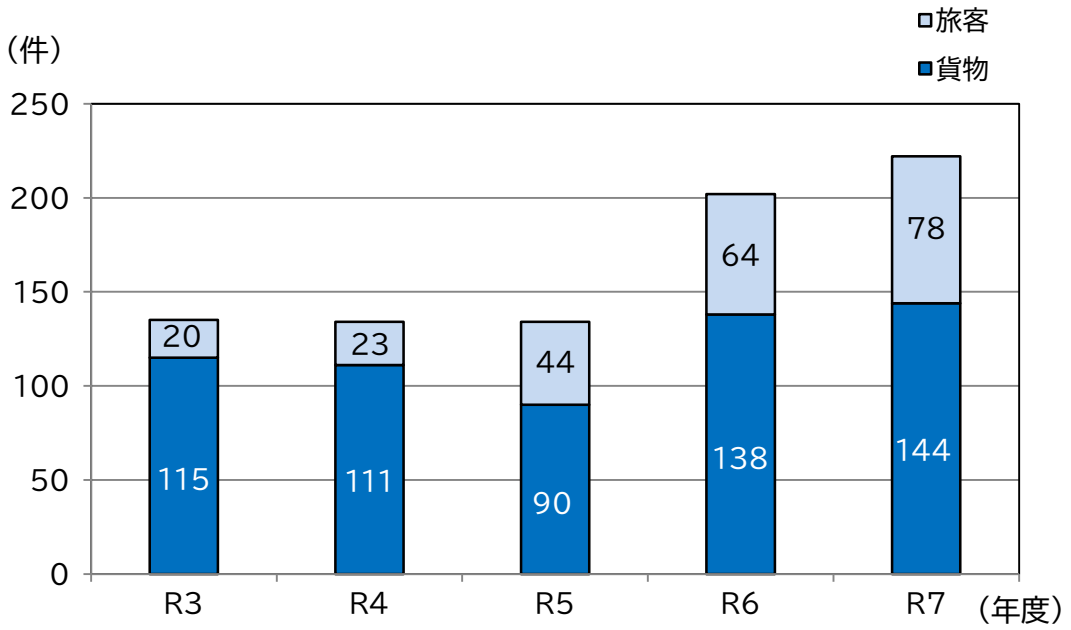
２　不開港場寄港及び沿岸輸送特許

船舶法第３条ただし書きの規定による外国籍船舶の不開港場寄港特許及び沿岸輸送特許に係る特許通知書交付件数の推移は、第７図及び第８図のとおりである。また、神戸運輸監理部が許可した沿岸輸送特許における貨物輸送量及び旅客輸送人員の推移、不開港場寄港特許における仕向港別内訳、沿岸輸送特許における輸送先別内訳は、第９図から第１２図のとおりである。

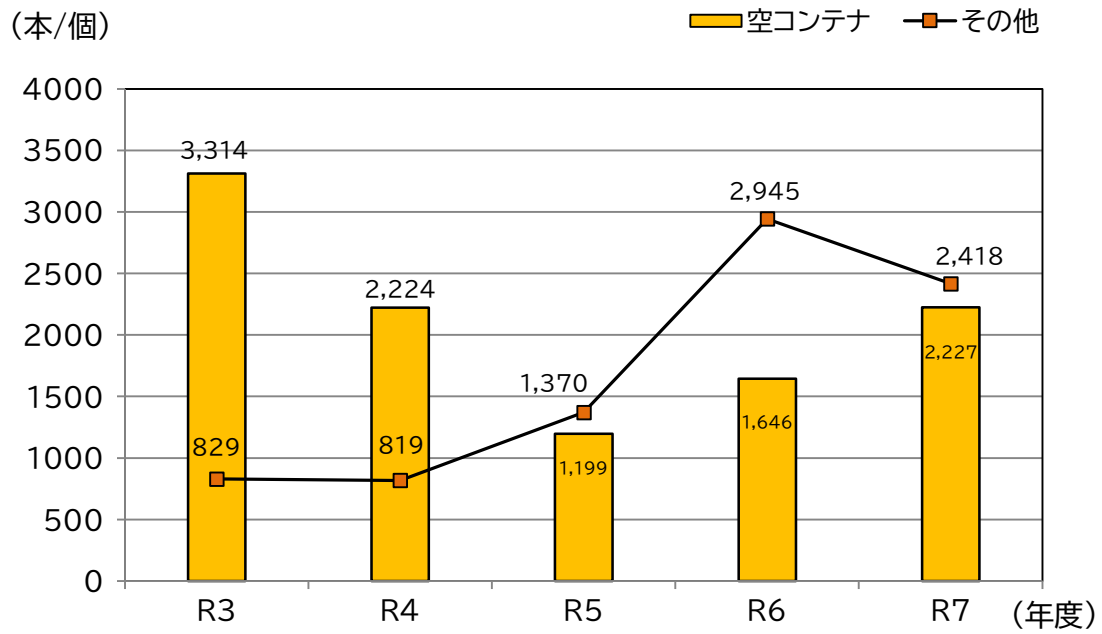
第７図　不開港場寄港特許通知書交付件数



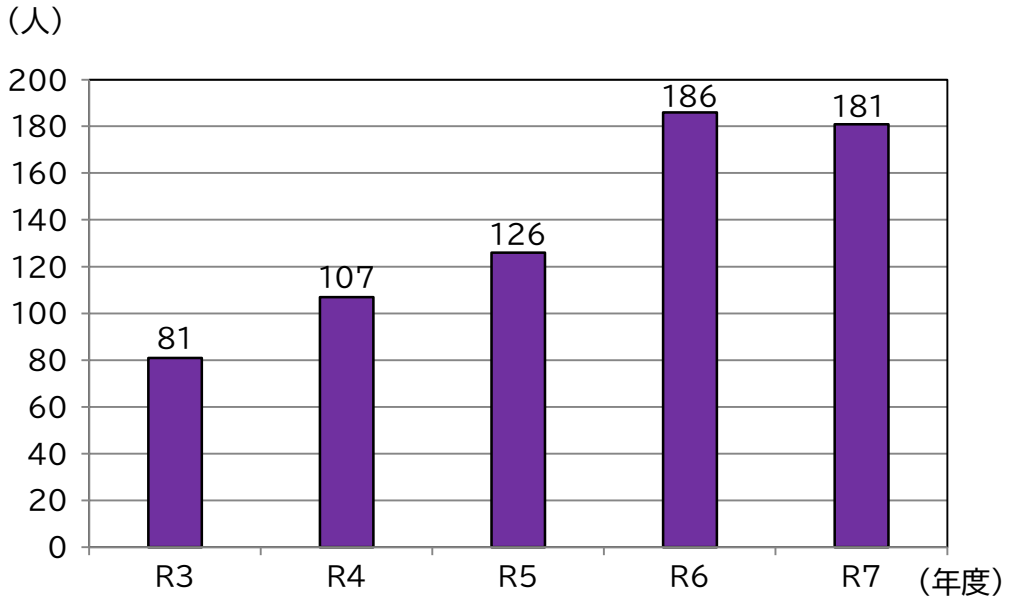
第８図　沿岸輸送特許通知書交付件数



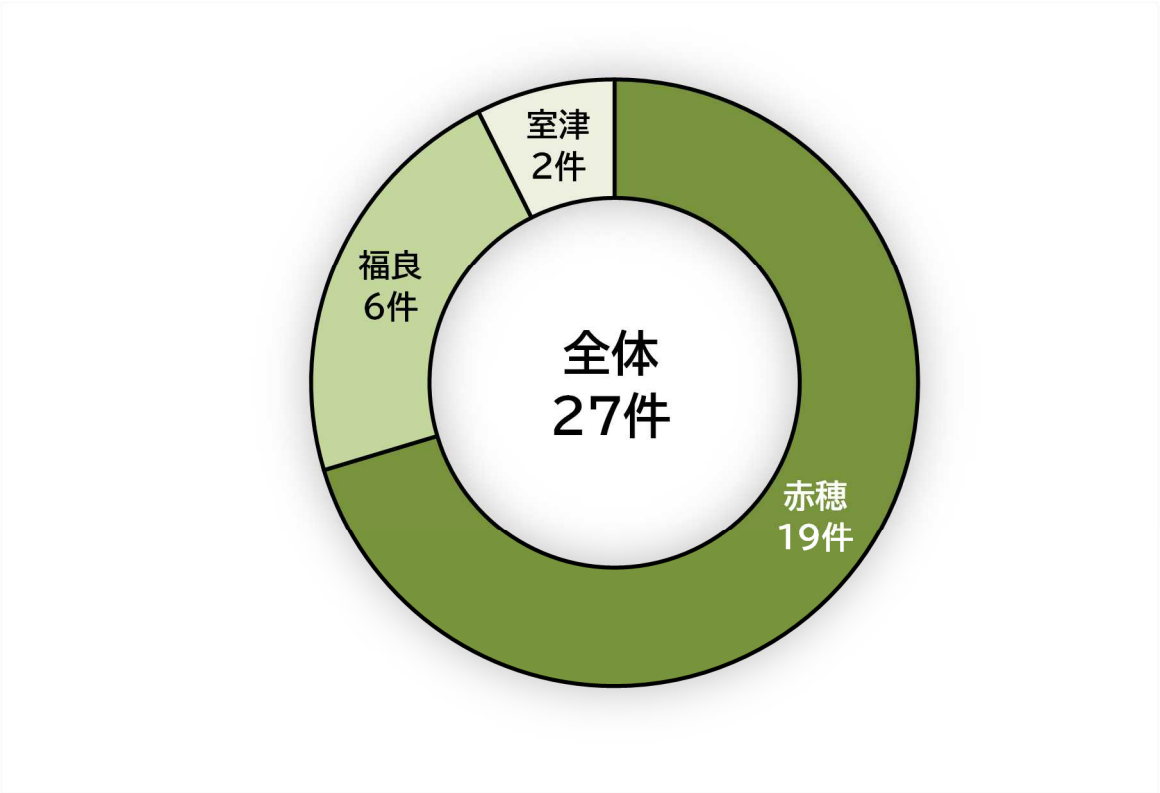
第９図　沿岸輸送特許における貨物輸送量



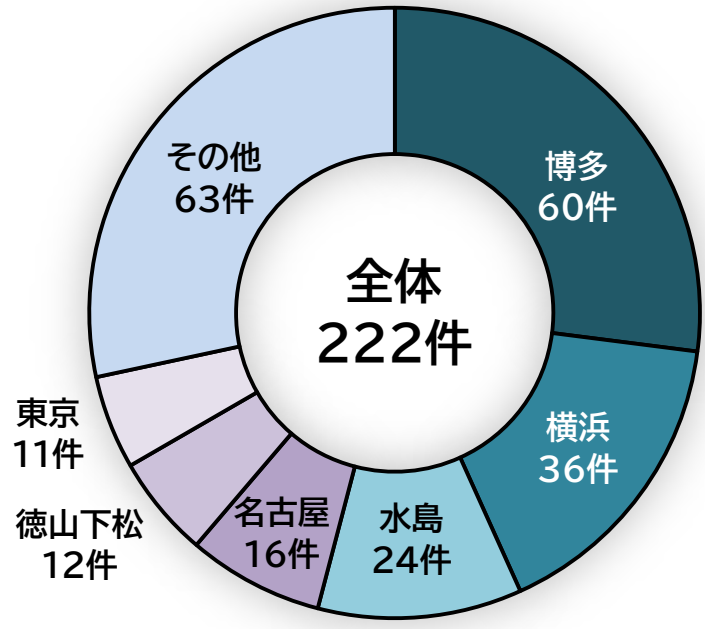
第１０図　沿岸輸送特許における旅客輸送人員



第１１図　不開港場寄港特許における仕向港別内訳（令和７年度）



第１２図　沿岸輸送特許における輸送先別内訳（令和７年度）



3　海事思想の普及

四面を海に囲まれた我が国にとって、海は国民生活と密接に結びついており、我が国の経済、国民生活を支えるためには、広く国民の関心を海に向ける必要がある。そのため、神戸運輸監理部では、海洋国家日本の発展に資するよう、海事産業の活性化、海洋環境の保全、海上における安全確保等に関して海事思想の普及を図っている。

令和７年度、参画した海事思想普及の取組は、第６表のとおりである。

第６表　海事思想普及の取組

行事名等	概要
神戸まつり「おまつりパレード」 （令和７年５月１８日）	「うみ・みなとの仲間たち」の隊列に参加し、海事産業をアピール
神戸港ボート天国 （令和７年７月２６日）	ＰＲブースによる缶バッジ作成・配布や海事広報の実施
姫路港ふれあいフェスティバル （令和７年１０月２６日）	ＰＲブースによる海事広報の実施
観光船試乗会 （令和８年１月２７日）	神戸港発着遊覧船「御座船　安宅丸」にて、観光関係事業者等を対象に、観光船事業者のプレゼンテーション、神戸港遊覧及び意見交換会を実施
客船フェスタ （令和８年３月１４日）	神戸ポートターミナルにて、ＰＲブースによる船長服記念撮影、缶バッジ作成・配布及び海事広報の実施

4　経営改善支援事業に関する補助制度

令和７年度に、離島航路事業者等が行う経営改善計画に関する補助金の募集が行われ、管内旅客船事業者による利用があった。

令和６年度第１次補正予算

地域公共交通確保維持改善事業費補助金

（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業）

○補助概要

補助対象事業者

・離島航路事業及び離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者

補助対象事業内容

・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用並びにこれらの技術研修及び調査等に要する経費、新たな取組の実証運航に要する費用

利用社数

・４社

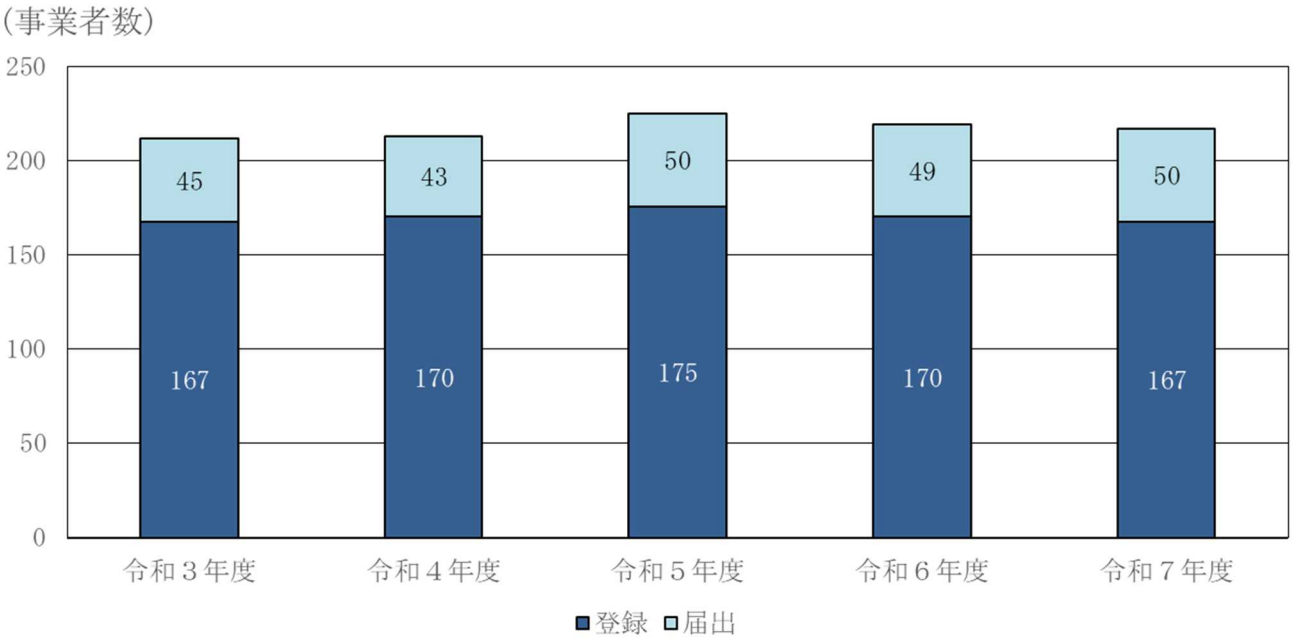
海事振興部
貨物・港運課

1　内航海運の現況

(1) 内航海運事業者数

管内の内航海運事業者数は、第１図のとおりである。

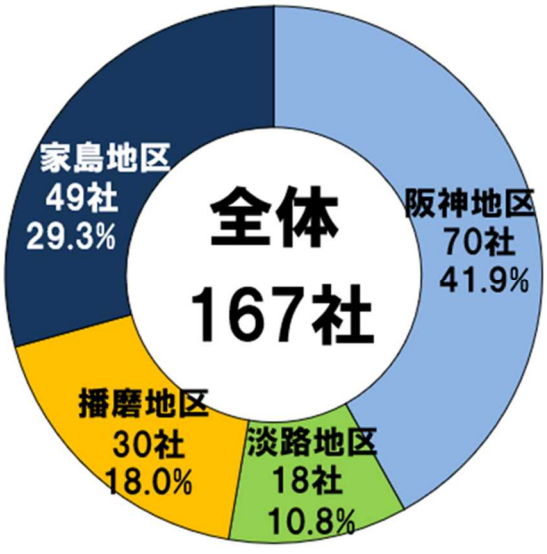
第１図　管内の内航海運事業者数の推移（各年度末現在）



(2) 内航海運業地区別登録事業者分布状況

管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況は、第２図のとおりである。

第２図　管内の内航海運業地区別登録事業者分布状況（令和７年度末現在）



(3) 船種・船型別船腹量及び隻数

管内の所有船舶の船種・船型別船腹量及び隻数は、第１表のとおりである。

第１表　船種・船型別船腹量及び隻数　（令和７年度末現在）

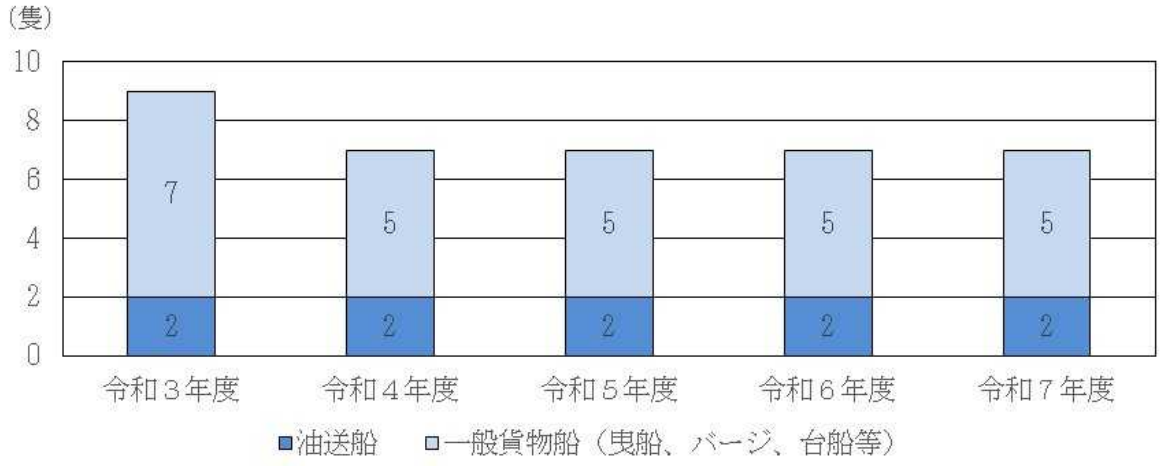
船腹量区分及び隻数		その他貨物船	土・砂利・石材専用船	セメント専用船	自動車専用船	油送船	特殊タンク船	合計
100G/T未満	船腹量（G/T）	1,642	150	0	0	857	0	2,649
	隻数（隻）	58	2	0	0	13	0	73
100G/T以上500G/T未満	船腹量（G/T）	63,336	12,772	0	0	7,220	2,358	85,685
	隻数（隻）	173	28	0	0	20	5	226
500G/T以上700G/T未満	船腹量（G/T）	7,486	0	699	0	2,668	1,226	12,079
	隻数（隻）	13	0	1	0	5	2	21
700G/T以上	船腹量（G/T）	126,847	7,140	9,957	0	29,339	1,450	174,733
	隻数（隻）	47	4	1	0	8	1	61
合計	船腹量（G/T）	199,310	20,062	10,656	0	40,083	5,034	275,146
	隻数（隻）	291	34	2	0	46	8	381

※四捨五入で端数処理する結果、合計値に誤差が生じる場合がある。

(4) 自家用船舶使用届出状況（１００総トン以上）

管内の自家用船舶の使用届出状況は、第３図のとおりである。

第３図　管内の自家用船舶使用届出状況（各年度末現在）

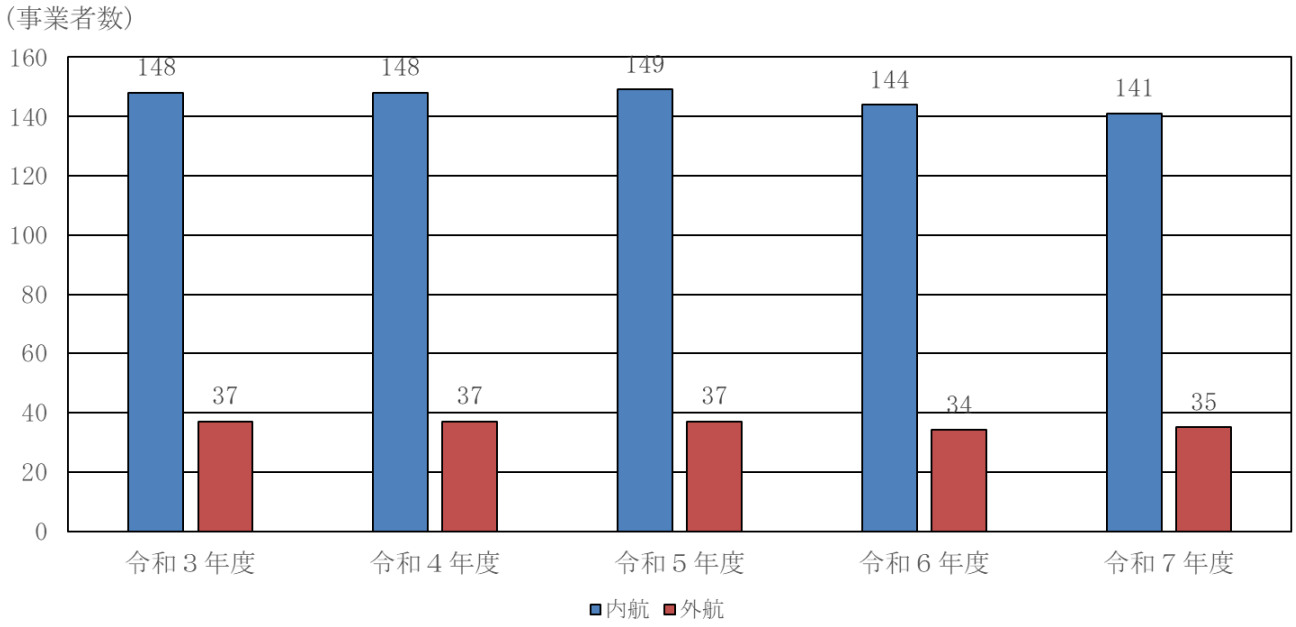


2　貨物利用運送事業の現況

管内の貨物利用運送事業者数は、第４図のとおりである。

（ただし、内航運送及び外航運送に係る第一種貨物利用運送事業者に限る。）

第４図　管内の貨物利用運送事業者数の推移（各年度末現在）

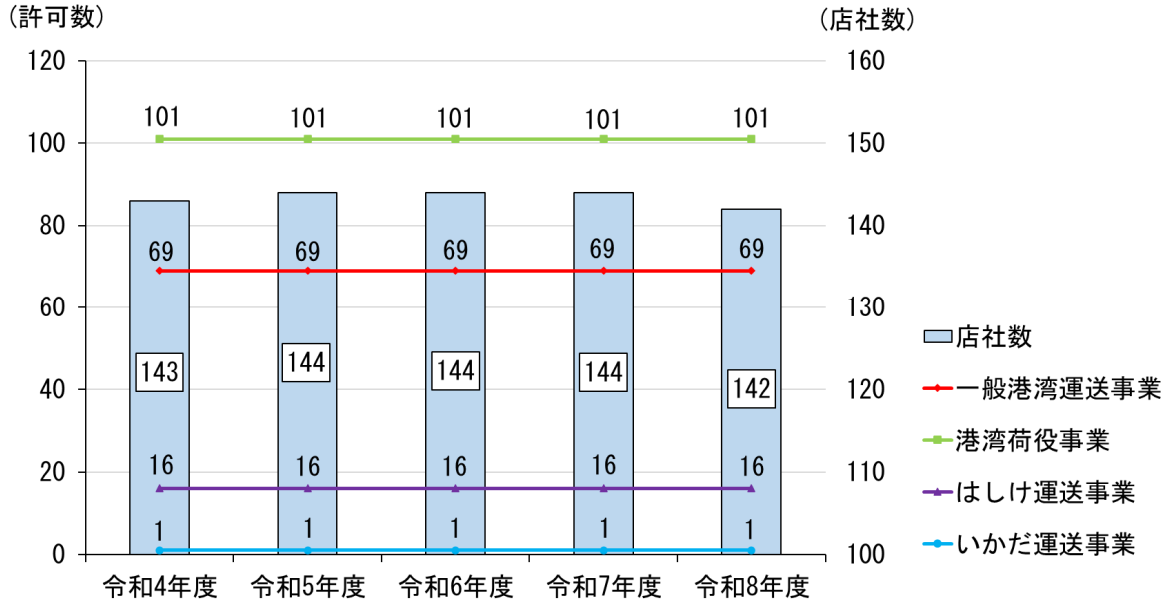


3　港湾運送事業の現況

(1) 港湾運送事業許可数・店社数

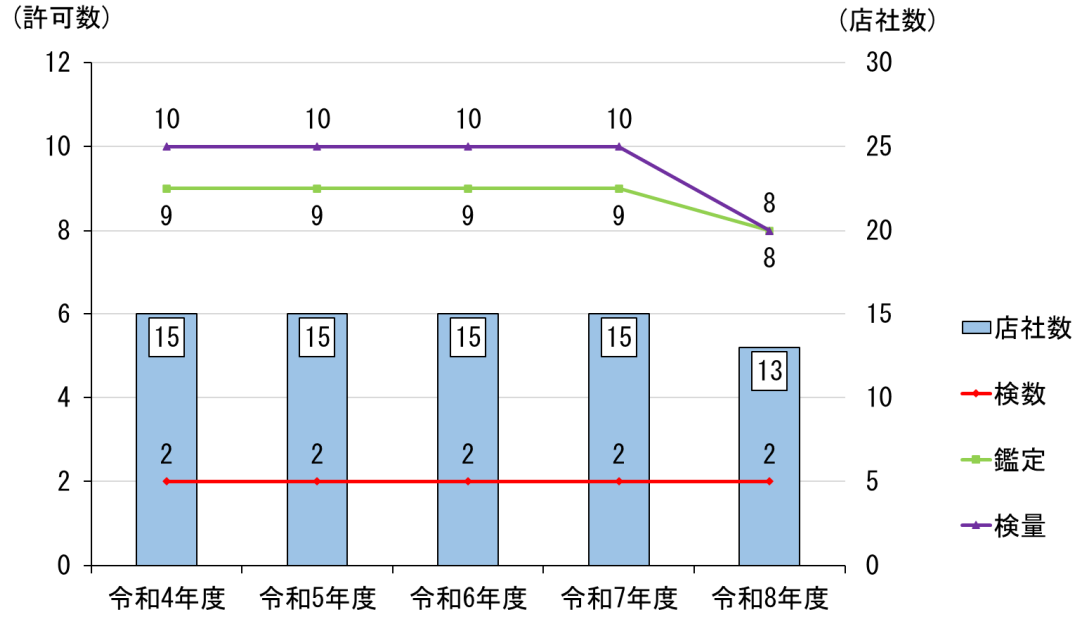
管内の港湾運送事業法の指定港である神戸港、尼崎西宮芦屋港、姫路港及び東播磨港における港湾運送事業の許可数及び店社数（事業者数）の推移は、第５図から第７図のとおりである。

第５図　管内の港湾運送事業者の許可数及び店社数の推移（各年６月１日現在）

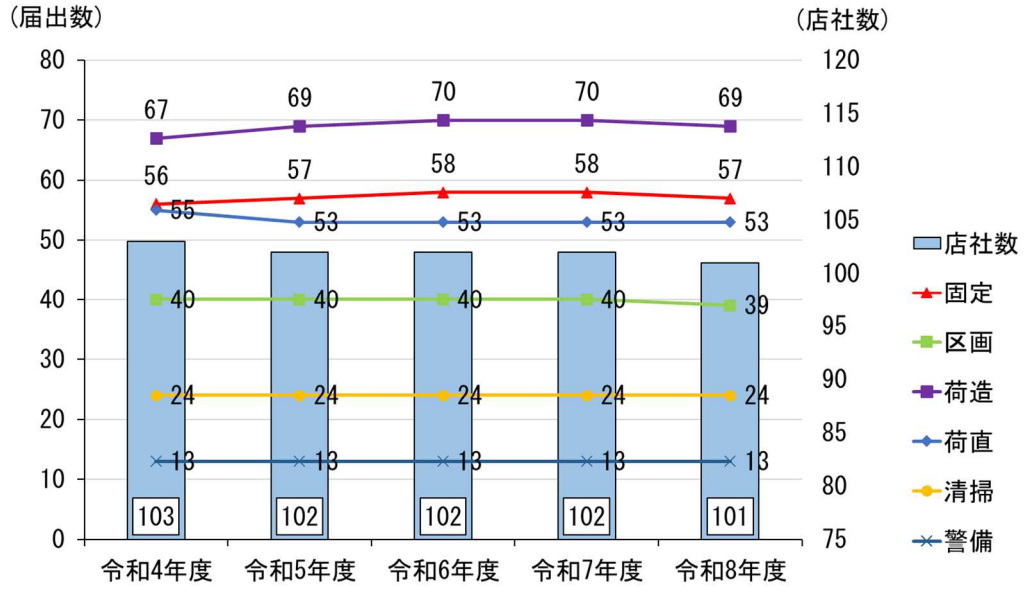


第６図　管内の検数・鑑定・検量事業者の許可数と店社数の推移（各年６月１日現在）

注．検数・鑑定・検量事業については全国一律許可



第７図　管内の港湾運送関連事業者の届出数と店社数の推移（各年６月１日現在）



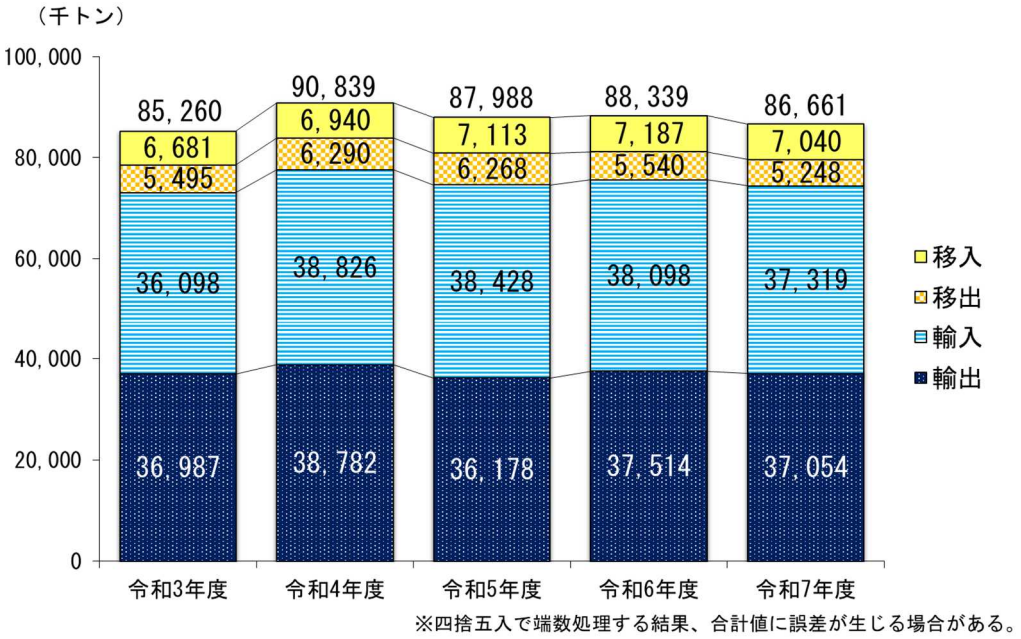
(2) 港湾運送実績　　※（　）内は対前年度比を示す

管内の各指定港における船舶積卸実績は、第８図から第１１図のとおりである。

神戸港における令和７年度の船舶積卸実績は、８６,６６１千トン（９８.１％）であった。

品目別では、コンテナ貨物７０,７７５千トン（９８.７％）、石炭４,１９６千トン（８４.６％）、自動車２,７９７千トン（９７.６％）の３品目で全体の約９割を占めている。

第８図　神戸港船舶積卸実績の年度別の推移

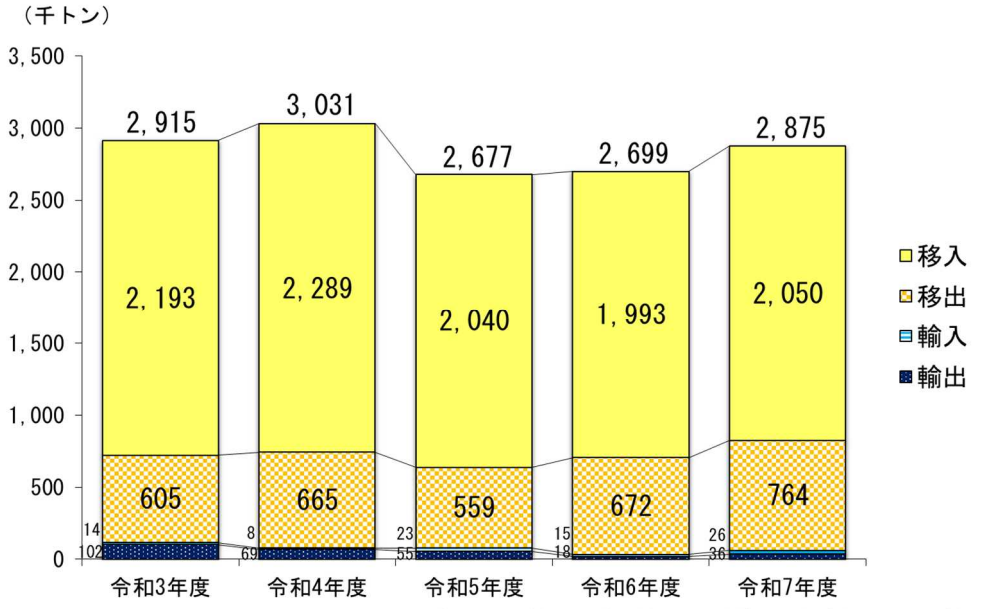


※四捨五入で端数処理する結果、合計値に誤差が生じる場合がある。

尼崎西宮芦屋港における令和７年度の船舶積卸実績は、２,８７５千トン（１０６.５％）であった。

品目別では、自動車1,５４５千トン（１１０.８％）、鉄鋼６６７千トン（９５.８％）、金属くず２１９千トン（１３６.４％）の３品目で全体の約８割を占めている。

第９図　尼崎西宮芦屋港船舶積卸実績の年度別の推移

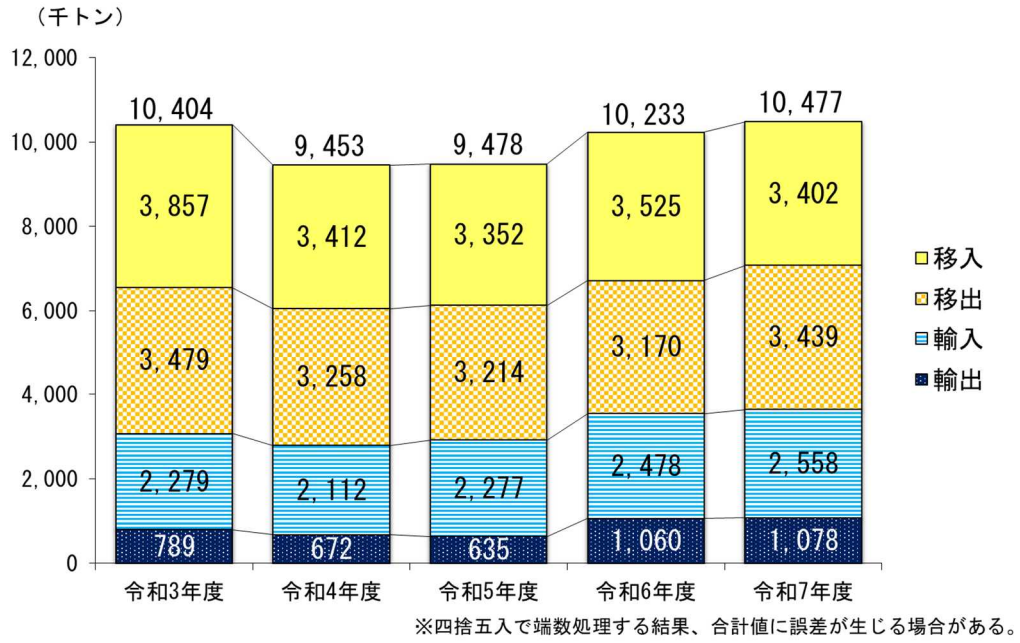


※四捨五入で端数処理する結果、合計値に誤差が生じる場合がある。

姫路港における令和７年度の船舶積卸実績は、１０,４７７千トン（１０２.４％）であった。

品目別では、鉄鋼５,７１４千トン（１０３.４％）、石炭１,７６０千トン（１０７.５％）、金属くず７６６千トン（１０１.６％）の３品目で全体の約８割を占めている。

第１０図　姫路港船舶積卸実績の年度別の推移

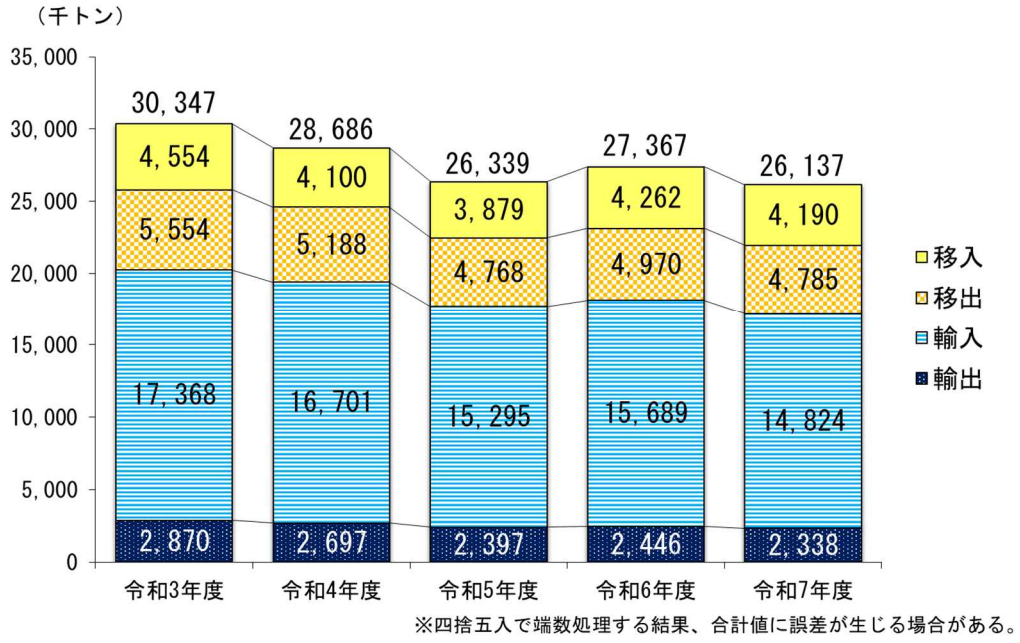


※四捨五入で端数処理する結果、合計値に誤差が生じる場合がある。

東播磨港における令和７年度の船舶積卸実績は、２６,１３７千トン（９５.５％）であった。

品目別では、金属鉱９,４６２千トン（９０.３％）、石炭６,０６８千トン（１０１.２％）、鉄鋼４,９０１千トン（９５.９％）の３品目で全体の約８割を占めている。

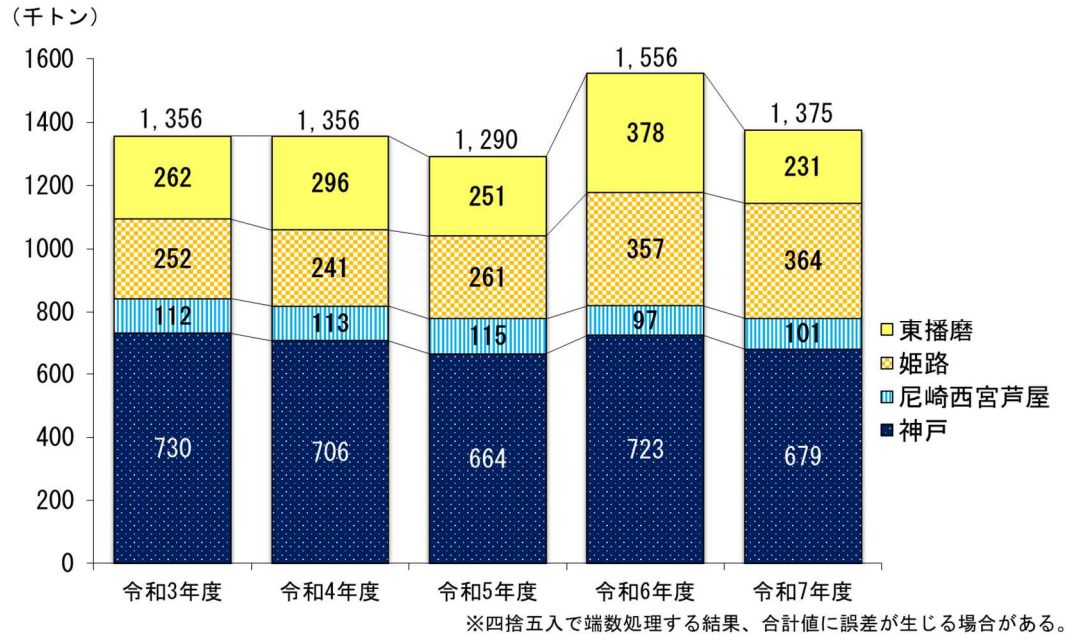
第１１図　東播磨港船舶積卸実績の年度別の推移



※四捨五入で端数処理する結果、合計値に誤差が生じる場合がある。

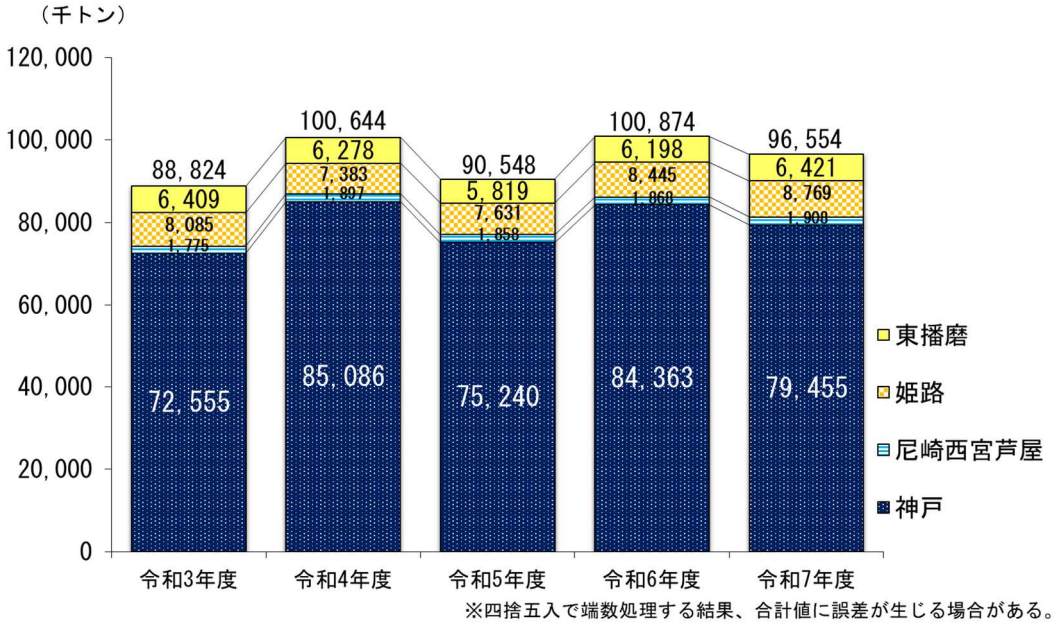
はしけ輸送貨物量は、第１２図のとおりである。令和７年度末における管内の港運はしけ保有状況は、計１２６隻７４,６０８積トンであり、令和７年度の輸送貨物量は１,３７５千トン（８８.４％）であった。

第１２図　管内のはしけ輸送貨物量の年度別の推移



各港別の沿岸荷役実績は、第１３図のとおりである。管内における令和７年度の沿岸荷役実績は９６,５５４千トン（９５.７％）であった。

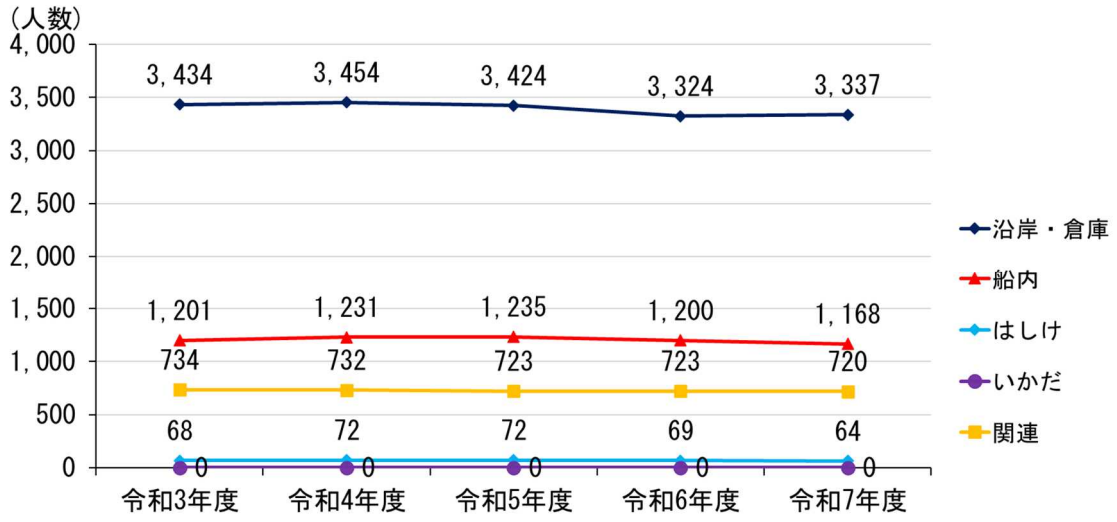
第１３図　管内の沿岸荷役実績の年度別の推移



(3) 港湾労働者の現況

神戸港の常用港湾労働者数は、第１４図のとおりである。令和７年度末の港湾労働法上の届出総数は５,２８９人（対前年度末比９９.５％）であった。

第１４図　神戸港における常用港湾労働者数の推移（各年度末現在）



（資料）ハローワーク神戸

海事振興部
船舶産業課

1　造船業の現況

(1) 造船所の状況

管内の造船所の数は、第１表のとおりである。

第１表　管内造船所数（令和８年８月末日現在）

神戸運輸監理部管内造船所数

（令和8年8月末日現在）

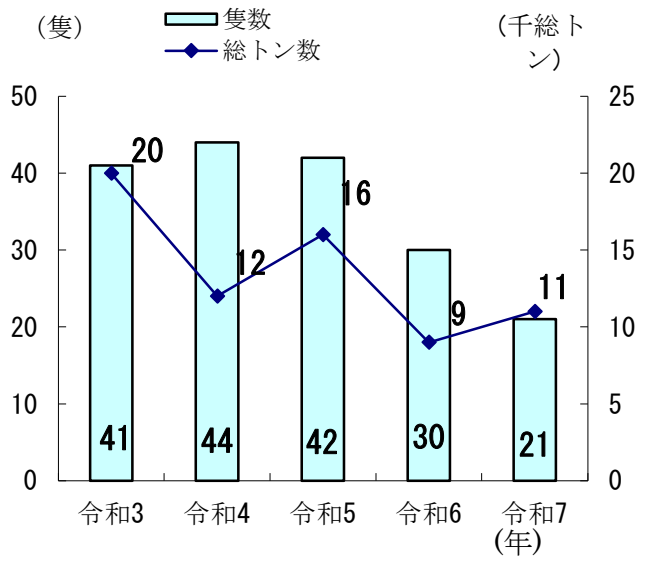
造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許　可	届　出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
18	22	21	61

（注）
1.　国土交通省資料による
2.　造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
3.　小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船（500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。）及び木船を製造、修繕することができる造船所
4.　造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数

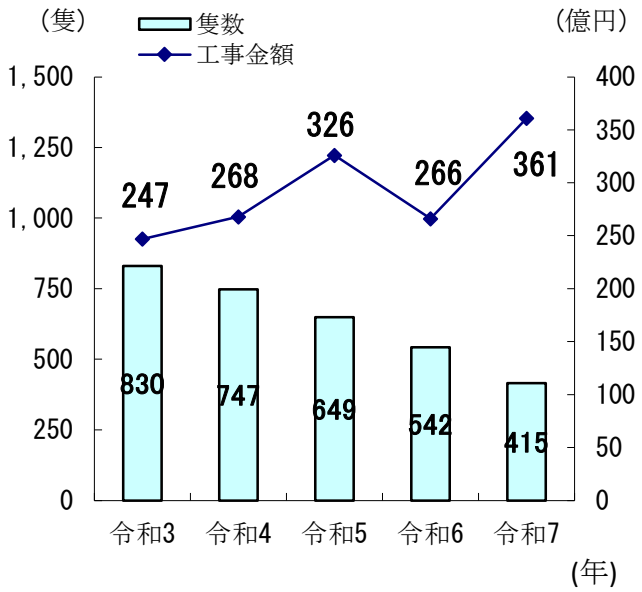
(2) 船舶の建造・修繕実績

令和７年の管内建造実績は、第１図に示すとおり、建造隻数は２１隻、総トン数は１０，９３７トンであった。また、修繕実績は第２図に示すとおり、修繕隻数は４１５隻、工事金額は３６１億円であった。

第１図　建造実績の推移



第２図　修繕実績の推移



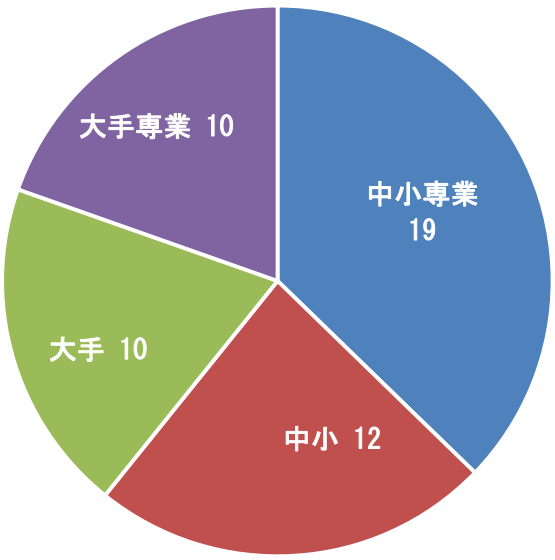
注）管内建造及び修繕実績は、造船造機統計調査の調査票情報による

２　舶用工業の現況

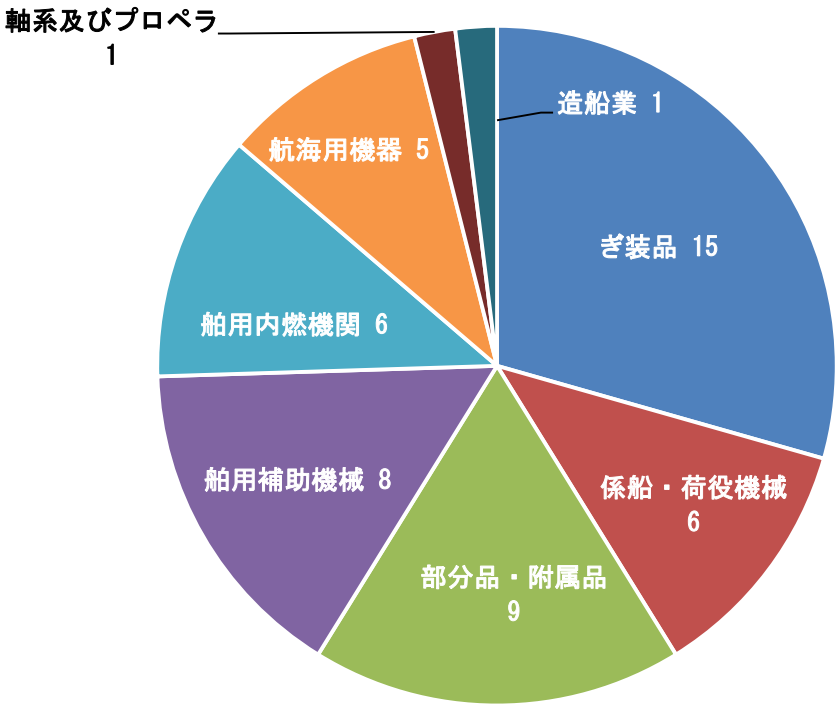
(1) 舶用工業事業所数

管内の舶用工業事業所数は５１事業所で、このうち中小企業（資本金１億円以下の事業者）の事業所数は３１事業所であった。その内訳を第３図および第４図に示す。

第３図　資本金別・舶用比率別事業所数（令和７年１２月３１日現在）



第４図　業種別事業所数（令和７年１２月３１日現在）



注）船舶用機関又はぎ装品（これらの部分品・附属品を含む）の製造又は修繕のための事業所（工場）を有し、常時５人以上の従業員を使用している事業所。造船法に基づく報告書をもとに作成しているため、提出状況により変動がある。「専業」とは、舶用比率が５０％を超えるものをいう。

(2) 舶用工業の実績

(ｱ) 生産動向

令和７年の管内舶用工業事業者における生産額は、対前年比１１．６％増の３，３３２億円となった。

業種別で生産額が増加した製品は、次のとおりである。

ぎ装品	８７１億円（前年比	３１１.２％増）
航海用機器	１１９億円（前年比	８.１％増）
舶用補助機械	４８３億円（前年比	１０.１％増）
部分品・附属品	２２２億円（前年比	５.７％増）
軸系及びプロペラ	２８１億円（前年比	１４.２％増）

業種別で生産額が減少した製品は、次のとおりである。

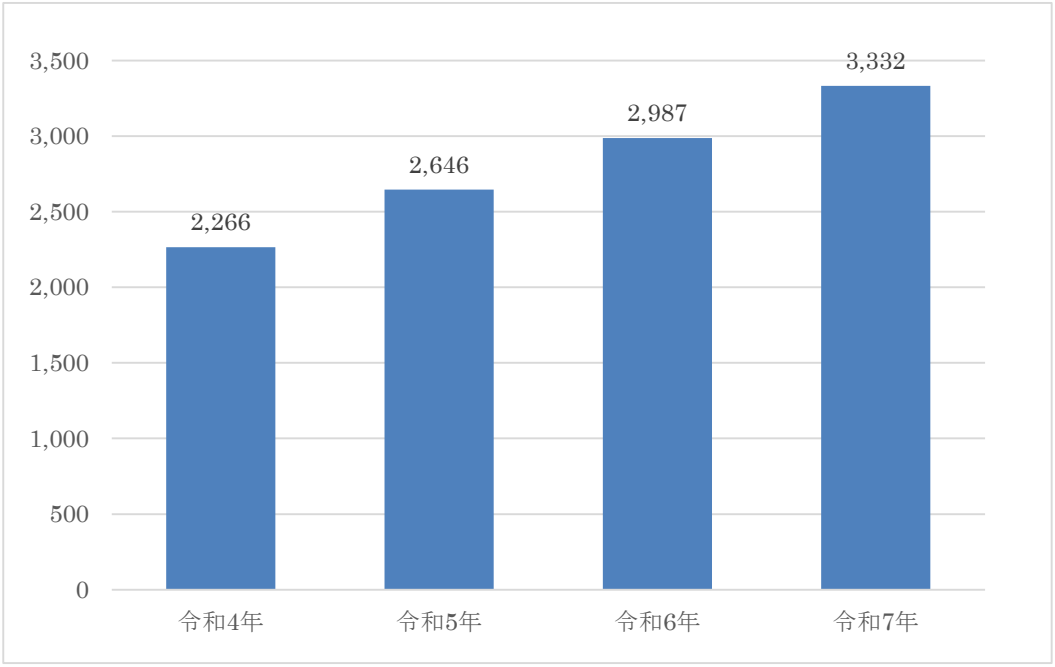
舶用内燃機関　　１,３２０億円（前年比　　２３.４％減）

係船・荷役機械　　３６億円（前年比　　２５.３％減）

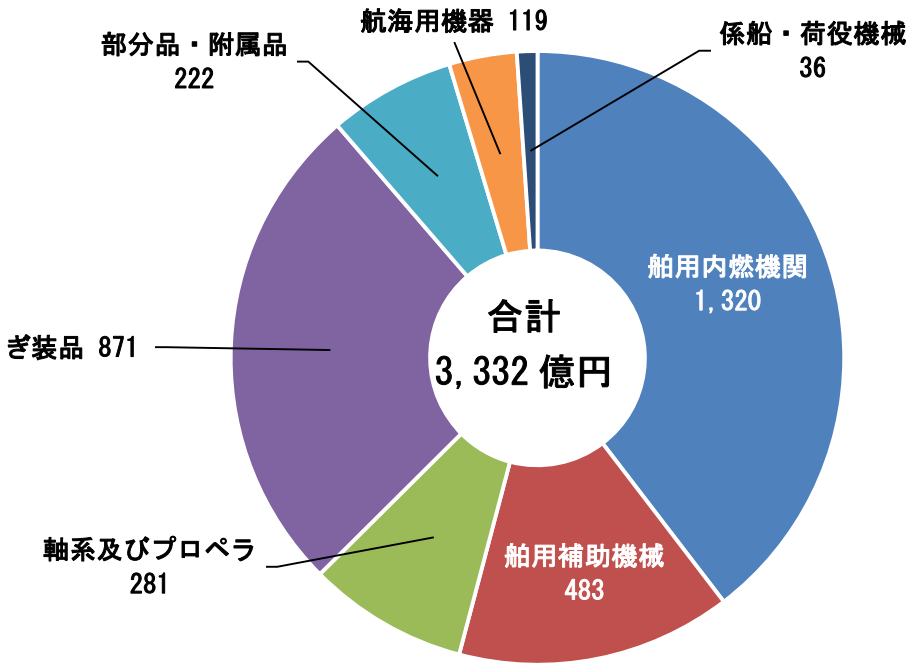
第５図に生産実績の推移を第６図に令和７年 業種別生産実績をそれぞれ示す。

第５図　生産実績の推移

（単位：億円）



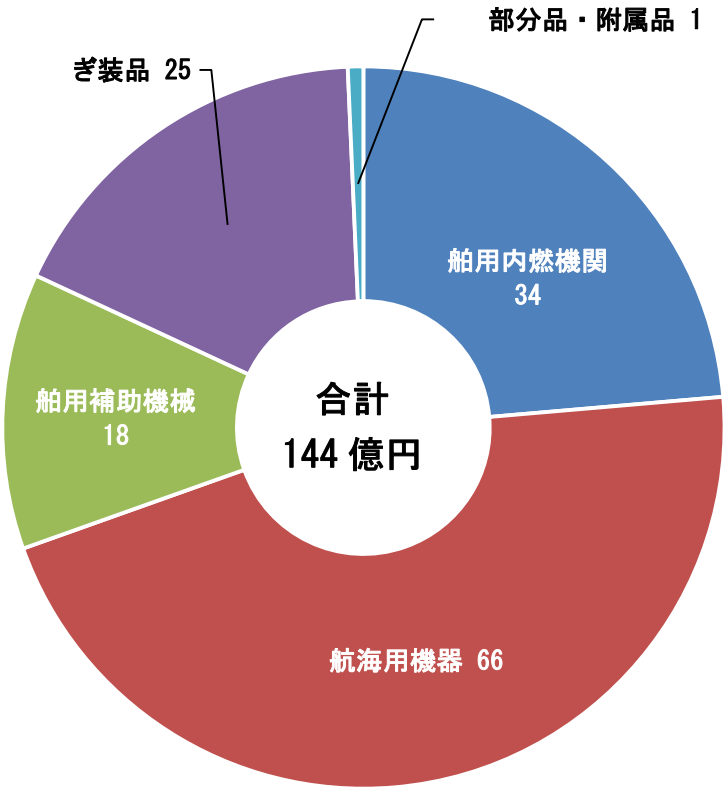
第６図　令和７年 業種別生産実績



(ｲ) 修繕動向

令和７年の管内舶用工業事業者における修繕額は、対前年比１６.９％減の１４４億円となった。その内訳を第７図に示す。

第７図　令和７年 業種別修繕実績



(ｳ) 輸出動向

令和７年の管内舶用工業製品の輸出額は、対前年比１８.６％減の１，６７７億円となった。輸出契約実績の詳細について第８図から第１０図に示す。

品目別で輸出額が増加した製品は、次のとおりである。

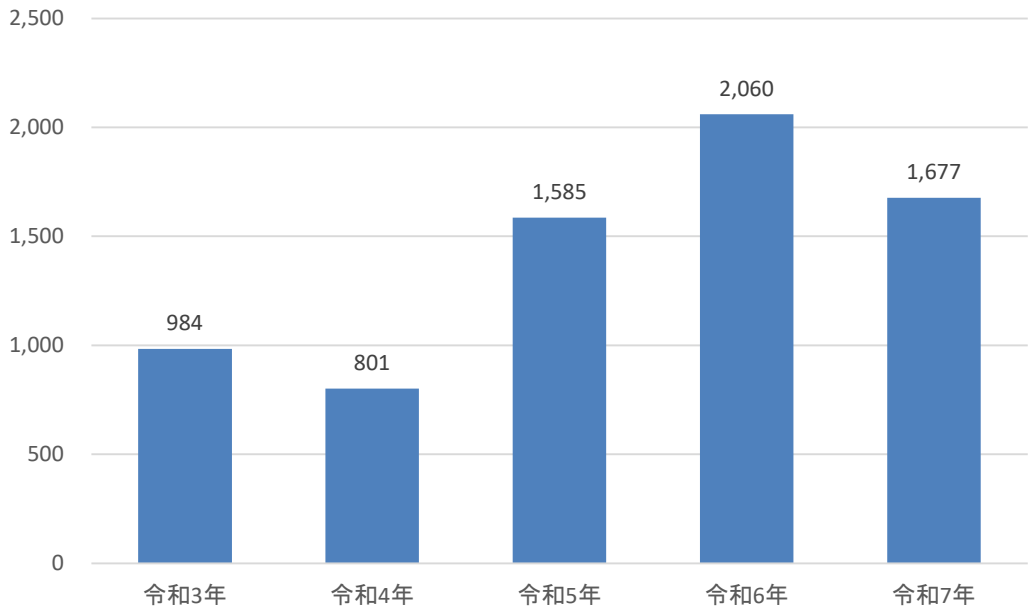
舶用補助機械	１８０億円（前年比	５２.６％増）
航海用機器	６２２億円（前年比	２１.１％増）
軸系及びプロペラ	３９億円（前年比	１８８.８％増）
ぎ装品	１２億円（前年比	２７.０％増）

品目別で輸出額が減少した製品は、次のとおりである。

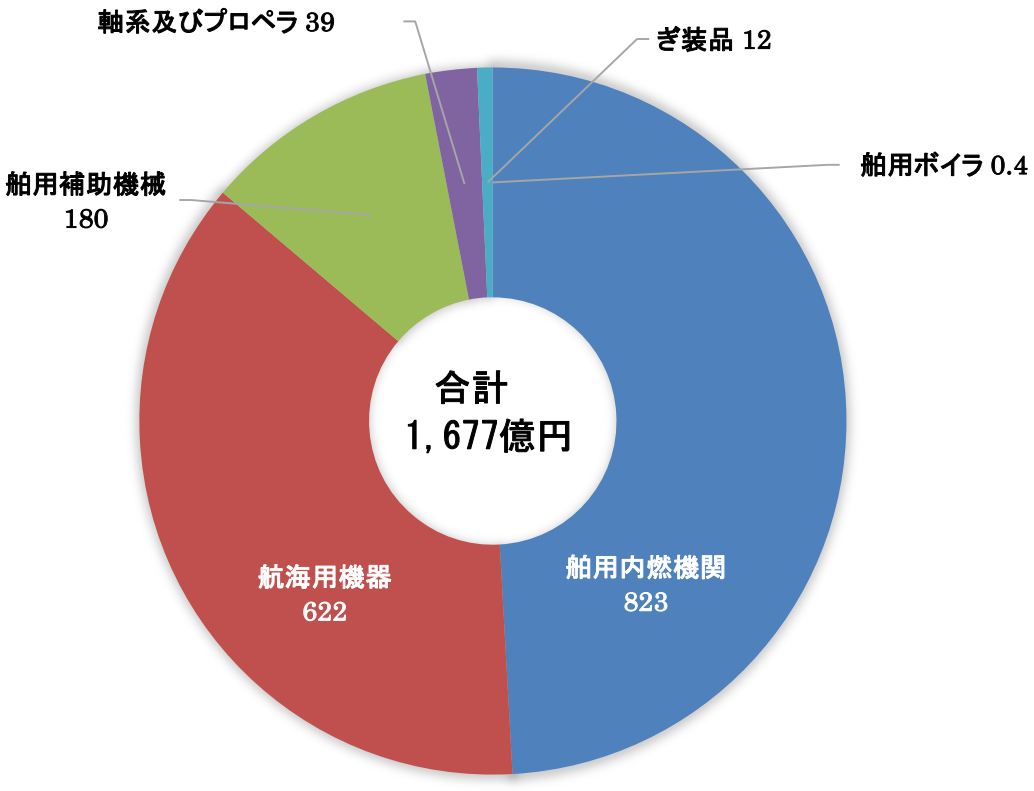
舶用ボイラ	０．０４億円（前年比	４４.１％減）
舶用内燃機関	８２３億円（前年比	４１.４％減）

第８図　輸出契約実績の推移

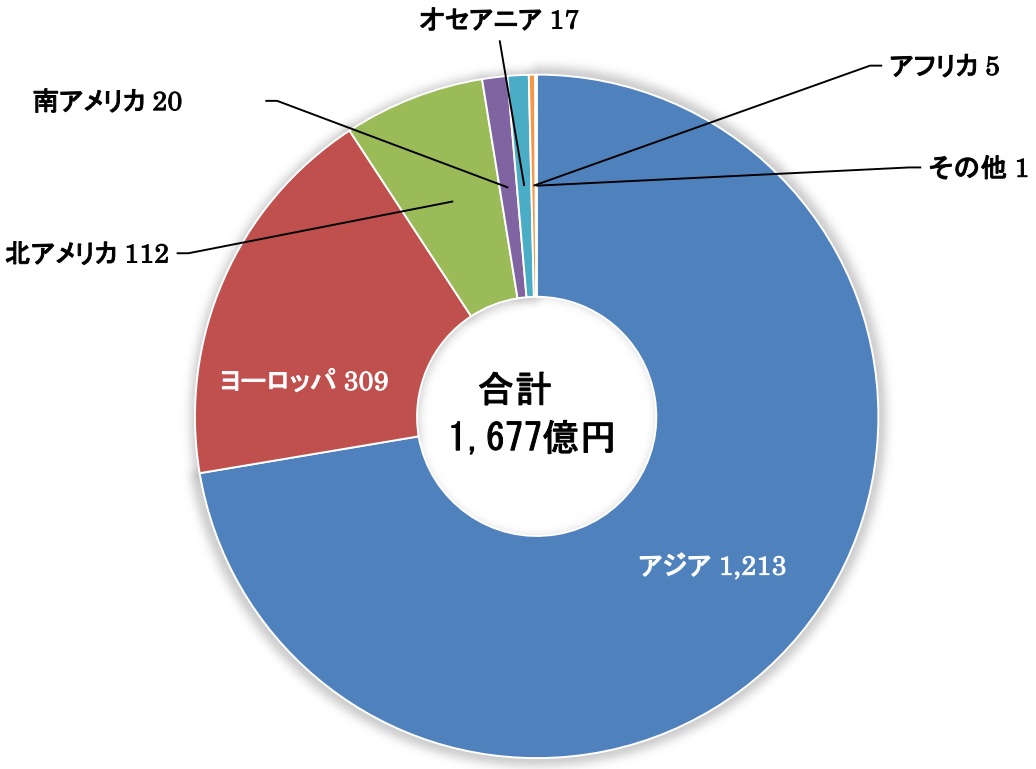
（単位：億円）



第９図　令和７年 品目別輸出契約実績



第１０図　令和７年 地域別輸出契約実績

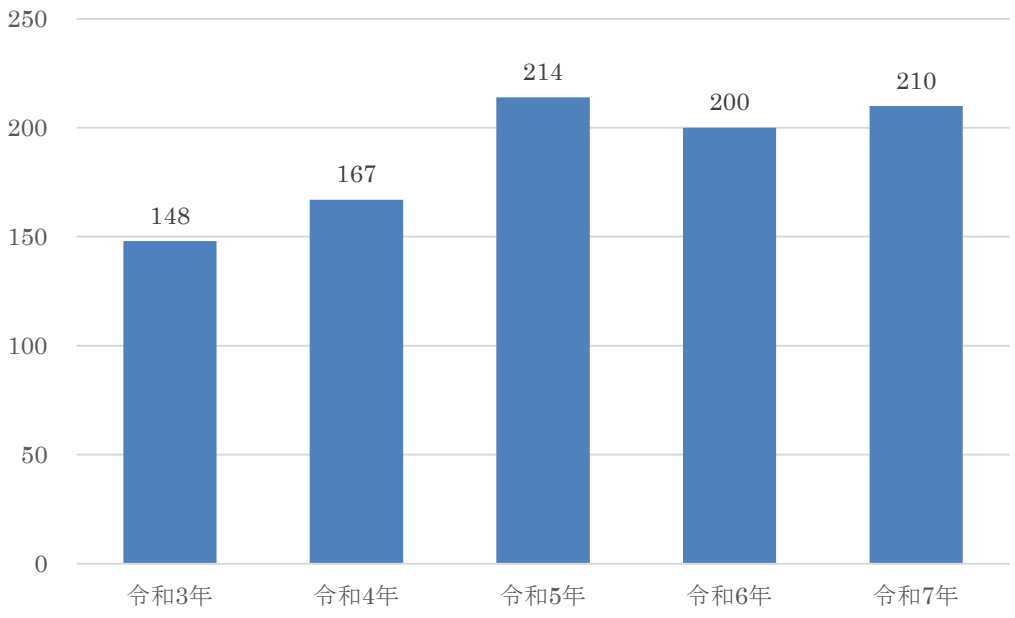


(ｴ) 輸入動向

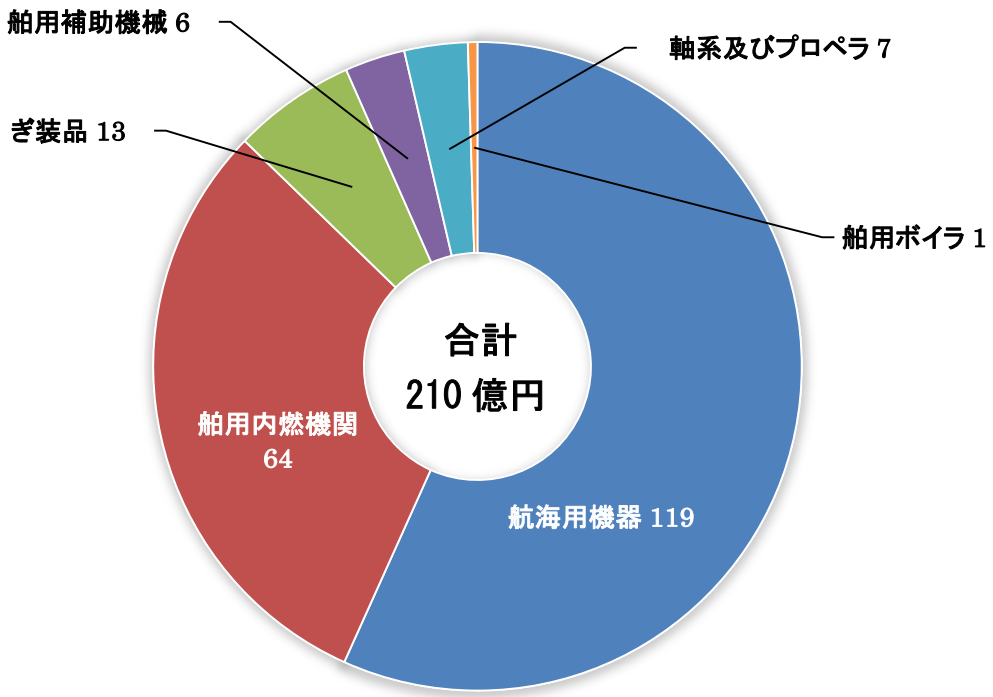
令和７年の管内舶用工業事業者による舶用工業製品の輸入額は、対前年比５.１％増の２１０億円となった。輸入実績の詳細について第１１図から第１３図に示す。

第１１図　輸入実績の推移

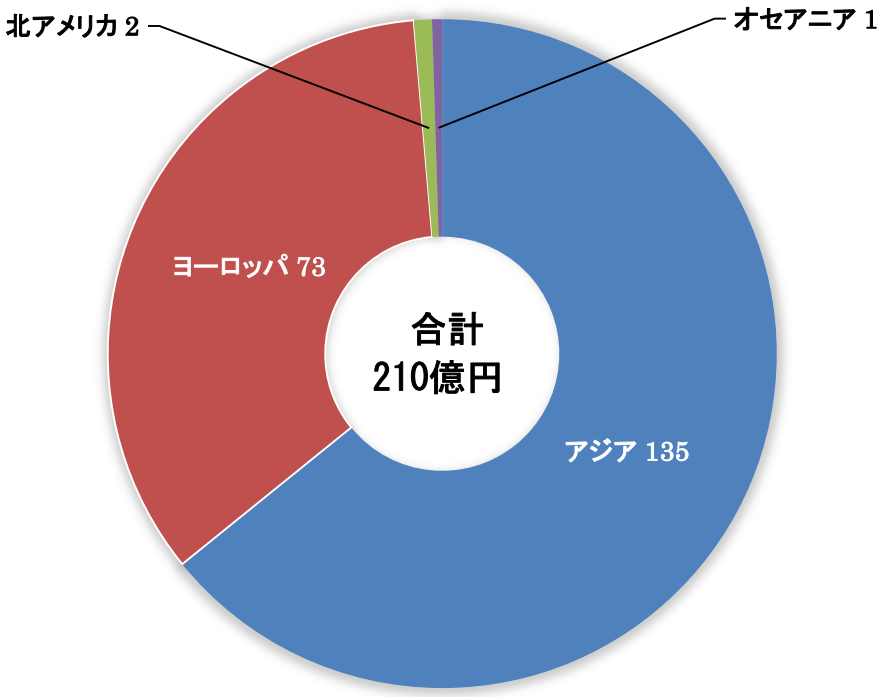
（単位：億円）



第１２図　令和７年 品目別輸入実績



第１３図　令和７年 地域別輸入実績



3　造船業・舶用工業対策等

(1) 人材の育成

今後少子高齢化が更に進み、他産業との人材獲得競争の激化が想定される中で、造船業の成長を支える人材の確保・育成の取組の一層強化が不可欠となっており、神戸運輸監理部では人材育成に関する産官学連携の強化を推進している。

(ｱ) 地域造船技能研修センターへの支援等

造船技能者育成のため、平成１６年から地域造船技能研修センターが全国で６カ所設立された。

管内では、平成２０年３月に「相生技能研修センター」が設立され、新人向けの知識・技能や専門技能の教育の場として重要な役割を果たしている。

なお、令和７年度に実施した同技能研修センターにおける研修は以下のとおりである。

・令和７年４月～６月	新人研修	（３社５名）
・令和７年７月	機関仕上げ（３級）	（３社３名）(以下は専門技能研修)
・令和７年９月	配管艤装（３級）	（２社２名）
・令和７年１０月	機関仕上げ（２級）	（３社５名）

神戸運輸監理部では、同技能研修センターに対し、地域の造船技能研修センターとしての運営、機能強化・拡充等に向けた支援を続けている。

(ｲ) 造船・舶用企業との連携

造船・舶用企業で就業する若手従業員を対象に、新人研修会を令和７年６月に開催し、午前は「船の基礎知識と造船・舶用工業の現況」をテーマに講演、午後は（独）海技教育機構練習船での運航実務研修を行い、２１名が参加した。

(ｳ) 教育機関との連携

神戸運輸監理部では、次世代の海事産業の担い手を育成するため、兵庫県高等学校教育研究会や神戸舶用工業会と連携して、工業高校の教員・生徒を対象にさまざまな研修を実施している。令和７年度における主な取組は以下のとおりである。

・出前授業４校（協力事業者６社）：造船・舶用工業等の業務内容の説明又は各事業者の最新技術及び環境対応等の取組等の紹介

・会社見学７校（協力事業者 10 社）：海事産業の現場を見学し、ものづくり等の作業内容や技術に関する説明により造船・舶用工業への理解促進

(2) 造船業における労働災害防止指導

造船所における労働災害事故防止のため、昭和５８年５月から、造船事業者等が「全国造船安全衛生対策推進本部」を設置している。神戸運輸監理部では、同本部の西日本総支部兵庫支部の幹事会に参加するほか、同支部が行う安全衛生相互点検パトロール等に同行するなどの支援、協力を行っている。令和７年度は３事業所を関係者とともに訪問し、点検・指導した。

４　舟艇利用の現況

(1) 「海の駅」を利用したマリンレジャーの普及推進

海の駅は、マリンレジャーの普及及び地域・観光振興の観点から、「いつでも、誰でも、気軽に、安心して立ち寄り、利用でき、憩える場所」として全国各地に展開され、令和８年７月末現在、１８１駅が登録されている。

神戸運輸監理部は、海の駅ネットワーク関西連絡会事務局の一員として、各種イベントを通じ、海離れが指摘される子どもや若者を始めとした国民全体に海や船に触れる機会の創出と、海事・海洋に関する情報発信を行っている。

管内においては、令和８年７月末現在、１２駅が「海の駅」となっている。（管内「海の駅」の所在については、第１４図のとおり。）

また、令和７年度におけるマリンレジャーの普及推進に向けた主な取組は、以下のとおりである。

(ｱ) 関西ボートショーにおける出展（令和７年４月１１日～１３日）

(ｲ) マリンカーニバル in 神戸メリケンパークにおける出展（令和７年７月２６日～２７日）

(ｳ) マリンカーニバル in マリンピア神戸における出展（令和７年９月１３日～１５日）

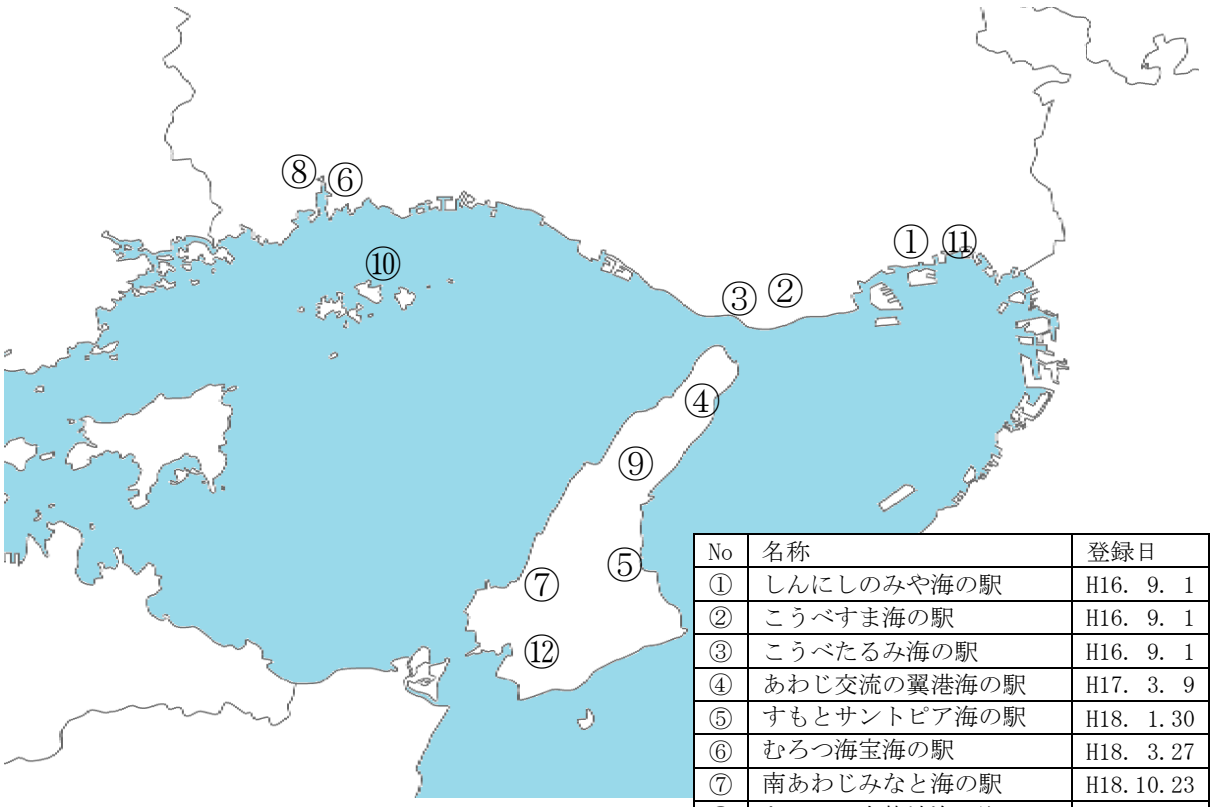
(ｴ) 関西フローティングボートショーにおける出展（令和７年１０月１７日～１９日）

(ｵ) 令和７年度海の駅ネットワーク理事会への出席（令和７年４月２２日）

(ｶ) 令和７年度海の駅ネットワーク関西連絡会への出席（令和７年５月２８日）

(ｷ) 関西舟艇利用振興対策連絡会議への出席（書面開催（令和８年３月３１日））

第１４図　兵庫県内の「海の駅」登録状況（令和８年７月末現在）



No	名称	登録日
①	しんにしのみや海の駅	H16. 9. 1
②	こうべすま海の駅	H16. 9. 1
③	こうべたるみ海の駅	H16. 9. 1
④	あわじ交流の翼港海の駅	H17. 3. 9
⑤	すもとサントピア海の駅	H18. 1.30
⑥	むろつ海宝海の駅	H18. 3.27
⑦	南あわじみなと海の駅	H18.10.23
⑧	あいおい白龍城海の駅	H19. 5.13
⑨	あわじ島つな港海の駅	H25. 7.15
⑩	ひめじいえしま海の駅	H27. 4. 1
⑪	にしのみや・えびす海の駅	R 3. 2. 1
⑫	あわじじゃのひれ海の駅	R 6. 7. 1

(2) 海の駅・防災桟橋等の活用による舟艇利用促進事業

本事業は、災害時の船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制強化の内容を盛り込んだ国土強靱化基本計画を背景に、舟艇の利用拡大と災害時の舟艇を利用した防災体制の構築・災害対応を両立させることを目的に実施するものである。

神戸運輸監理部においても、小型船舶の特性を考慮するとともに船舶所有者の協力を仰ぎつつ、防災桟橋等の現有施設を活用した被災地復興支援計画の策定を自治体とともに検討している。

５　モーターボート競走の現況

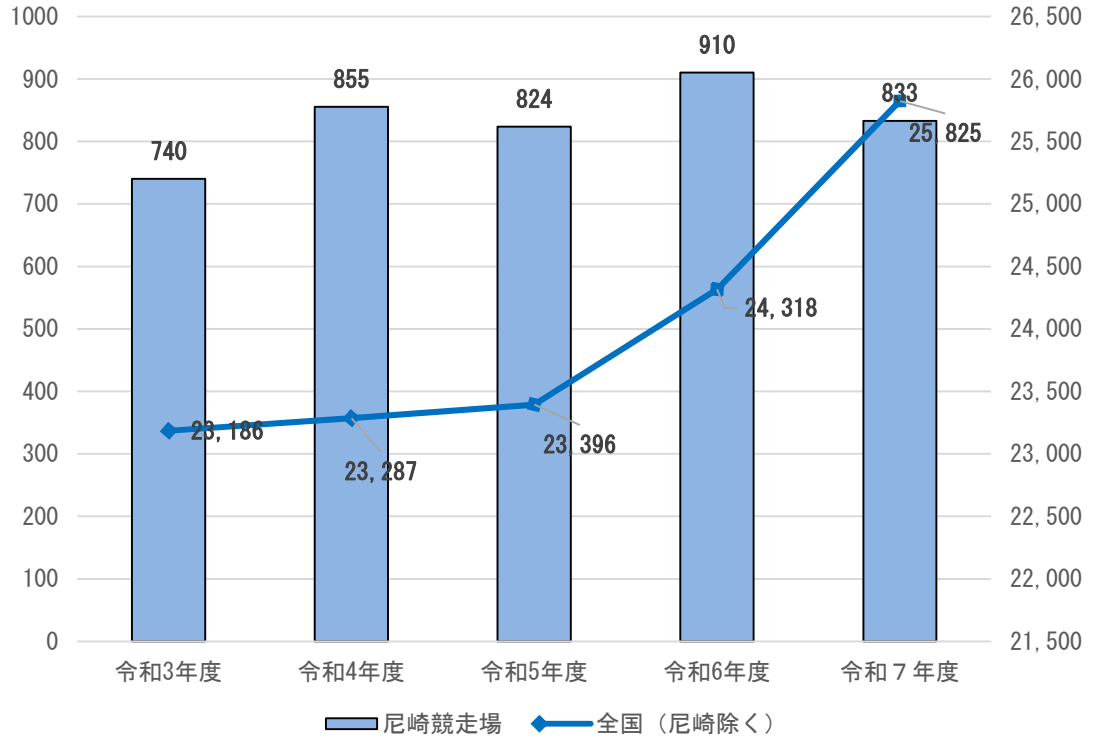
令和７年度の全国モーターボート競走場の年間売上金額は２６,６５８億円（対前年度比５.６％増）であった。近年増加している電話投票の総売上金額は２１,６７４億円であり、全体売上の８１.３％となった。

一方、尼崎競走場の年間売上金額は８３３億円（対前年度比８.５％減）となっている。

兵庫県内には、神戸新開地、姫路、滝野、洲本、朝来、相生の６カ所の場外発売場（ボートレースチケットショップ（BTS））がある。

第１５図　モーターボート競走売上金額の推移（令和８年３月３１日現在）

（単位：億円）



※資料出所：BOAT RACE Monthly Report

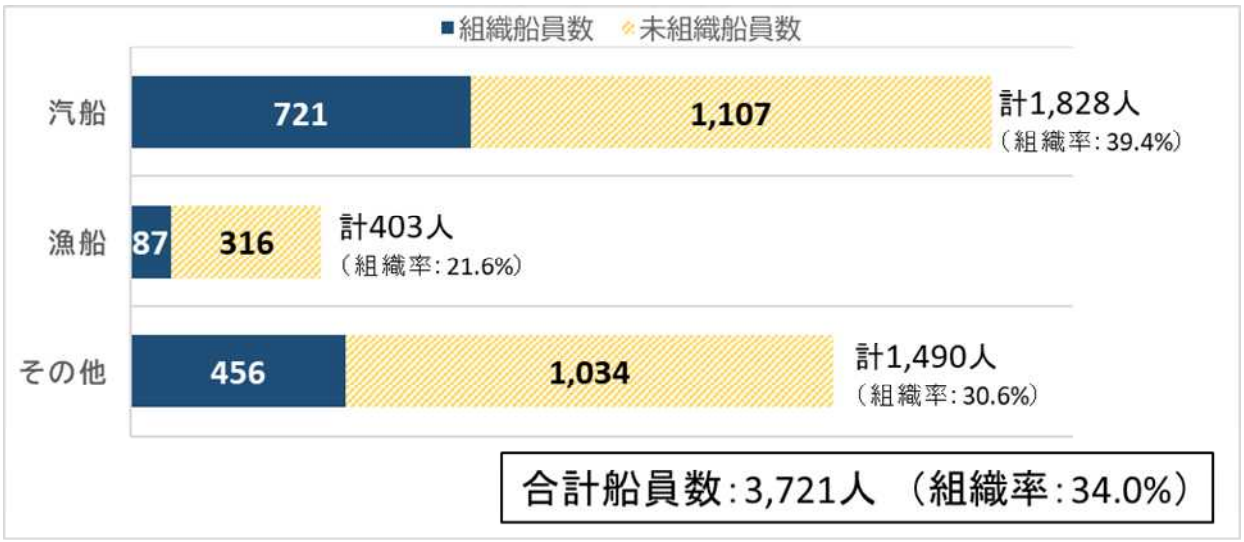
海事振興部
船員労政課

1　船員労働の現況

(1)　船員の労働組合組織率

船員法適用船員数及び船員労働組合の組織状況は、第１図のとおりである。

第１図　船員の労働組合組織率　　（令和７年１０月１日現在）



注）船員数及び組織船員数は、船員法第 111 条報告による（船員数は、非雇用船員を含まない。）。
「汽船」は、貨物船・旅客船・専用船を示す。
「その他」は、曳船・押船・はしけ・作業船・浚渫船・官公庁船等を示す。

(2)　船員最低賃金の状況

船員に関する特定最低賃金の決定は、「船員の生計費」、「類似の船員の賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して行うこととなっており、改正の必要があると認めるときは近畿地方交通審議会に諮問を行うこととなっている。

令和７年度は、内航団体の労使中央交渉や消費者物価指数等諸般の状況等を考慮し、最低賃金（内航鋼船運航業及び木船運航業、海上旅客運送業、漁業（沖合底びき網））の改正について、令和７年８月１日に諮問を行った。近畿地方交通審議会では、神戸船員部会の下に設置した専門部会で調査・審議が行われ、令和８年１月２８日に同審議会より答申があり、これを受けて同年３月２７日に改正を決定し、同年４月２６日に発効した。

(3)　船員の福利厚生施設の状況

(ｱ)　宿泊等施設

（一財）日本船員厚生協会　神戸大倉山海員会館（エスカル神戸）

(ｲ)　医療施設

（公社）日本海員掖済会　神戸掖済会病院

（一財）神戸マリナーズ厚生会　神戸マリナーズ厚生会病院

(4) 船員の確保対策

船員不足が顕在化してきている中、令和７年度は次のとおり対策事業を実施した。

(ｱ) 水産系高校生を対象とした内航海運事業者によるインターンシップ助成事業は、５事業者の協力を得て５校９名に実施した。

(ｲ) 新たな分野から船員を確保・育成する事業者を支援する「船員計画雇用促進等事業」について、１事業者（５人）に対して３６０,０００円の助成金を支給した。

(ｳ) 神戸地区内航船員確保対策協議会、神戸海事地域人材確保連携協議会と連携して令和７年度に実施した事業は、第１表のとおりである。

第１表　内航船員確保対策事業

行　事　名	実施日(回数)	対　象	概　　要
出前授業	通年 （５回）	小・中学生等	海の仕事や船員という仕事に対する関心を深めることを目的に、総合学習授業に海事関係者等を講師として派遣し、海事教材を使用した授業を実施。
海事施設等の見学	通年 （２回）	小・中学校の教員	（公社）神戸海事広報協会と連携し、海事産業に関する理解を深め、学習や進路指導等に役立ててもらうことを目的に、海事施設等の見学を実施。
出前授業	令和７年 ７月２５日	大学生	海事人材の確保・育成を目的として、神戸大学海洋政策科学部１年生を対象に、船員や海にかかわる仕事の魅力､海事産業の重要性等について授業を実施。
海技大学校施設見学及び練習船「海技丸」体験航海	令和７年 ８月５日	工業高校生及び教員	神戸内航船員対策協議会等と連携し、主に機関部の若年内航船員確保を目的とした海技大学校施設見学及び海技丸の体験航海を実施。
親子交流海洋教室	令和７年 １０月２６日	小・中学生親子	神戸市・（公社）神戸海事広報協会と連携し、小・中学生親子を対象としたフェリーの船内見学、船員についての講話やロープワーク教室等を実施。
出前授業及び操船シミュレータ体験	令和８年 １月２４日	児童養護施設	海・港や船員の仕事に対する関心を深めることを目的に、児童養護施設の小・中学生を対象に海事教材を使用した授業及び操船シミュレータ体験を実施。
めざせ！ 海技者セミナー IN KOBE	令和８年 ２月８日	練習船 実習生等 船員求職者	（独）海技教育機構練習船の実習生や水産系・工業系高校生、船員未経験者を含む求職者と、全国の海運企業を一堂に会した企業説明会・合同面接会を神戸国際展示場にて開催。

(5) 個別労働関係紛争等の処理状況

令和７年度は、「個別労働関係紛争」のあっせん申請が１件あり、「労働関係に関する相談」は無かった。

２　船員職業安定業務の現況

(1) 船員の雇用情勢

令和７年における船員職業紹介実績は第２表、船員労働需給の状況は第２図のとおりである。

新規求人数は、前年より５６人減少して３２９人となり、新規求職数は、前年より９人増加して１１３人となった。

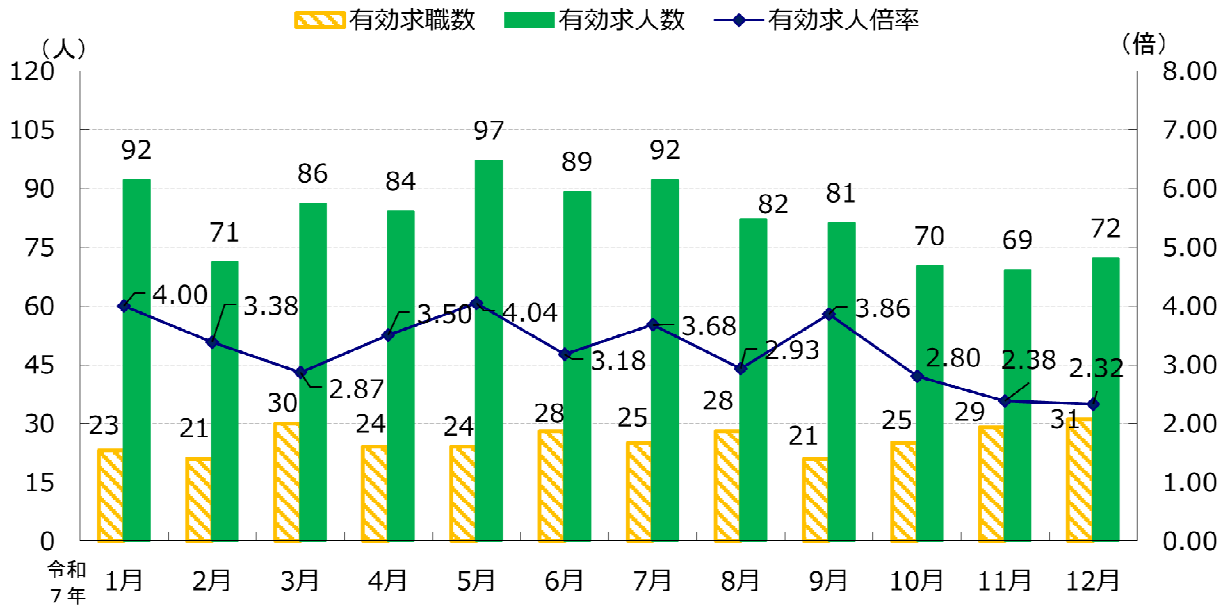
なお、有効求人倍率の令和７年における平均は３．２４倍と前年の４．１３倍を０．８９ポイント下回った。

また、新規求職数の年齢構成は第３図のとおりであり、３０歳代までの若年層は３２．８％（前年３８．４％）、５０歳代以上の中高年齢層は４６．９％（前年４７．２％）といずれも前年を下回った。

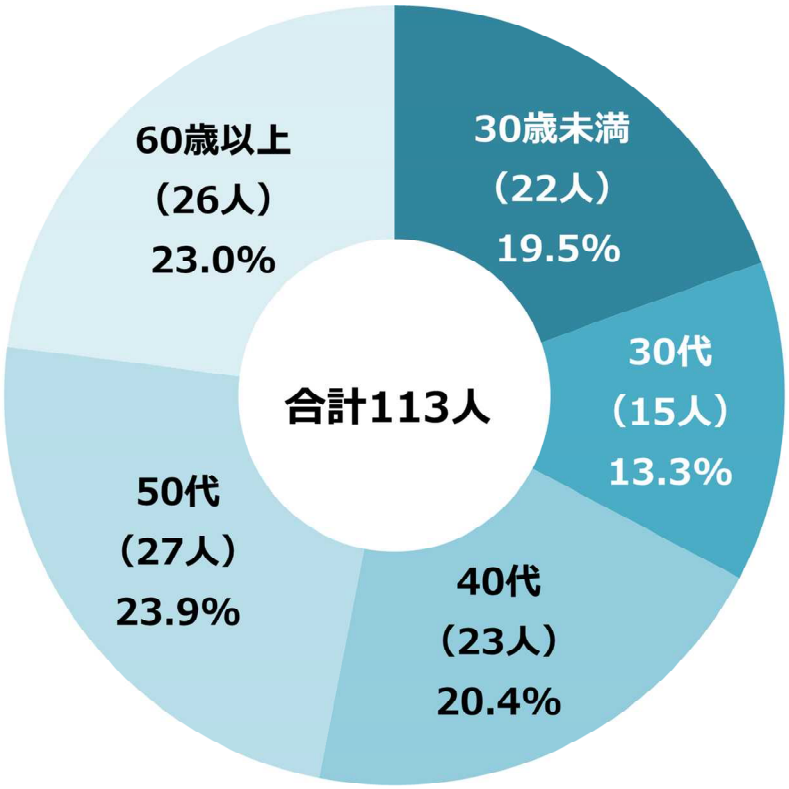
第２表　船員職業紹介実績（令和７年１月～令和７年１２月）

	新規求人数	新規求職数	成立数		
外　航	４　人	５　人	０　人	月間有効求人数（平均）	８２　人
内　航	２５７　人	８８　人	２３　人	月間有効求職数（平均）	２６　人
その他	６２　人	２０　人	０　人	有効求人倍率（平均）	３．２４　倍
漁　船	６　人	０　人	１　人	充　足　率	２．７　％
計	３２９　人	１１３　人	２４　人	就　職　率	８．０　％

第２図　船員労働需給の状況（令和７年１月～令和７年１２月）



第３図　新規求職者の年齢構成（令和７年１月～令和７年１２月）



(2) 雇用促進等対策

就職促進対策

令和７年度の雇用保険失業等給付受給資格者への再就職の促進に必要な公共職業訓練受講指示は、５件であった。

(3) 雇用保険に係る失業等給付

令和７年度における雇用保険に係る失業等給付は、次のとおり実施した。

受給者数	３５名（実人数）
支給件数	１０５件（延べ件数）
支給額	２２，３１８，０４３円

(4) 船員派遣事業

船員派遣事業の許可事業者数は、１６社（令和８年３月末現在）である。

(5) 学校等が行う無料の船員職業紹介事業について

(ｱ) 学校が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の届出事業者は、２校（令和８年３月末現在：国立大学法人神戸大学、兵庫県立香住高等学校）である。

(ｲ) 団体が行う船員職業紹介事業

無料の船員職業紹介事業の許可は、２団体（令和８年３月末現在：浜坂漁業協同組合、但馬漁業協同組合）が受けている。

海上安全環境部
船舶安全環境課

1　船舶の登録及びトン数の測度

船舶法やその他関係法令に基づき、日本船舶の登録やトン数等の測度を行い、国籍証書の交付等を行っている。トン数は、船舶の大きさ等を表す指標として安全規則や乗組員資格等の適用基準に用いられており、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。

(1) 船舶の登録業務

総トン数２０トン以上の日本船舶は、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっており、登録された船舶に対して「船舶国籍証書」を交付している。

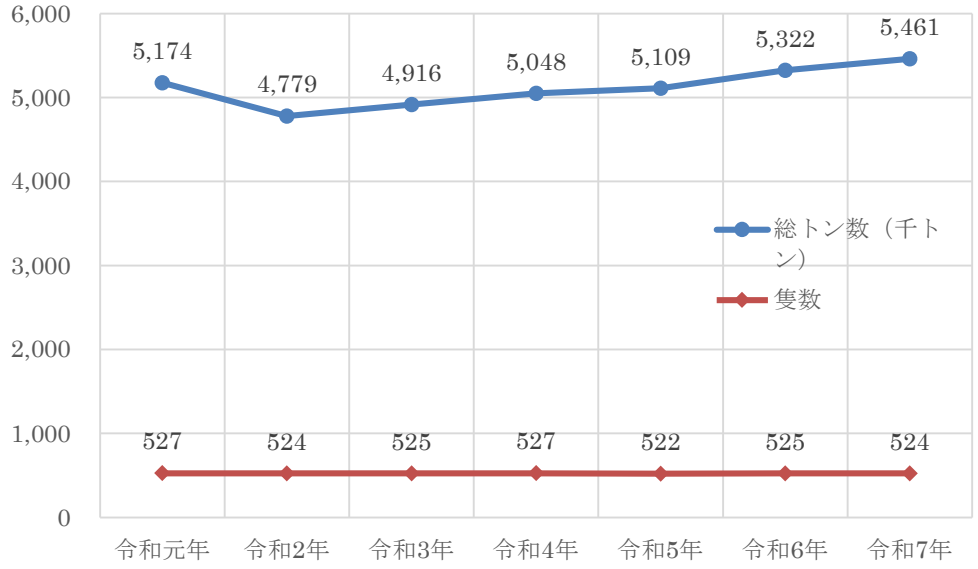
非自航船等の船舶法が適用されない船舶は船舶国籍証書を有しないため、船舶所有者からの申請に応じて「日本船舶であることの証明書」を交付している。

総トン数２０トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶にあっては、日本小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっており、国際航海に従事する総トン数２０トン未満の日本船舶に対しては、「国籍証明書」を交付している。

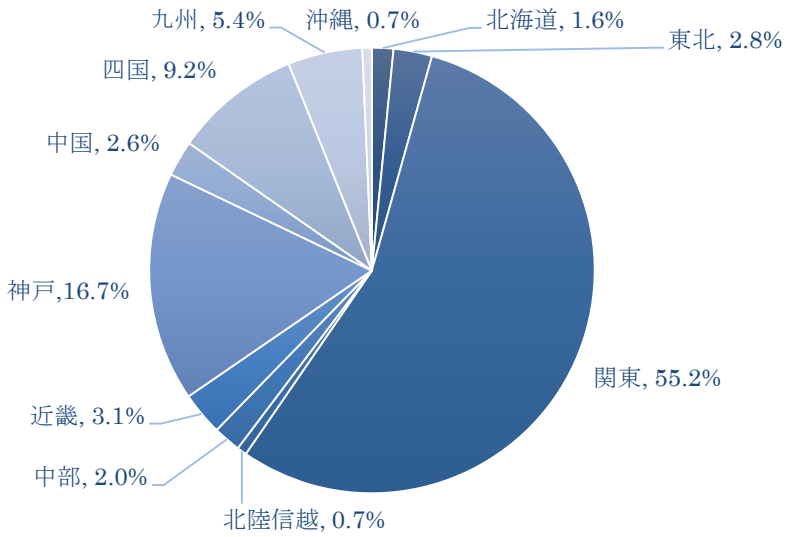
令和７年は、船舶国籍証書６０件、日本船舶であることの証明２件、国籍証明書３件を交付した（書換含む）。

また、令和７年１２月末現在の管内登録船舶は、５２４隻、５，４６１，０００トン（第１図）、全国における管内登録船舶の割合は、隻数で７．８％、総トン数で１６．７％となっている（第２図）。

第１図　管内登録船舶の推移



第２図　全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数は、船舶測度官が船舶の容積を計測して算定しており、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施している。

令和７年度は、１８件の測度を実施した。

(3) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、船舶国籍証書の記載内容と船舶の状況が一致していることを定期的に確認（検認）しており、総トン数２０トン以上、５，０００トン未満の漁船については現場確認（臨検）を実施している。

令和７年度は１件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復の指導等を行った。

(4) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶が解撤又は独航機能撤去等により船舶法適用除外となった場合、船舶測度官が船舶の解撤の事実等を確認し、船舶法適用除外となったことを証明する「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。

令和７年度における実績はなかった。

2　船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法その他関係法令に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ｱ) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶は、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満たしていることを確認するため、定期的検査を実施している。また、搭載する船舶が特定される前の設備等について、予備検査を実施している。

令和７年度は、定期的検査（製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査）２５２件、予備検査（製造、整備）３，０９２件を実施した。

その他、認定事業場制度により国土交通大臣の認定を受けた事業場では、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる。管内においては、製造事業場９社及び整備事業場４社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(ｲ) 危険物の運送

船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、特殊な危険物の場合については、容器包装及び積載方法等について必要な措置についての指導や助言を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

令和７年度は、立入り１６件を実施した。

(ｳ) 国際安全管理規則（ＩＳＭコード）の検査

人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数５００トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全運航管理体制を確立し適切に運用することとされており、その確認のための定期的検査を実施している。

また、ＩＳＭコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を実施している。

令和７年度は、ＩＳＭコード適用船舶の定期的検査は実績なし、また、非適用船舶の審査も実績はなかった。

(ｴ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ＩＳＰＳコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、国際航海に従事する旅客船及び総トン数５００トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安規定の承認やその適格な実施等について定期的検査を実施している。

また、ＩＳＰＳコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を

実施している。

令和７年度は、ＩＳＰＳコード適用船舶について、定期的検査の実績なし、船舶保安証書等の交付４件、非適用船舶の審査実績なしとなっている。

(2) 海洋汚染等の防止

(ｱ) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。なお、検査非適用船舶については、定期的な立入りにより確認している。

ａ）油による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数１５０トン以上のタンカー及び総トン数４００トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度は、定期的検査４３件を実施した。

ｂ）有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査１件を実施した。

ｃ）ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、国際航海に従事する船舶であって総トン数４００トン以上又は最大搭載人員１６人以上の船舶であり、定期的検査により設備の確認を実施している。

令和７年度の定期的検査２件を実施した。

ｄ）船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

ｉ）船舶用原動機の規制（ＮＯｘの放出規制）

船舶に搭載する出力が１３０ｋＷを超えるディーゼル機関は、当該機関からのＮＯｘの放出量が放出基準に適合していることの確認及びＮＯｘ放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的検査において放出状況の確認を行っている。

令和７年度は、定期的検査３９件を実施した。

ⅱ）船舶用燃料油の使用規制（ＳＯｘの放出規制）

令和２年１月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が０．５０％以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、又は硫黄酸化物放出低減装置（ＥＧＣＳ）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。ＥＧＣＳについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

ⅲ）二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数４００トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（ＳＥＥＭＰ）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認等を行っている。

令和７年度は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付はなかった。

ⅳ）オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について定期的な立入りにより確認を行っている。

ⅴ）焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられており、定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

ｅ）有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、有害水バラスト処理設備の設置等が義務付けられている。

総トン数４００トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

(ｲ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、総トン数２００トン以上のタンカーに乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。令和７年度はオンライン講習とし、筆記試験は近畿運輸局により実施された。

(ｳ) 廃油処理施設の現状

船舶からの油の排出が禁止されているため、船舶内で発生した廃油は船舶廃油処理事業者等が回収し、廃油処理施設にて処理されている。

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者４社４施設と自家用廃油処理施設として２社２施設が稼働している。

令和７年度は廃油処理場業者２社２施設に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施した。

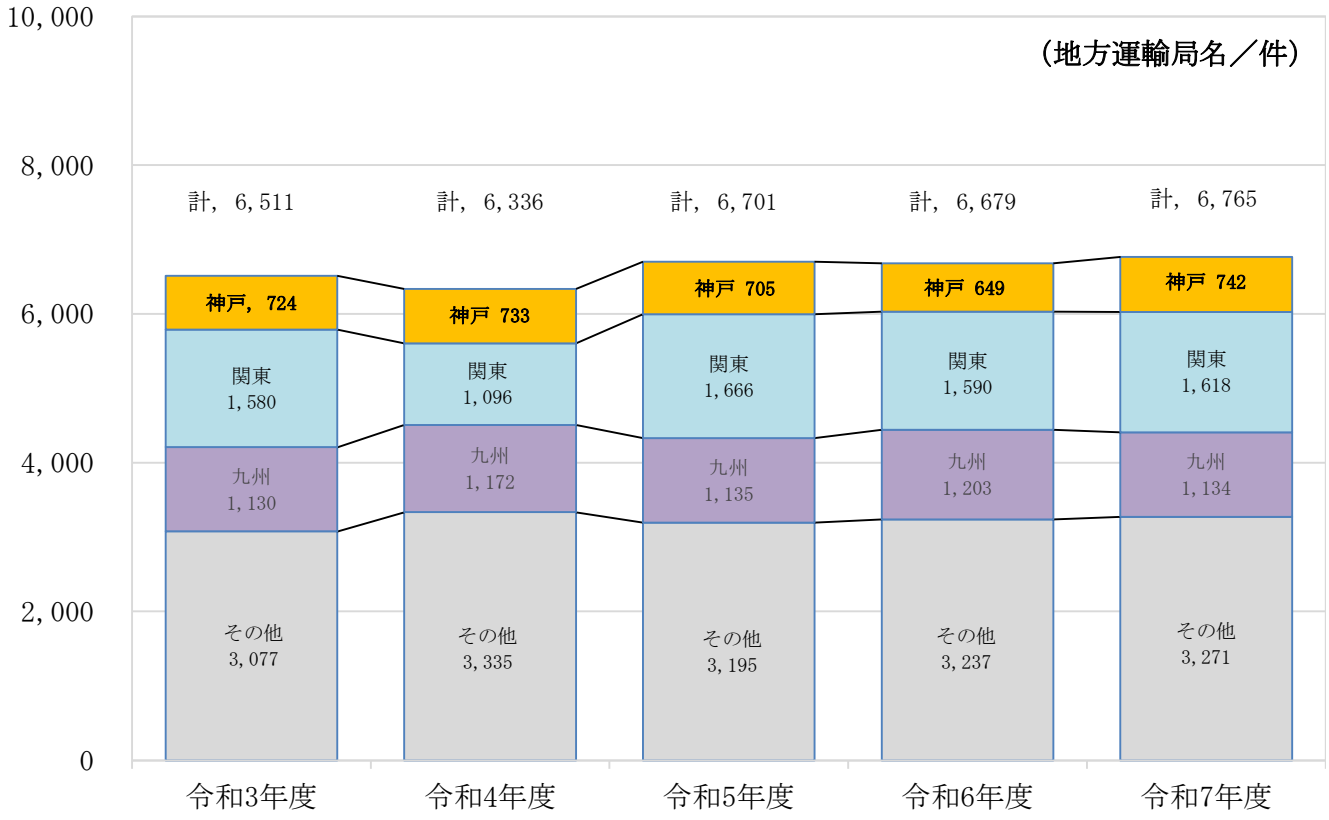
(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、国際航海に従事する総トン数１００トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数３００トン以上の船舶は、座礁等による損害（燃料油による汚染、座礁船の撤去費）を賠償するための保険に加入することとなっており、地方運輸局等が保障契約証明書を交付している（第３図)。

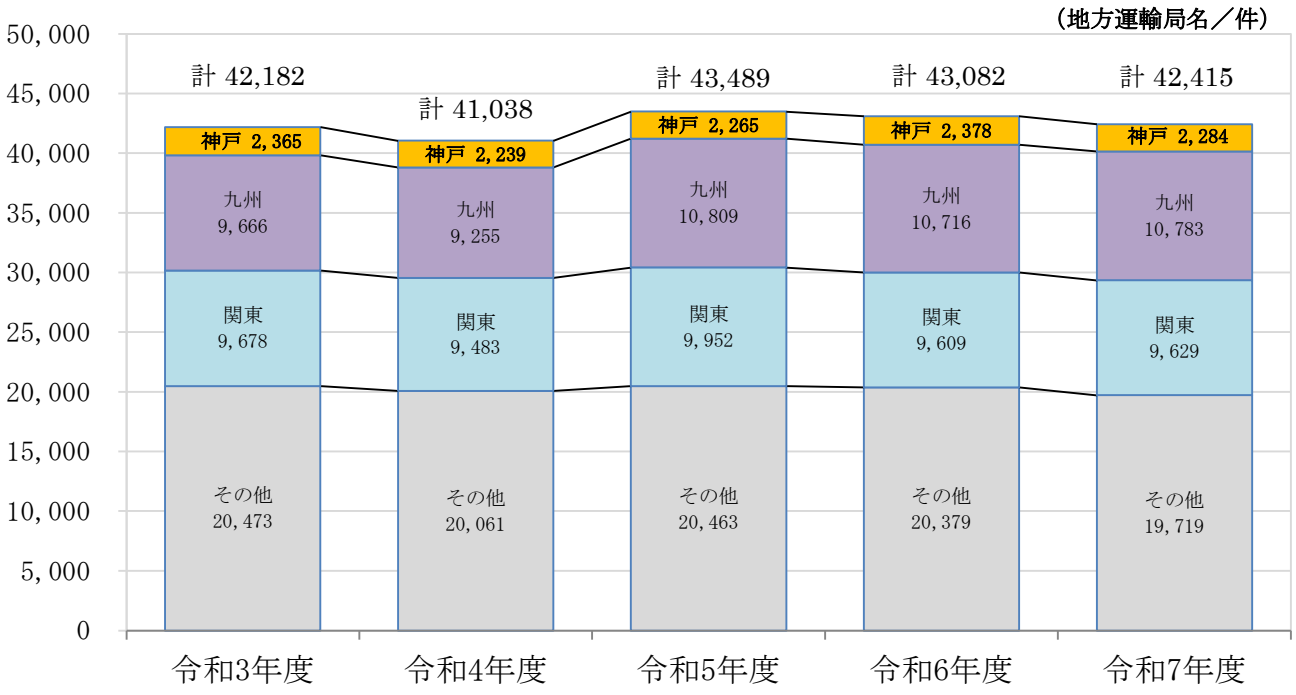
また、本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第４図)、必要に応じて立入検査を行っている。

令和７年度は、保障契約証明書交付７４２件、保障契約情報通報受理２，２８４件、立入検査３４２件を実施した。

第３図　保障契約証明書の交付件数



第４図　保障契約情報の受理件数



3　海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和７年度の同計画の実施状況については、第１表のとおりである。

第１表　令和７年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	５５隻 ２３ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	年末年始輸送安全総点検開始式に併せ、障がい当事者の参加の下、船社による防火・退船訓練状況を確認。
輻輳海域における事故防止対策	調整官 運航労務監理官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	訪船時を中心に、リーフレット配布。 輻輳海域における事故防止に関する啓発活動。
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	１６隻
外国船舶の国際トン数証書の確認	船舶測度官 外国船舶監督官	在港停泊中の外国船舶	２隻
安全航行等に関する講習会 ①　旅客船乗組員対象 ②　安全統括管理者対象	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・海技資格課	旅客船乗組員、旅客船及び内航海運事業者の運航管理者、安全統括管理者等	２回（①、②　各１回） ①　運航管理者研修会 ②　安全統括管理者研修会
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等２２ヶ所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付。

船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船、漁船等	内航船４７隻 漁船３０隻

４　海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（海事ＱＭＳ）として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（船員行政ＱＭＳ）として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

1　船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ｱ)～(ｷ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第１表の指定市町においても取り扱われている。

第１表　船員法事務取扱件数（令和７年度）

種別 / 局 海事事務所 指定市町	船員手帳				雇入契約の成立等の届出				船長就退職証明	記載事項証明	航行報告			写真はり換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎	883	3	1,059	33	2,337	2,290	660	290	2	1	29	27	27	6
姫路海事事務所	32	0	56	4	1,121	1,119	328	0	0	0	29	29	29	0
小計	915	3	1,115	37	3,458	3,409	988	290	2	1	58	56	56	6
尼崎市	0	0	0	0	294	289	64	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	0	0	4	0	946	937	281	0	0	0	13	13	13	0
洲本市	0	0	0	0	4	5	0	0	0	1	5	5	5	0
淡路市	2	0	3	0	37	20	19	0	0	0	6	6	8	0
南あわじ市	2	0	0	0	23	29	5	0	1	1	3	3	3	0
姫路市	7	2	24	0	438	454	114	0	0	0	59	59	60	0
豊岡市	2	0	4	0	31	37	10	0	0	0	0	0	0	0
香美町	6	0	21	2	31	39	36	0	0	0	7	8	8	0
新温泉町	3	0	4	1	129	133	19	0	0	0	0	0	0	0
小計	22	2	60	3	1,933	1,943	548	0	1	2	93	94	97	0
合　計	937	5	1,175	40	5,391	5,352	1,536	290	3	3	151	150	153	6

(ｱ) 管内の船舶所有者等の状況

令和７年１０月１日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者２４６社からの報告によれば、所有船舶数は５５４隻、船員数は３，７２１人である。(第２表、第１図参照)

(ｲ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和７年度は、２，１５７件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正)、１２，５６９件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を行っている。

(ｳ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、

タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和８年３月３１日現在、一括届出制度を利用している事業者は、２７事業者あり、令和７年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が１６０件あった。

(ｴ) 船員就業規則に関する事務

常時１０人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和８年３月３１日現在の就業規則の届出事業者は、１５８事業者あり、令和７年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計４２件あった。

(ｵ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独) 労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和７年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

(ｶ) その他資格認定等の事務（令和７年度）

当直部員の認定	本局	３５６件	姫路	７件
危険物等取扱責任者の認定	本局	６３８件	姫路	２８件
旅客船教育訓練の認定	本局	８件	姫路	０件
救命艇手適任証書交付	本局	２１件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	０件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	４３件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	０件	姫路	０件

(ｷ) 海上労働検査制度に関する事務

平成２５年５月１日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換 （令和７年度）	本局	１件	
	姫路	２件	

第２表　船員法適用船員数

＜ ①船 種 別 ＞　　（令和７年１０月１日現在）

区分＼本局・支局別		本局	姫路	合計
汽船	船舶所有者数	63	35	98
	隻数	139	76	215
	乗組員数	1,063	321	1,384
漁船	船舶所有者数	48	0	48
	隻数	49	0	49
	乗組員数	400	0	400
その他	船舶所有者数	58	42	100
	隻数	222	68	290
	乗組員数	994	272	1,266
計	船舶所有者数	169	77	246
	隻数	410	144	554
	乗組員数	2,457	593	3,050
船員数内訳	乗組員数	2,457	593	3,050
	予備員数	569	37	606
	計	3,026	630	3,656
	非雇用船員数	27	38	65
	適用船員数	3,053	668	3,721

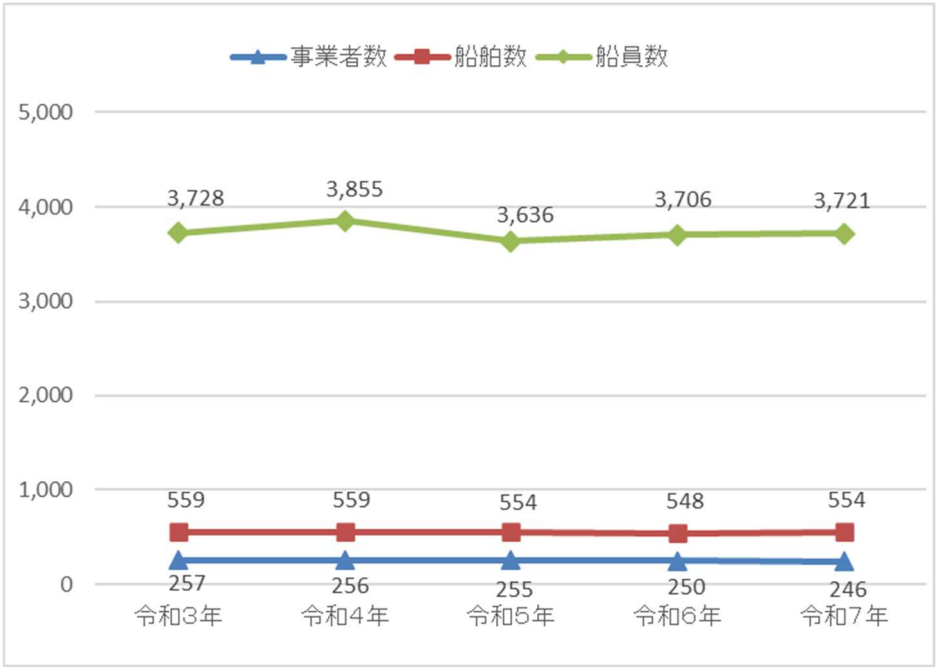
注.「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

第２表の数値は、令和７年１０月１日現在の船員法第 111 条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

＜ ② 総 ト ン 数 別 ＞　　（令和７年１０月１日現在）

総トン数＼本局・支局別＼区分		本局	姫路	合計
5～19	隻　数	92	38	130
	乗組員数	218	53	271
20～99	隻　数	77	17	94
	乗組員数	446	42	488
100～499	隻　数	170	74	244
	乗組員数	981	382	1,363
500～699	隻　数	5	7	12
	乗組員数	10	53	63
700～999	隻　数	14	8	22
	乗組員数	102	63	165
1000～4999	隻　数	30	0	30
	乗組員数	351	0	351
5000～9999	隻　数	7	0	7
	乗組員数	86	0	86
10000～	隻　数	13	0	13
	乗組員数	261	0	261
その他	隻　数	2	0	2
	乗組員数	2	0	2
計	隻　数	410	144	554
	乗組員数	2,457	593	3,050

第１図　船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ｱ) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和８年３月３１日現在、本局管内４９機関、姫路海事事務所管内１３機関、合計６２機関の医療機関が指定を受けている。

(ｲ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は､航行区域･総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における令和７年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書（認定１２３件、再交付１件、引替０件）

船舶料理士資格証明書（交付３５件、再交付２件、引替０件）

(3) マルシップに関する事務

(ｱ) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況（本局分）は、第３表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第４表のとおりである。

第３表　マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和７年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇　入	雇　止	変　更	更　新
雇入契約等届出件数		1,066	1,014	270	282
マルシップ	日本人	57	62	17	0
	外国人	1,009	952	253	282
電子届出		962	907	259	282

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第４表　マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和７年度）

	船員手帳交付等の申請内訳			
	新　規	書　換	再交付	訂　正
船員手帳交付等件数	729	922	1	1

(ｲ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

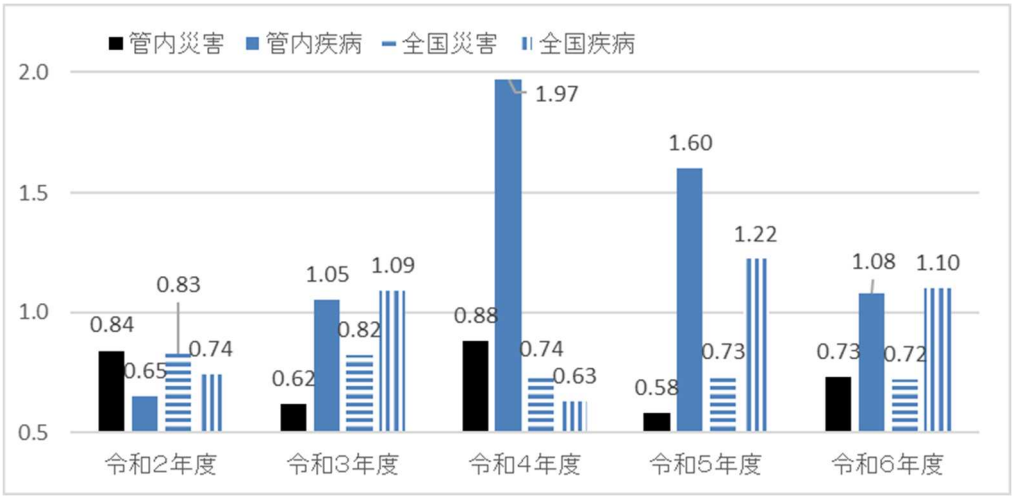
令和７年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を１件、船員認定を１３８人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ｱ) 災害・疾病発生状況

令和２年度から令和６年度の５か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第２図のとおりとなっている。

第２図　最近５か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・百分率）



令和６年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第５表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を０．０１ポイント上回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を０．０２ポイント下回っている。

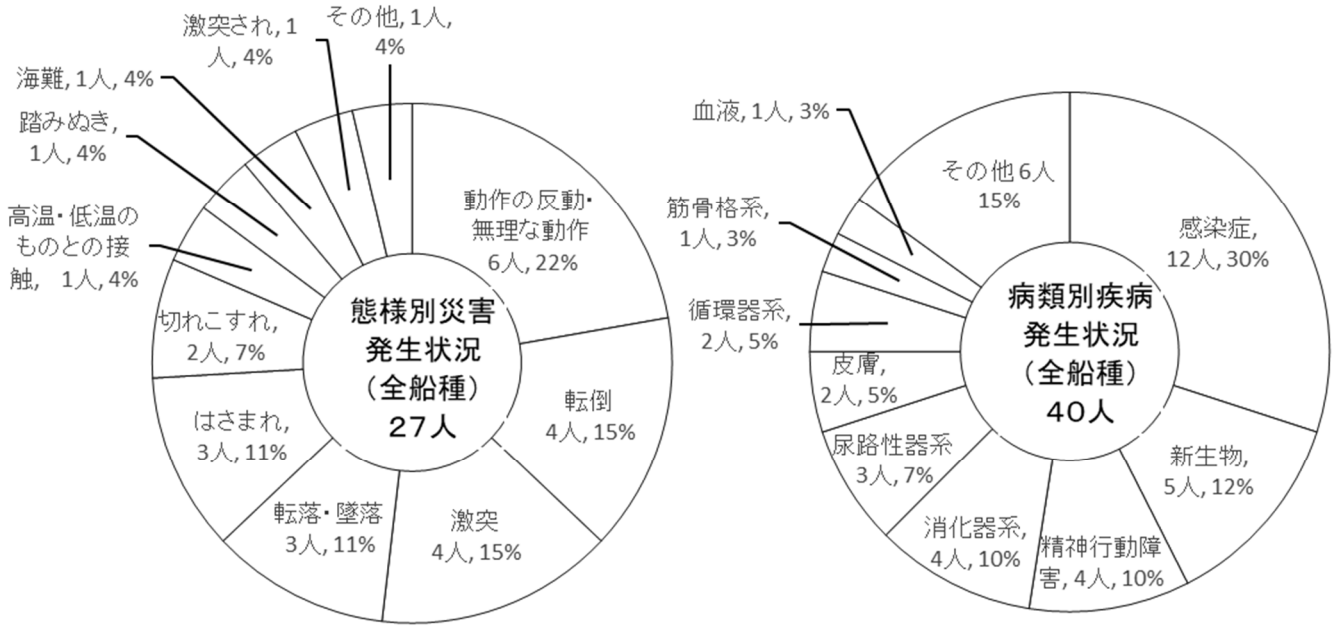
また、令和６年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第３図及び第４図のとおりとなっている。

第５表　管内船員災害疾病発生状況（令和６年度）

船種別 / 区分	一般船舶		漁船		その他		全船種		全国平均
	人数	百分率	人数	百分率	人数	百分率	人数	百分率	百分率
災害	18	1.03	4	0.99	5	0.32	27	0.73	0.72
疾病	14	0.80	11	2.72	15	0.97	40	1.08	1.10
船員数	1,747		405		1,554		3,706		

（注）１．船員数は、令和６年１０月１日現在で、予備船員を含んだものである。

第３図　態様別災害発生状況（令和６年度）　第４図　病類別疾病発生状況（令和６年度）



令和７年度の管内の船員災害疾病発生状況（速報値）は、第６表のとおりとなっている。

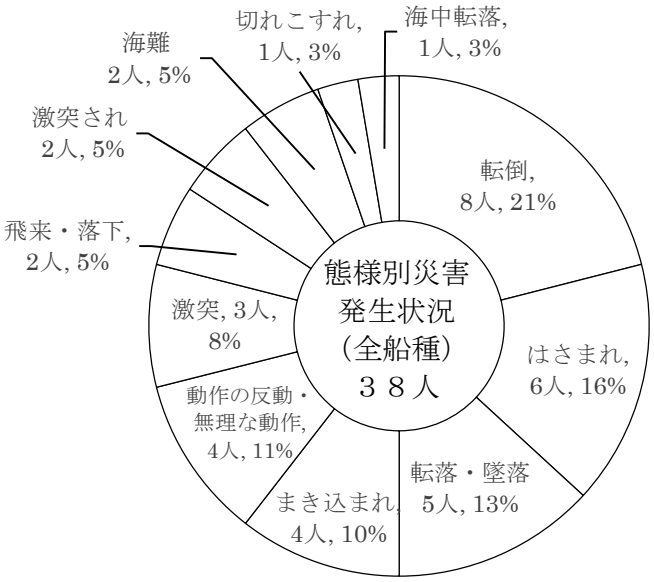
また、令和７年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況（速報値）は、それぞれ第５図及び第６図のとおりとなっている。

第６表　管内船員災害疾病発生状況（令和７年度速報値）

船種別 / 区　分	一般船舶		漁　　船		そ の 他		全船種	
	人　数	百分率	人　数	百分率	人　数	百分率	人　数	百分率
災　害	12	0.66	13	3.23	13	0.87	38	1.02
疾　病	17	0.93	16	3.97	17	1.14	50	1.34
船員数	1,828		403		1,490		3,721	

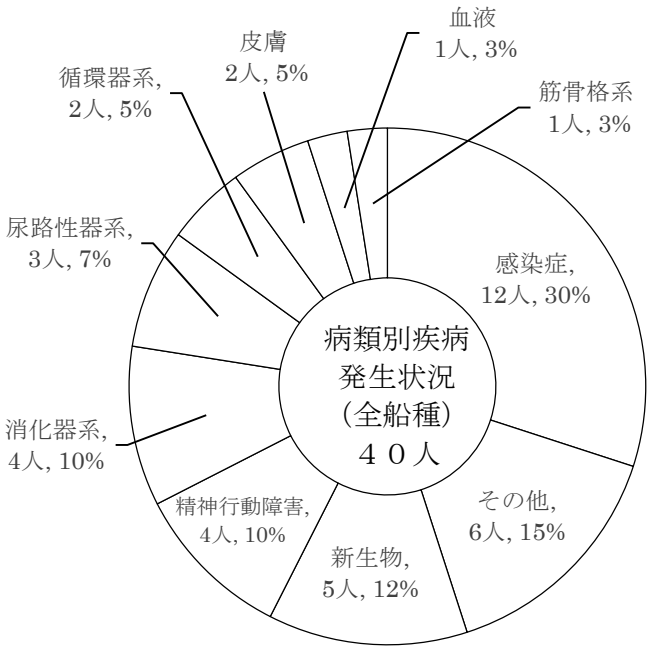
第５図　態様別災害発生状況

（令和７年度速報値）



第６図　病類別疾病発生状況

（令和７年度速報値）



(ｲ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第１回：令和７年５月２２日（対面形式／オンライン形式）

第２回：令和８年３月１２日（オンライン形式）

なお、管内における「２０２５年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の防止対策

・ライフジャケット未着用者の海中転落・行方不明事案を受け、海中転落・墜落の際の存命率向上のため、墜落制止用器具及び作業用救命衣の使用徹底を指導。

・海中転落・墜落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全柵・安全ネット等の設置状況を確認。

・転倒防止のため、船内設備や作業方法等の再検討など、事故防止対策を徹底する。

・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニケーションの強化・充実を図る。

・船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を図る。

・酒酔い操縦による死亡事故を受け、当直・操縦前のアルコールチェックの徹底等、安全管理体制の充実を図る。

・但馬地区の漁船における災害を防止するため、作業場所の確認や足元の漁網やロープ等の上に乗らない等の作業手順等の再確認を徹底する。

b）船員の健康確保対策

・無料船員健康相談所を開設し、船員に対し積極的な利用を促す。また、関係者に対し、健康情報の講演会を開催し、健康確保対策の促進を図る。

・熱中症予防のため作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育の実施を図る。

・感染症における正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じた必要な感染防止対策を徹底する。

・「船員向け産業医制度」「健康検査結果に基づく健康管理」「過重労働対策」「メンタルヘルス対策」について、適切に運用出来るよう周知啓発及び指導の徹底を図る。

・乗組員へのパワーハラスメントの防止とメンタルヘルス保全確保のため、船舶所有者の取組み方針を確立し、周知・啓発を図るとともに、ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスケアに積極的に取組み、これに対応する研修等の実施に努める。

(ｳ) 船員労働安全衛生月間（９月１日～３０日）

昭和３２年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本　局　管　内　：　神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内　：　姫路地方船員労働安全衛生協議会

・令和７年度（第６９回）は“耳で確認　目で確認　指差し呼称で更なる安全”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(ｴ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

９月９日：「海中転落者救助訓練」

（主催：大阪湾パイロットボート（株）、８３名参加）

(ｵ) 安全衛生管理体制の確立

令和７年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、８社（うち任意選任５社）、安全衛生委員会を設置している事業者は１３社（うち任意設置６社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(ｶ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和７

年度末現在、管内では６事業者（１級：３者　２級：３者）が認定されている。

２　海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ｱ) 定期試験

令和７年４月、７月、１０月、令和８年２月の計４回実施し、申請者数及び合格者数は第７表のとおりである。

第７表　海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数　（令和７年度）

区分 / 種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則３６条	併科	本科	則３６条
航海１～６級	４８	５１８	３４１	１９	２６１	１５３
機関１～６級	３３	２８８	１８３	２	１５２	８４
*通信１～４級	－	２２	－	－	２２	－
合　計	８１	８２８	５２４	２１	４３５	２３７

＊　「通信１～４級」は、海技士（通信）１～３級と、海技士（電子通信）１～４級の合計である。

＊　「則３６条」は、「本科」の内数である。

(ｲ) 臨時試験

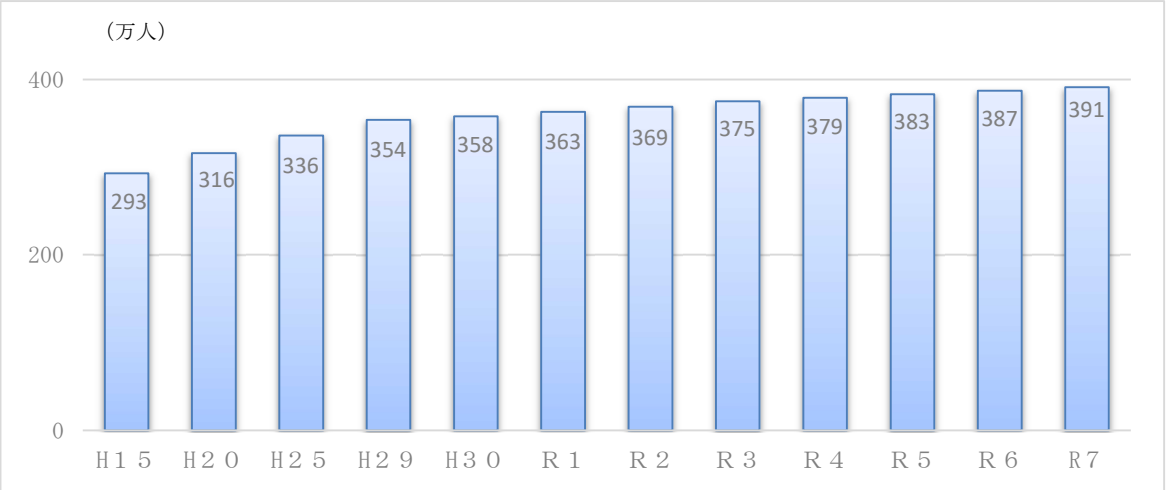
神戸市で４回実施した。申請者総数は１１０名で、合格者総数は１０４名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第７図のとおりである。

第７図　小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



（国土交通省海事局海技課の統計資料より作成）

(3) 免許関係事務等

令和７年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第８表及び第９表のとおりである。

第８表　免許等各種申請の取扱件数

区分／種別	免許	訂正・再交付	限定解除	更　新
航海１～６級	１５１	４９	４４	３４８
機関１～６級	１０５	４９	３１	２３３
通信１～４級	４３	９	－	３５
小型船舶操縦士	８５４ （３１０）	４７０	２１ （２０）	３，７５７
合　計	１，１５３	５７７	９６	４，３７３

（）は、特定操縦免許の申請数（内数）

第９表　船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件　　名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第２０条）	２６
	同等業務経験認定（法第７条の２第３項第２号）	１４７
計		１７３
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	１５１
	身体検査合格証明書	7
	筆記試験科目免除証明書	４２
	合格証明書	１５
計		２１５

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録操縦免許証更新講習等実施機関として、(株)ハイビスカスボートクラブ、西日本海技専門学院、神戸海技専門学院及び橘海事事務所が登録されており、令和７年度においては第１０表のとおり実施された。

第１０表　更新・失効再交付講習の実施状況

講習の種別	小型船舶操縦士	
	更新講習（人）	失効再交付講習（人）
合　計	１，０８６	１２０

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和７年度の交付実績は３件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行っている。また、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての安全指導等について、管

内の市や県、海上保安部等の関係機関との合同パトロールを実施するなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和７年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、以下のとおりとなった。

（周知・啓発）神戸地区２回　※マリンカーニバル神戸 2025 へのブース出展
明石地区１回　※小型船安全キャンペーン
西宮地区３回　※関西フローティングボートショーへのブース出展、マリンウィークでの講演
但馬地区１回　※小型船安全キャンペーンでのパンフレット配布
（安全指導等）明石地区１回
姫路地区１回

なお、令和７年度の管内における水上オートバイの衝突事故は０件であった。

３　水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和８年３月３１日現在、大阪湾水先区：９２名（一級７６名、二級１０名、三級６名）、内海水先区：１２８名（一級１０３名、二級１０名、三級１５名）の合計２２０名で、令和７年度の実績については第１１表のとおりであり、過去５年間の推移は第８図のとおりである。

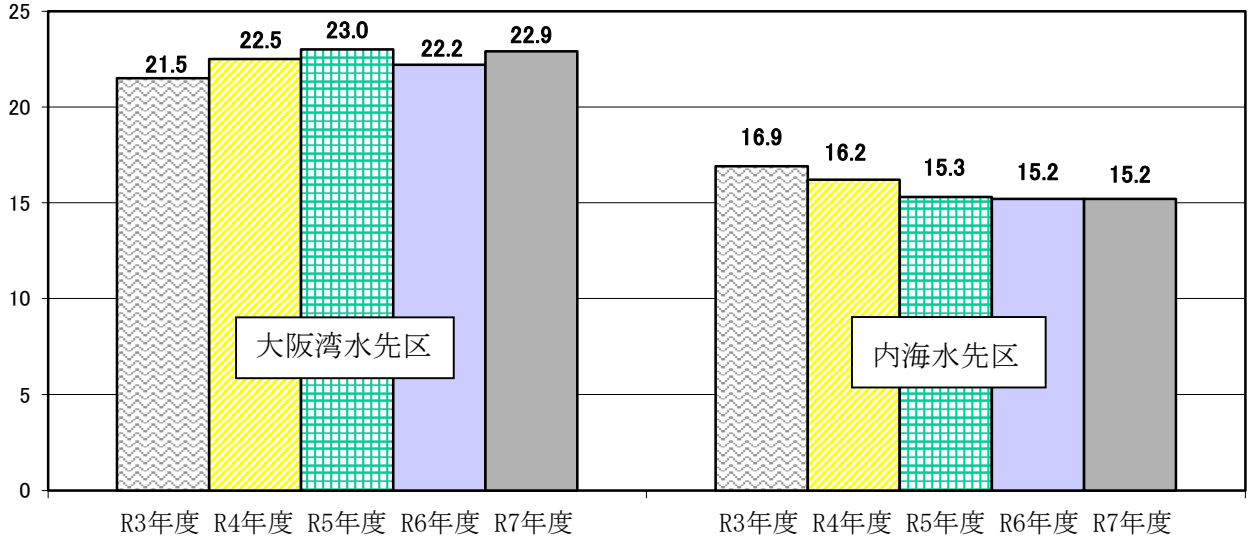
水先人乗船船舶の海難事故は、令和７年度は２件であった。

第１１表　水先実績

水先人会	日本船舶	（千ﾄﾝ）	外国船舶	（千ﾄﾝ）	合計	（千ﾄﾝ）	対前年度比	（%）
	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数
大阪湾水先区	1,332	86,041	21,564	821,868	22,896	907,909	103%	101%
内海水先区	1,615	107,584	13,598	510,978	15,213	618,562	100%	100%
合　　計	2,947	193,625	35,162	1,332,845	38,109	1,526,471	102%	101%

第８図　管内水先実績の推移（隻数）

（単位：千隻）



(2) 水先人試験

令和７年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者(見込みも含む)４２名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の２級及び３級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和７年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計１９名（大阪湾水先区：１級６名（うち１名進級)、２級１名、／内海水先区：１級９名（うち５名進級)、３級３名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和７年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和７年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は１５件、再認定は１８件であった。

海上安全環境部
運航労務監理官

1　運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ｱ) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第１表のとおりである。

第１表　運航管理監査実施状況（令和７年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	１１０	１９
貨物船（国内）	２５１	１
合計	３６１	２０

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(ｲ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第２表のとおりである。

第２表　安全確認検査等実施状況（令和７年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	1	1	5	5	6	6
姫路	0	0	6	6	6	6

(ｳ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第３表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第４表のとおりである。

第３表　安全統括管理者及び運航管理者研修～YouTube 配信～（令和７年度）

実施日	研修内容
令和８年３月２日 ～３月２３日	①　「旅客船の総合的な安全・安心対策について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　　星野　健 ②　「港湾における「風」の読み解き方 ～最新技術と現場感覚の融合～」 大阪湾水先人区水先人　濵地　義法　氏

第４表　旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和７年度）

実施日	研修内容
令和７年１１月１９日 ＜共催＞ 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	①　「カスタマーハラスメント対応 ～お客様と自分、どちらも大切に！～」 一般社団法人日本産業カウンセラー協会　加藤　ゆみ　氏 ②　「旅客船の安全運航について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　大川　貴弘 ③　「安全統括管理者・運航管理者資格者証制度について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　高田　隼汰

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ｱ) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は１０４隻である。

(ｲ) 船員法等に基づく監査

令和７年度の監査実績は、第５表～第１０表のとおり、監査船舶数３７２隻、監査事業場数１２社であり、監査の結果は、戒告２８件、勧告３７件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和７年度の対象事業は１件であった。

第５表　監査船舶及び事業場数（令和７年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合　計
	７００㌧以上	７００㌧未満				
本　局	４４	２０９	３１	２８４	８	２９２
姫　路	１３	７５	０	８８	４	９２
合　計	５７	２８４	３１	３７２	１２	３８４

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第６表　船員法等条項別違反件数（令和７年度）

違反条項			本　局	姫　路	合　計
船員法	８条	発航前の検査	3	1	4
船員法	１４条の４	航海の安全の確保	6	1	7
船員法	５０条第４項	船員手帳の有効期間超過	4	1	5
船員法	６５条の２	労働時間超過	1	0	1
船員法	７０条	最小安全定員	2	0	2
船員法	８３条第１項	健康証明書の有効期間超過	2	2	4
船員労働安全衛生規則	５条	安全担当者の業務	1	0	1
船員労働安全衛生規則	１１条第１項	安全衛生に関する教育及び訓練	1	0	1
船員労働安全衛生規則	５７条第１項	漁ろう作業	1	0	1
船員労働安全衛生規則	４０条の２第1項	飲用水の水質検査等	1	0	1
船員労働安全衛生規則	６７条	機械類の修理作業	0	1	1

第７表　船員法等条項別勧告件数（令和７年度）

勧　告　条　項			本　局	姫　路	合　計
船員法	８条	発航前の検査	0	1	1
船員法	１４条の３第２項	非常配置表及び操練	1	3	4
船員法	１４条の４	航海の安全の確保	3	5	8
船員法	８３条第１項	健康証明書	0	3	3
船員法	１２６条第５号	発航前検査等の記録	2	4	6
船員労働安全衛生規則	５条	安全担当者の業務	3	3	6
船員労働安全衛生規則	８条	衛生担当者の業務	2	3	5
船員労働安全衛生規則	１１条第１項	安全衛生に関する教育及び訓練	0	1	1
船員労働安全衛生規則	４０条の２第３項	飲用水の水質検査等	0	2	2
船員労働安全衛生規則	６７条	機械類の修理作業	1	0	1

第８表　船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
監査件数	船舶監査	１０８	２１０	３７２	３６８	３７２
	事業場監査	1	１８	４０	２０	１２
	合　計	１０９	２２８	４１２	３８８	３８４
違反件数	船舶監査	5	8	１０	１６	２８
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合　計	5	8	１０	１６	２８
勧告件数	船舶監査	0	2	１４	４８	３７
	事業場監査	0	0	0	2	0
	合　計	0	2	１４	５０	３７

第９表　災害発生時監査状況（令和７年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	3	港湾業務艇 砂利運搬船兼貨物船 漁船	転倒 墜落 海中転落	負傷 死亡 行方不明	なし 船員法８条、７０条違反 船員労働安全衛生規則 ６７条勧告 船員労働安全衛生規則 ５条、１１条①、５７条①違反
姫路	2	ばら積船 液化ガスばら積船	その他 転落	負傷 負傷	なし 船員労働安全衛生規則 ６７条違反 １１条①勧告

第１０表　海難発生時監査状況（令和７年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	１５	衝突	油タンカー兼化学薬品ばら積船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		衝突	練習船	なし
		衝突	旅客船	船員法８条違反
		衝突	旅客船兼自動車渡船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		衝突	旅客船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船	なし
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船兼砂利運搬船	船員法１４条の４違反
		衝突	液体化学薬品バラ積船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船	船員法１４条の４違反
姫路	４	火災	交通船兼快遊船	船員法８条勧告
		衝突	石材及び砂利運搬船	船員法１４条の４勧告
		衝突	貨物船兼砂利運搬船	船員法１４条の４勧告
		衝突	砂利採取運搬船	船員法１４条の４違反・勧告 船員法８条違反

(ｳ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく通報

船員法等に基づく船舶監査の際に、船舶職員及び小型船舶操縦者法の違反が認められたものについては、船員労働環境・海技資格課へ通報することとなっており、令和７年度の通報は２件であった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成１７年にＪＲ福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成１８年１０月に創設され、神戸運輸監理部では平成１９年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第１１表のとおりであり、合計３２２社（延べ数）に対して実施した。

第１１表　評価を行った事業者数（令和８年３月３１日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合　計
平成１９年度	7	5	１２
平成２０年度	１０	7	１７
平成２１年度	２２	１５	３７
平成２２年度	２０	３１	５１
平成２３年度	１１	２９	４０
平成２４年度	１３	２６	３９
平成２５年度	6	１０	１６
平成２６年度	7	9	１６
平成２７年度	7	9	１６
平成２８年度	8	5	１３
平成２９年度	6	5	１１
平成３０年度	6	5	１１
令和元年度	3	5	8
令和２年度	4	3	7
令和３年度	2	2	4
令和４年度	4	3	7
令和５年度	5	2	7
令和６年度	3	2	5
令和７年度	1	4	5
合　計	**１４５**	**１７７**	**３２２**

海上安全環境部
外国船舶監督官

1　外国船舶の監督

(1) ＰＳＣの概要及び体制

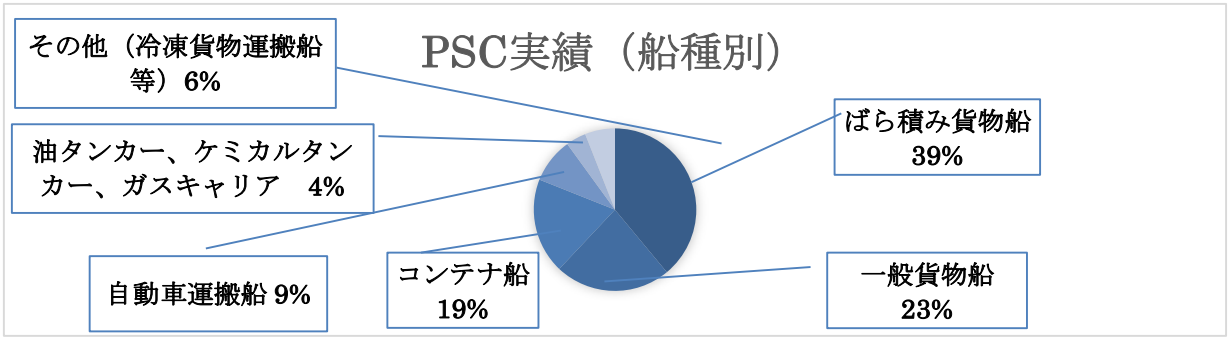
ＰＳＣ（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官（ＰＳＣ官）により実施される。本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対し、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘、是正を指導し、重大な欠陥の場合は是正されるまで出港を差し止める勾留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港及び赤穂港に於いてＰＳＣを実施している。

(2) 管内ＰＳＣの概要

令和７年度において管内で実施しているＰＳＣ対象船舶の船種は、ばら積み貨物船が最も多い。ばら積み貨物船が多いのは、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船や、輸入穀物を扱うサイロが多くあるためで、管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、ＬＮＧ船、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも特徴である。

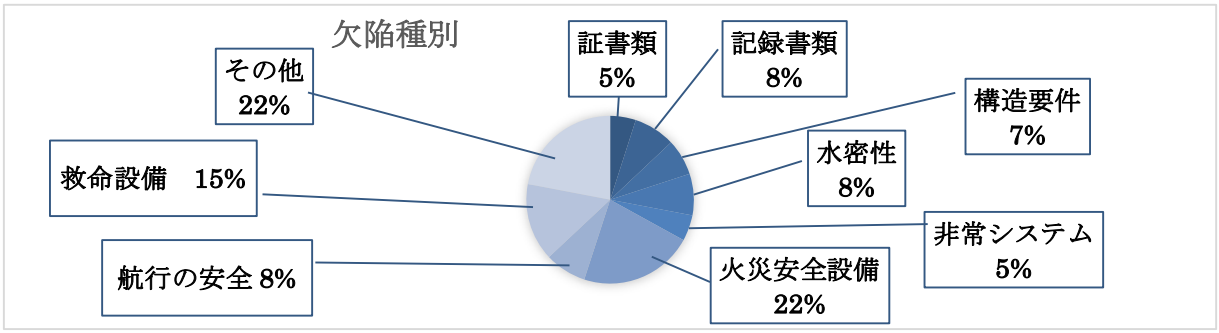
第１図　令和７年度船種別管内ＰＳＣ実績



令和７年度検査において指摘される欠陥の傾向として、火災安全設備の欠陥が最も多く、次いで救命設備の欠陥となっている。

なお、令和７年度の重大な欠陥による拘留処分率は１．７％である。

第２図　令和７年度欠陥指摘種別



(3) 東京ＭＯＵ集中検査キャンペーン

東京ＭＯＵでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するＰＳＣの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：ＣＩＣ）を行っている。

令和７年度は、バラスト水管理（BWM）に関するＣＩＣを令和７年９月１日から１１月３０日までの３か月間実施し、管内において９９隻の外国船に対してＣＩＣを実施した結果１３隻、１５件の欠陥を指摘した。

令和８年度においては、貨物の固縛方法に関するＣＩＣを実施する予定としている。

＊ *東京MOU：アジア太平洋地域におけるＰＳＣの協力体制を確立するため、平成５年１２月に関係１８カ国・地域（現在２２カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書、または同覚書により運営されている国際組織体（事務局は東京に常設）。日本は東京MOUの主導国としてＰＳＣ検査官の訓練・研修など、ＰＳＣ協力体制の強化、発展に貢献。（現メンバー国：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム）*

(4) 東京ＭＯＵ事業の支援（外国人ＰＳＣ研修生の受入れ）

（公財）東京エムオウユウ事務局が（公財）日本財団の支援を受けて東京ＭＯＵ域内各国のＰＳＣ官を対象として一般研修（General Training Course：ＧＴＣ）を実施しており、毎年、域内各国からＰＳＣ官を我が国に受け入れている。近年は、ＩＭＯ（国際海事機関、国連の専門機関の一つ）の支援の下、中東地域、インド洋地域等、他地域ＭＯＵからのＰＳＣ官もＧＴＣの対象としている。

令和７年度は、令和８年２月２５日～３月１９日の間、第１３回ＧＴＣが開催され、神戸運輸監理部においては、横浜にて実施された座学に講師として２名を派遣、神戸での船上実習には研修生２名（マレーシア及びオマーン）を受入れた。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組

平成２１年３月２０日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員２名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたＰＳＣを実施している。例年３月頃にこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施している。

兵庫陸運部
輸送部門

1　自動車運送事業の現況

(1) 業務別事業者数及び車両数の推移

業務別の事業者数及び車両数の推移は、第１表のとおりである。

第１表　業務別事業者数及び車両数の推移

事業の種類		区分	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
旅客	乗合	事業者数	66	66	66	66	66
		車両数	2,398	3,091	3,074	3,044	3,106
	貸切	事業者数	126	112	110	101	107
		車両数	1,291	1,302	1,278	1,192	1,186
	乗用	事業者数	〔990〕	〔954〕	〔915〕	〔864〕	866
			1,786	1,777	1,760	1,718	1,742
		車両数	8,521	8,490	8,384	8,177	8,263
	特定	事業者数	25	28	27	28	25
		車両数	139	158	166	162	146
貨物	特別積合	事業者数	6	6	6	6	6
		車両数	365	314	297	290	316
	一般	事業者数	2,322	2,310	2,331	2,316	2,292
		車両数	57,041	57,206	57,995	47,397	47,283
	特定	事業者数	7	7	7	7	6
		車両数	87	85	85	85	190
	霊柩	事業者数	131	129	131	129	147
		車両数	504	499	500	431	529
	貨物軽自動車運送	事業者数	8,300	8,856	8,985	8,861	10,848
		車両数	13,068	13,625	14,214	13,626	15,085
利用運送		事業者数	3,283	3,313	3,352	3,313	3,353

資料：国土交通省自動車局、近畿運輸局

（注）１ 乗用の〔 〕内は個人タクシーで内数。

２「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数は兵庫県内に営業所のある事業者数で通過事業者は含まれない。

３「一般乗合旅客自動車運送事業」の事業者数、車両数に乗合タクシーを含む。

(2) 乗合バス事業の現況

乗合バスは、公共交通機関として重要な役割を果たしている。そのなかで、輸送人員及び収入については、人口が増加傾向にある都市部において若干の増加が見られるものの、地方部においてはモータリゼーションの進展等に伴う自家用自動車の普及により、輸送需要の減少が続いていたが、新型コロナ禍の影響により、輸送人員、営業収入など大きな影響を受けた。

令和２年度を底として回復傾向にあるものの、深刻な乗務員不足と併せて、乗合バス事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続いている。

第２表　乗合バス事業の実績

項目＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
延実在車両数（日車）		87.7% 889,228	110.6% 983,695	99.9% 982,458	78.7% 772,915	105.6% 815,944
延実働車両数（日車）		81.7% 663,905	111.3% 738,736	102.9% 760,115	74.4% 565,725	102.7% 580,872
実働率（%）		74.7	75.1	77.4	73.2	71.2
走行キロ（千キロ）		98.9% 132,329	115.2% 152,379	73.8% 112,393	85.3% 95,914	103.8% 99,589
輸送人員（千人）		63.5% 155,482	117.1% 182,104	114.5% 208,444	73.7% 153,532	88.2% 135,382
運送収入（千円）		63.8% 33,410,011	119.7% 39,987,836	109.8% 43,906,114	86.7% 38,072,083	109.3% 41,613,885
実働1日1車当たり	走行キロ（キロ）	121.1% 199.3	103.5% 206.3	71.7% 147.9	114.7% 169.5	101.1% 171.4
	輸送人員（人）	77.7% 234.2	105.3% 246.5	111.2% 274.2	99.0% 271.4	85.9% 233.1
	運送収入（円）	78.1% 50,323	107.6% 54,130	106.7% 57,762	116.5% 67,298	106.5% 71,640

資料：近畿運輸局
上段は、対前年比

(3) 貸切バス事業の現況

貸切バス事業については、令和２年度のコロナ禍以降輸送需要が大きく減少したことから、輸送人員、運送収入などに多大なダメージを受けた。現在は訪日外国人数の増加による需要回復や、適正運賃の見直しにより、実働率・輸送人員・運送収入は回復傾向にあるものの、運転者の担い手不足や原油価格高騰により、乗合バス事業同様厳しい状況が続いている。

第３表　貸切バス事業の実績

項目＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
延実在車両数（日車）		91.1% 442,826	98.7% 437,056	86.7% 378,908	102.5% 388,318	102.4% 397,683
延実働車両数（日車）		51.5% 100,765	119.8% 120,675	109.9% 132,609	115.3% 152,903	101.2% 154,792
実働率（%）		22.8	27.6	35.0	39.4	38.9
走行キロ（千キロ）		36.8% 13,907	125.6% 17,465	119.3% 20,838	134.3% 27,994	94.7% 26,505
輸送人員（千人）		48.6% 4,738	113.7% 5,388	135.9% 7,321	105.6% 7,731	104.1% 8,046
運送収入（千円）		43.0% 6,158,791	138.8% 8,550,290	98.7% 8,436,063	139.7% 11,783,331	105.4% 12,424,644
実働1日1車当たり	走行キロ（キロ）	71.4% 138.0	104.9% 144.7	108.6% 157.1	116.5% 183.1	93.5% 171.2
	輸送人員（人）	94.2% 47.0	95.1% 44.7	123.5% 55.2	91.6% 50.6	102.8% 52.0
	運送収入（円）	83.4% 61,120	115.9% 70,854	89.8% 63,616	121.1% 77,064	104.2% 80,267

資料：近畿運輸局
上段は、対前年比

(4) タクシー事業の現況

タクシー事業は、長引く景気の低迷により輸送需要が減少し、依然として厳しい経営環境にある。そのなかで、乗務員の労働条件の改善やサービス水準の向上等を実現するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、神戸市域交通圏、東播磨交通圏及び姫路・西播磨交通圏が準特定地域に指定され、供給過剰状態の適正化や需要を喚起する活性化を進めることにより、タクシー事業の生産性向上を図っているところである。令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により需要は大幅に減少したが、その後は回復基調にあり、特に運賃改定の効果により運送収入は増加している。一方で、原油価格の高騰をはじめとする諸経費の上昇により、依然として厳しい経営状況が続いている。

第４表　タクシー事業の実績

項目＼年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
延実在車両数（日車）		91.9% 2,151,657	97.8% 2,103,841	96.9% 2,039,644	103.2% 2,105,301	99.1% 2,086,249
延実働車両数（日車）		78.0% 1,153,711	99.6% 1,149,472	97.3% 1,118,572	100.1% 1,119,195	102.3% 1,145,045
実働率（%）		53.6	54.6	54.8	53.2	54.9
総走行キロ（キロ）		65.5% 159,334,394	100.8% 160,668,979	112.6% 180,938,539	98.9% 178,930,961	100.8% 180,357,358
実車キロ（キロ）		60.8% 63,664,937	103.8% 66,072,879	119.4% 78,879,568	99.0% 78,061,398	99.0% 77,288,130
実車率（%）		40.0	41.1	43.6	43.6	42.9
輸送人員（人）		62.3% 25,711,641	99.9% 25,677,796	115.5% 29,663,240	97.1% 28,812,222	98.2% 28,285,370
運送収入（千円）		64.9% 26,672,887	104.5% 27,882,890	118.9% 33,150,313	110.1% 36,513,269	103.2% 37,664,758
実働	走行キロ（キロ）	84.0% 138.1	101.2% 139.8	115.7% 161.8	98.8% 159.9	98.5% 157.5
1日1車当たり	実車キロ（キロ）	78.0% 55.2	104.2% 57.5	122.6% 70.5	98.9% 69.7	96.8% 67.5
	輸送人員（人）	79.9% 22.3	100.0% 22.3	118.9% 26.5	97.1% 25.7	96.0% 24.7
	運送収入（円）	83.2% 23,119	104.9% 24,257	122.2% 29,636	110.1% 32,625	100.8% 32,894

資料：近畿運輸局（法人タクシーの輸送実績）
上段は、対前年比

(5) トラック運送事業の現況

トラック運送事業については、輸送の安全対策とともに環境対策が重要な課題となっており、低公害車の普及促進など環境負荷の軽減に関する様々な施策が実施されている。また、

事業における長時間労働、乗務員不足の改善のために取引環境・労働時間改善などが喫緊の課題となっている。

第5表　貨物自動車運送事業輸送実績の推移

区分＼年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
		トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア	トン数	シェア
全国	営業用	2,550,515	67.3%	2,602,052	66.9%	2,557,548	66.8%	2,512,059	66.4%	2,509,475	67.4%
	自家用	1,236,483	32.7%	1,286,345	33.1%	1,268,451	33.2%	1,268,446	33.6%	1,215,322	32.6%
	合計	3,786,998	100.0%	3,888,397	100.0%	3,825,999	100.0%	3,780,504	100.0%	3,724,797	100.0%
近畿	営業用	378,461	75.0%	386,524	74.6%	387,801	75.4%	369,621	71.9%	368,266	72.7%
	自家用	126,057	25.0%	131,775	25.4%	126,421	24.6%	144,339	28.1%	138,592	27.3%
	合計	504,518	100.0%	518,409	100.0%	514,221	100.0%	513,960	100.0%	506,859	100.0%
兵庫	営業用	110,162	78.0%	109,899	74.1%	106,764	78.6%	99,085	76.3%	106,076	76.4%
	自家用	30,999	22.0%	38,328	25.9%	29,096	21.4%	30,779	23.7%	32,715	23.6%
	合計	141,161	100.0%	148,227	100.0%	135,860	100.0%	129,864	100.0%	138,791	100.0%

資料:国土交通省「自動車輸送統計年報」 単位:千トン

〔備考〕シェア:全国＝全国における自家用、営業用貨物別の占有率
近畿＝近畿6府県における自家用、営業用貨物別の占有率
兵庫＝兵庫県内における自家用、営業用貨物別の占有率
自家用特殊用途車を除く

兵庫陸運部

監査部門

1　自動車監査指導の現況

輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識の下、自動車運送事業の適正な運営を図るため、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反の疑いのある事業者を優先的に監査対象とするなど、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的とした効果的な監査、及び監査の結果判明した法令違反に対する行政処分、並びに法令遵守意識の醸成のための呼出指導を実施している。

また、国土交通省では、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成１８年１０月から導入され、神戸運輸監理部兵庫陸運部では、制度の浸透・定着を図るため、自動車運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を実施している。

第1表　令和7年度自動車運送事業の監査等状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
バ ス	1	1	6	1	2	2	4	23	4	4	2	2	52
タクシー	6	3	1	2	5	2	6	0	3	3	2	1	34
トラック	3	11 《1》	15 《10》	30 《24》	20 《14》	24 《7》	7	9	3	2	11	7	142 《56》
合　計	10	15	22	33	27	28	17	32	10	9	15	10	228

※監査等は、臨店監査、呼出監査のほか、呼出指導を含む。

※《　》内の数値について日本郵便(株)の件数を計上。件数については、内数で計上。［第２表同じ］

第2表　令和7年度自動車運送事業の行政処分等状況（監査による処分）

	許可取消	事業停止	車両の使用停止			警　告	合　計 件　数
			件　数	車両数	延日車数		
バ ス	0	0	1	6	10	8(2)	9(2)
タクシー	0	0	3(1)	18(2)	60(20)	9(2)	12(3)
トラック	0	1	66(25) 《41》	125(64) 《59》	3640(1106) 《2431》	24 《22》	91(25) 《63》
合　計	0	1	70(26)	149(66)	3710(1126)	41(4)	112(30)

（　）内の数値について、令和６年度に監査を実施し、行政処分結果が令和７年度となった件数を計上。件数等については、内数で計上。

※行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取り消し処分を行政処分という。

また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

兵庫陸運部
検査整備保安部門

1　自動車特定整備事業の現況

(1) 自動車特定整備事業者等の推移

自動車特定整備事業者数等については増加傾向が見られたが、令和５年度から２年連続で減少している。また、整備主任者は増加する一方、自動車検査員は減少傾向となっている。

第１表　自動車特定整備事業者数等の推移　(各年度末現在)

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認証工場	3,414	3,423	3,447	3,444	3,434
認定工場	98	97	97	96	95
指定工場	1,132	1,130	1,127	1,129	1,113
整備主任者	7,622	7,602	7,625	7,627	7,839
自動車検査員	3,354	3,382	3,387	3,379	3,269

(2) 自動車整備士の現況

近年は、少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減していることから、平成２６年度から高等学校訪問をすることにより人材確保に取り組んでいる。なお、過去５年間では令和６年度が最小であったが、令和７年度では増加に転じている。

第２表　兵庫県内において合格した整備士数　　(単位：人)

項目＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一級	大型自動車	－	－	－	－	－
	小型自動車	57	53	52	20	83
	二輪自動車	－	－	－	－	－
	小 計	57	53	52	20	83
二級	ガソリン自動車	408	389	443	382	374
	ジーゼル自動車	284	297	350	290	280
	自動車シャシ	－	－	－	－	－
	二輪自動車	9	16	12	20	13
	小 計	701	702	805	692	667
三級	自動車シャシ	59	55	54	47	44
	自動車ガソリン・エンジン	115	162	158	124	104
	自動車ジーゼル・エンジン	0	2	8	4	17
	二輪自動車	13	21	7	23	10
	小 計	187	240	227	198	175
自動車	タイヤ	0	0	0	0	0
	電気装置	1	0	3	0	0
	車体	48	24	51	38	49
	小 計	49	24	54	38	49
合 計		994	1,019	1,138	948	974

2　自動車検査業務の現況

(1) 検査関係業務量の推移

兵庫陸運部における過去５年間の検査業務量の推移は、指定整備率及び、継続検査（持込）は横ばい傾向が見られ、新規検査等は令和５年度から２年連続で増加している。

第３表　兵庫陸運部　検査業務量推移

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定整備	406,043	422,532	407,455	415,495	420,168
継続検査	93,304	96,663	94,392	95,655	94,180
新規検査等	27,349	23,781	22,410	24,440	25,927
指定整備率	81.31%	81.38%	81.19%	81.29%	81.69%

（参考）　姫路検査登録事務所　検査業務量推移

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定整備	191,847	201,961	194,773	189,539	183,360
継続検査	83,879	86,260	84,268	87,876	86,241
新規検査等	12,106	11,211	11,337	13,423	13,484
指定整備率	69.58%	70.07%	69.80%	68.32%	68.01%

(2) ユーザー車検件数の推移

兵庫陸運部における過去５年間のユーザー車検の推移は、ほぼ横ばいとなっている。

第４表　兵庫陸運部　ユーザー車検件数推移

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
持込車検総数	120,653	120,444	118,664	121,840	110,233
ユーザー車検数	44,600	45,569	44,541	40,586	41,750
ユーザー車検率	36.97%	37.83%	37.54%	33.31%	37.87%

（参考）　姫路自動車検査登録事務所　ユーザー車検件数推移

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
持込車検総数	95,985	97,471	96,670	102,138	97,238
ユーザー車検数	34,040	34,737	34,376	36,424	37,170
ユーザー車検率	35.46%	35.64%	35.56%	35.66%	38.23%

(3) 街頭検査実施状況(令和７年度)

第５表　兵庫県下の実施状況

兵庫陸運部

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数	
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計						
一般街頭検査	2	4	9	2	28	43	25	1	1	0	法第54条	1
											法第54条の2	1
時間外街頭検査	3	29	89	33	4	155	17	7	14	0	法第54条	7
											法第54条の2	14
構内検査	49	185	2	63	0	250	2,621	2	3	0	法第54条	2
											法第54条の2	3
合　　計	54	218	100	98	32	448	2,663	10	18	0	法第54条	10
											法第54条の2	18

姫路自動車検査登録事務所

街頭検査等の区分	実施回数	出動人員					検査車両数	うち整備不良車両数	うち不正改造車両数	検査証有効期間切れ車両数	整備命令発令件数	
		国土交通省	警察	自動車技術総合機構	その他	合計						
一般街頭検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	法第54条	0
											法第54条の2	0
時間外街頭検査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	法第54条	0
											法第54条の2	0
構内検査	46	47	0	46	0	93	1,931	0	4	0	法第54条	0
											法第54条の2	4
合　　計	46	47	0	46	0	93	1,931	0	4	0	法第54条	0
											法第54条の2	4

3　運行管理者資格者証の交付、整備管理者研修、自動車事故報告の状況

(1) 運行管理者資格者証の交付

第６表　運行管理者資格者証の交付状況

項目＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資格者証交付枚数（貨物）	1,106	926	744	636	706
資格者証交付枚数（旅客）	222	166	145	138	140
合　　計	1,328	1,092	889	774	846

(2) 整備管理者研修

第７表　整備管理者研修の実施状況

項目＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
選任前	実施回数	15	12	15	15	11
	人　数	647	587	602	629	640
選任後	実施回数	24	23	21	20	12
	人　数	1,477	1,673	1,766	1,696	1,605
合　計	実施回数	39	35	36	35	23
	人　数	2,124	2,260	2,368	2,325	2,245

(3) 自動車事故報告

第８表　自動車事故報告の状況

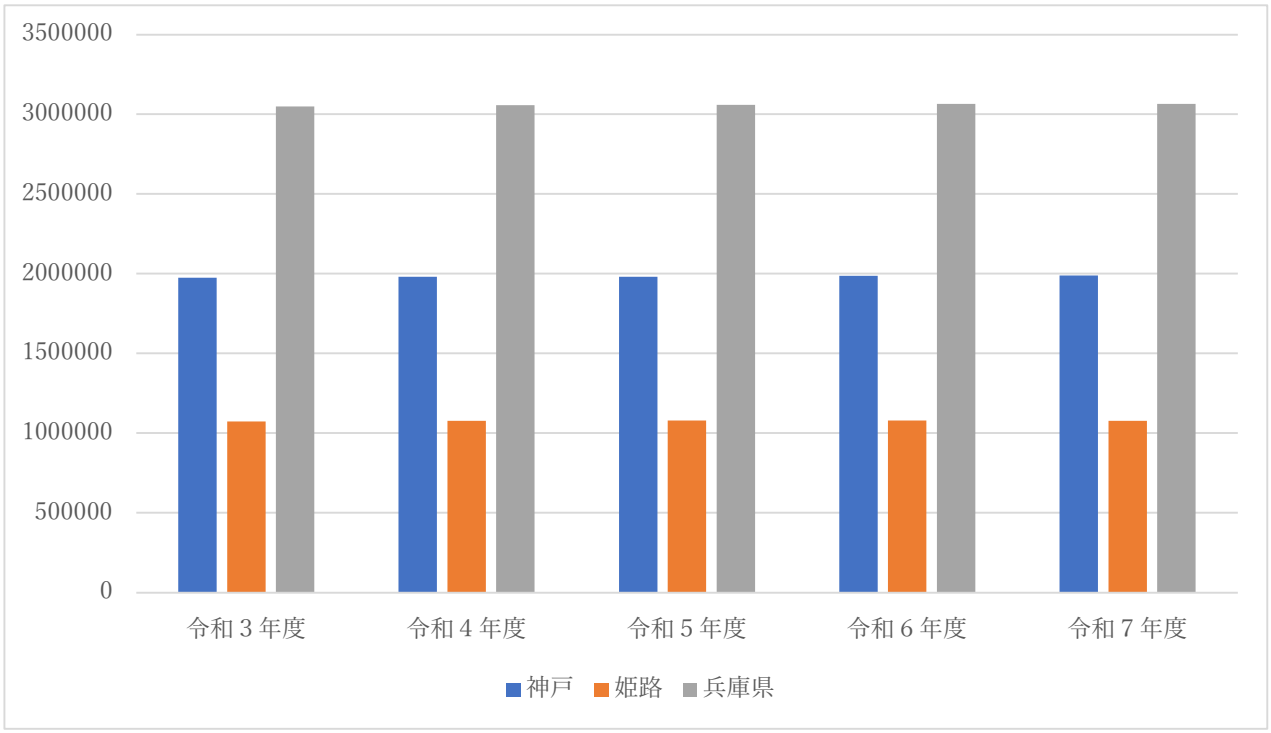
項目＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
バ　ス	件数	73	75	72	90	73
	死者(人)	1	2	0	0	0
	重傷(人)	6	12	11	11	12
	軽傷(人)	0	9	7	27	50
ハイヤー タクシー	件数	9	14	25	19	16
	死者(人)	2	0	3	3	1
	重傷(人)	7	13	22	11	16
	軽傷(人)	7	4	2	11	27
トラック	件数	41	67	67	95	85
	死者(人)	12	15	11	10	11
	重傷(人)	15	24	23	23	22
	軽傷(人)	13	21	73	23	21
レンタカー 等	件数	0	1	0	0	1
	死者(人)	0	0	0	0	0
	重傷(人)	0	0	0	0	0
	軽傷(人)	0	1	0	0	0
合　計	件数	123	157	164	204	175
	死者(人)	15	17	14	13	12
	重傷(人)	28	49	56	45	50
	軽傷(人)	20	35	82	61	98

兵庫陸運部
登録部門

1　管内自動車保有車両数の現況

兵庫県下の軽自動車を含む自動車保有車両数は、令和７年度は半導体の供給不足、一部メーカーの認証不正等の影響が緩和されるなかで対前年比０．０３％増加したが物価高などの影響により昨年度と同様に新車販売が伸び悩み、保有台数の増加が限定的となっている。

第１表　自動車保有車両数（登録車（小型二輪車を含む）・軽自動車）　　（各年度末現在）



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
神戸	1,974,660	1,979,795	1,981,000	1,986,168	1,988,944
姫路	1,074,140	1,076,704	1,078,252	1,078,510	1,076,599
兵庫県	3,048,800	3,056,499	3,059,252	3,064,678	3,065,543